

アジアの動向

1965

フィリピン

アジア経済研究所



11567732

アジア経済研究所

Ja
3
A54



フィリピン／浅野幸穂

この「アジアの動向」＜国別シリーズ＞1965年は、月刊「アジアの動向」を各国別に1冊にまとめ、さらに総目次、年表、諸統計索引等を追録したものです。

今後、毎年刊行を予定しておりますので、国際政治・経済の焦点になっているアジア諸国の動きを適確に把握する基礎的資料として、月刊「アジアの動向」とあわせてご利用ください。

国別シリーズ：1965年 韓国／中国／インドシナ／フィリピン／タイ／マレーシア・シンガポール／インドネシア／ビルマ／インド／パキスタン／シベリア開発

目 次

1965年の回顧	(i)
年 表 (1965年)	折込

〔解 説〕

対A・A外交の進展 (7月)	85
新金融措置とその背景 (9月)	105
平価切下措置と工業界 (10月)	121
選挙の結果と新政権の行方 (11月)	141

〔主要事項〕

南ベトナム派兵問題 (6月)	71
織物輸入禁止問題 (6月)	72
国内資本保護と外資政策 (6月)	74
外資問題 (7月)	86
賠償による輸入の問題 (7・8月)	87
保護関税論争 (8月)	87
織物業の問題 (7・8月)	87
一次産品における若干の動き (8月)	88
経済政策をめぐる論争のその後 (9月)	107
選挙結果 (11月)	143
ペソ切下げ措置の反響 (11月)	144
マルコス大統領の就任演説 (12月)	151
1965年のフィリピン経済 (12月)	152

〔日 誌〕

1・2・3月 (1)	4・5月 (37)	6月 (76)	7・8月 (89)	9月
(109)	10月 (123)	11月 (145)	12月 (154)	

〔資 料〕

1955—64年フィリピン経済総合調査報告書 (計画実施局) (5月)	65
---	----

目 次

AA会議に関するペラエス報告(7・8月)	98
フィリピン家計調査(7・8月)	100
賠償により輸入される消費財品目(7・8月)	103
国家経済会議(NEC)年次報告(9月)	114
フィリピン中央銀行の金融措置(9月)	115
1965年上半期のフィリピン経済(計画実施局)(10月)	127
フィリピン金融財政政策の評価(エナレス国家経済会議議長)(10月)	131
新内閣の閣僚リスト(12月)	163
第6国会の構成(12月)	163
フィリピン経済の1965年実績と1966年の展望(バルマセーダ商工相)(12月)..	168

〔諸 統 計〕

1966会計年度予算案(13)	1964年度GNP(35)	織物生産額と製造業総生産額(73)	織物貿易額(73)	織物輸入量(73)	1964年度の外国援助額(77)		
国内投資状況(1965.2~5)(78)	1964~65年度砂糖生産高見積り(78)	フィリピン推定人口(65.7現在)(90)	国民経済の構造的変化(93)	第10年度賠償計画案(96)	家内工業の現状(1964~65年度)(109)	フィリピン開発銀行事業状況(1965年度)(111)	マニラの外国人小売商の動向(161)

フィリピン

1965年の回顧

フィリピンの経済界では、年末近くなって起った選挙戦の終了=新政権の成立と、20%留保廃止、ペソ平価固定によって、この年の経済活動を不安にしていた二つの要因が解消したものと受取られている。たしかにマカパガル政権がその中心施策としてきた自由化（デコントロール）をその後の経済情勢の中で首尾一貫できず、20%留保廃止を長く未解決の宿題としてきたことは、昨年来の金融ひきしめと相まって、この年の経済活動を昏迷させていた主な要因であったし、1年余にわたってたたかわれてきた選挙戦はこのような経済情勢を一層不明確にしていた。ところで、マカパガル時代の終りを印しづけたこれらの諸事件はどのような問題状況下におこり、どういう意味をもったであろうか。

全般的な経済情勢

フィリピン経済の最近の全般的傾向を示すものとして経済成長率の鈍化が指摘されている。とくに選挙戦における現政権の施政の評価とからんで論議の対象となったが、鈍化の事実はおおえないようである。最近発表された1964年のGNPの伸びは名目で9.1%、実質（1955年価格基準）で3.8%で、社会経済開発5ヵ年計画の目標平均年率6%から遠いばかりでなく、これは前年の名目14.5%、実質5.2%から見てもかなり低いものであった（*NEC Statistical Reporter*, 9 (4), 但しMB紙65. 11. 18の紹介による）。1965年の数字が著しく改善されたという徴候はない。フィリピン資本がほぼ確立した重要業種——織物、電気製品、自動車組立、紙パルプなどでは在庫増や操短がめだち、端的な指標として65年のトラック・商業車の販売台数は記録的な低さ（前年比34%減）であった（*MB*, 66. 1. 24）。不振の最大の原因として指摘されているのは前年来のきびしい金融引締政策である。1962年の自由化により為替管理が撤廃されてからフィリピンの金融政策は、①外貨保有の

フィリピン (12月)

管理、為替相場の安定、②物価水準の安定などの役割を負わされることになった。ところで、自由化は輸出インセンティブとして大いに寄与したが、反面フィリピンの工業の輸入依存度が大きいこと、ことに貿易外送金激増から、外貨事情はまもなく悪化し、かつ自由化後の物価上昇が著しかった。こうして自由化後の通貨膨張、外貨ポジション悪化、物価上昇に対して、64年から一連の銀行貸出抑制の措置がとられ、65年に継続されたのである (第1表参

第1表 経済諸指標

	1960	1961	1962	1963	1964	1965
通貨量 (年末の数値, 100万ペソ)	1,895.8	2,219.3	2,504.7	2,954.3	2,873.8	2,738.4 ⁽¹⁾
外貨準備 (年末の数値, 100万ドル)	192.1	103.3	140.8	147.5	134.4	166.9 ⁽²⁾
輸入 (月平均, f. o. b. 価額, 100万ドル)	50.3	50.9	48.9	51.5	65.0	63.8 ⁽³⁾
輸出 (")	46.7	41.6	46.2	60.6	61.8	62.4 ⁽³⁾
小売物価指数 (1955=100)	117.8	119.7	128.3	136.4	146.9	148.9 ⁽⁴⁾

(注) (1) 65年8月31日現在。

(2) 65年9月30日現在。

(3) 1~7月平均。

(4) 1~9月平均。

出所: *Central Bank News Digest, 1965. 10. 19.*

照、なおエナレスNEC議長「フィリピン金融財政政策の評価」、『アジアの動向』10月号資料参照)。ここでこの金融引締の影響は銀行はもちろんだが、ことに工業部門ではすでに62年の自由化=平価切下によって(輸出の大半を占める農・鉱業部門の収入が増大したのに反し)設備、原材料を輸入に依存する関係から大きな打撃を受けていたのに重ねての打撃であった。自由化により、為替レートを実勢に近づけて輸出増進をはかり、外貨導入の環境を整備し、その上に彼の社会経済5ヵ年計画の推進を企てたマカパガルの構想は、「安定か成長か」のジレンマと称せられるような関係(Bernardino Ronquillo *Far Eastern Economic Review*, 66. 1. 6)を拡大再生産することになった。このため自由化の課題自体、貫徹させることができなかった。「平価切下」を迎えたフィリピン経済の状況はほぼこのようであった。

平価切下問題

「平価切下」論議の経緯をみると、そのきっかけは、中央銀行が9月に行った一連の金融措置であった。これには銀行、商業会議所、輸出生産者協会などが「実質的な外貨規制への復帰」と一斉に反対したが、工業会議所 (PCI) にとっては、これは密輸防止のための貿易外外貨送金への規制として要求してきたものに一致しており、これを歓迎した (PCI 理事会年次報告, *Industrial Philippines*, 65年9月号)。自由化以後、貿易外送金の形をとっての「技術的」密輸 (technical smuggling) が年々増加をつづけ (第2表参

第2表 外貨支払

(月平均額, 単位: 100万ドル)

	1960	1961	1962	1963	1964	1965
支払総額	55.03	66.86	77.22	95.71	117.17	122.76
商品輸入	42.37	49.26	42.08	48.02	55.73	52.01
その他の支払	12.66	17.60	35.14	47.69	61.44	70.75

(注) 1965年の額は1~6月の平均値。

出所: *Central Bank News Digest*, 1965. 10. 19.

照。ここで「その他の支払」中大部分は諸種貿易外送金である), 外貨ポジションの悪化をもたらすとともに、国内産業に対する「不公正な競争」となってきた。中央銀行の措置はこれの抑制にあった。この問題をふくめ、工業会議所新会頭ヴィラータは、フィリピン経済の当面する問題を、為替レート切下、関税引下を融資、税制、その他の奨励措置と合わせて包括的に提案した。その意味するところは、「技術的」密輸の抑制と、輸出力強化であった。しかし、「平価切下」の方向は、農産物生産・輸出業関係からは支持を受けたが、PCIのこれまでとってきた方針とは対立するもので、当然PCI内部にはげしい反対論議を呼びおこした。これは工業界内部の輸入依存度、輸出力の差を反映する基本的戦略をめぐる論争であった (『アジアの動向』10月号参照)。

しかし、実際に政策措置として出てきたものは、レートの固定 (実勢レートの追認) によってペソの不安定性を封じた意義を別とすれば、20%留保要件の廃止=輸出レートの切下げおよび若干の金融緩和 (年間約2億5000万ペソ) ということであり、またしてもこの直接の受益者は農産物を中心とする輸出・生産部門であって、先の論議にあらわれた工業界の当面する問題と要

求にこたえるものではなかった。果然、PCI内部でヴィラータ会頭に対立したりチャウコらは、20%留保全面的廃止の措置に反対を表明し、新政権に選択的統制の方向を要求したのであった。

工業化途上の問題点

経済を農業中心的構造から農・工的構造へと変容し、かつそこにフィリピン人の主導権を確立することは、この国の最大の課題であろう。前述のデコントロールの影響、金融引締、貿易外送金による密輸などの諸点のほかに、1965年の具体的動きから、次のようにこの国の工業化途上の問題や悩みが整理されよう(工業家の意思の公的表明であるPCI理事会の報告や、全国製造業者生産者大会の決議諸項目の内容はそれを物語っている。*Industrial Philippines*, 65年5月および9月号)。

1. 国内市場のせまさ。64年の1人当たりGNPは1955年価格基準で413ペソと伝えられ、その絶対的低さだけでなく、これが1961年の404ペソ以来ほとんど横ばいをつづけていることがわかる。しかも所得の分布の面で考えると、最近発表された1961年の所得分布を見ても、むしろ1956年当時

第3表 所得分布 (1961年)

	家族数 (%)	所得 (%)		家族数 (%)	所得 (%)
500ペソ以下	17.0	3.3	2,500~2,999	4.1	6.2
500~ 999	29.3	12.0	3,000~3,999	5.0	9.4
1,000~1,499	17.8	12.2	4,000~4,999	2.4	5.8
1,500~1,999	12.0	11.5	5,000以上	5.8	31.3
2,000~2,499	6.7	8.3	計	100.0	100.0

出所: Peregrino S. Reyes and Teresita L. Chan, Family income distribution in the Philippines. *Statistical Reporter* 9 (4). 但し, MB 紙 1966. 12. 25 の紹介による。

よりも高額所得者の集中傾向を示している。圧倒的多数の大衆の購買力が依然低い事情が変わっていないことがわかる。

2. 国内市場防衛の問題。輸出品目の構成、進出業種などからも明らかのように、フィリピンの工業は、いまだ十分の輸出力をもつに至っていない

いが、国内市場の確保自体大きな努力を必要としており、これは商品・資本の輸入においてフィリピン企業を外国の競争から保護する要求となる。65年に商品輸入の面では、総合関税法立法化の要求、反ダンピング法の効果的運用の要求、すでに国産されている商品の賠償による輸入および全国交易公社による輸入に対する反対が表明された。この点でとくに大きくクローズアップされたのは、不振の状態にある織物業防衛のため時限的に輸入禁止立法をする問題であった。総合関税法は大統領の拒否権に会ったが、その後数次にわたって大統領命令で部分的改訂が実施された。資本については、PCIからフィリピン人企業の創始・確立した分野への直接投資に反対の表明がなされ広く論議された。

3. 資本および原材料の外国依存。投資奨励・優遇措置の立法はPCI案が国会に提出され、上院で可決されただけで未成立に終わった。この中では、外国資本に対して前項のようにフィリピン資本確立分野の確定・制限を行なう一方、合弁形態による外資導入をはかっており、自国企業の保護ともになお外資に依存するところが大きい。

また、フィリピンの工業の現段階は原材料・機械を輸入に依存することが多く、加工・組立工業的な性格をつよくもっている（第4表）。このこ

第4表 用途別輸入内訳

(単位: 100万ドル)

	総額	機械・設備	未加工原料	半加工原料	食糧	その他
1960	508.40	50.57	59.48	246.87	74.69	76.79
1961	591.07	71.71	60.50	285.04	64.75	109.07
1962	504.93	67.11	66.28	261.36	43.72	66.46
1963	576.29	85.85	77.72	300.38	28.54	83.30

出所: *American-Philippine Yearbook, 1964-65.*

とが、さきのデコントロールの影響を強く受けることになり、為替レートの改訂に強い関心をもつ理由である。つまり、農産物で稼いだ外貨の大半を原材料・機械の輸入にあてることになっており、農業部門側が、論争の中で輸入原料に基づく「工業化」に疑問を投げるゆえんなのである。

4. 農業部門との関係。以上のような諸問題をめぐってことごとくに農業

フィリピン (12月)

生産・輸出部門との利害の対立が表面化する。農業部門は、輸出に対する自己の寄与を誇り、フィリピン企業の保護方針が外資に対する環境を悪化させることに警戒し、ことに次の対米経済関係の変更、具体的にはL-L協定の改訂に対して否定的で、農産物輸出をもっぱらアメリカ市場に依存する関係を維持しようとする。工業家の側は、フィリピン資本確立への過程で生まれた経済ナショナリズムをかかげ、対米依存から脱して輸出品と市場の多角化の方向を主張し、経済政策を工業化に向けようとする。この戦いが、65年も展開されたが、20%留保廃止 (PCIは輸出品多角化のために選択的廃止を主張した) や最近の新政権の政策表明にみるように、農業勢力の影響力は依然として根づよい。

5. 対米関係。(次節参照)

対米関係の調整

フィリピンの工業化における基本的問題はこの対米関係調整の問題と結び合っている。フィリピンの工業化途上の問題点が対米依存的な関係から生じているのである。その関係の集中的表現がラウレル＝ラングリー (L-L) 協定である。

3月8日、来比したバンディ米極東担当国務次官補の「米政府はL-L協定の延長を意図しない」という言明は政府、商業会議所などから歓迎されたが、PCIはこの発言の中に現行特権の尊重という意図をよみとって警戒した。決議に見られるPCIの正式態度は「L-L協定第6、7条の平等権条項を重視し、これが廃棄されるなら1965年現在の関税特惠と割当制の無期延長に反対しない。フィリピンは、同様な協定を他先進国と結び、最終的には国連貿易開発会議の原則にもとずく、開発国、低開発国間の多角的協定実現につとめる自由がある。第6、7条の条項は両国の同意の下にできる限り早急に廃棄させる」というものであった。

L-L協定の再交渉問題は、表立った選挙戦の争点とならず、また新政権は最近、むしろL-L協定の定める関係の現状維持を表明している。しかし、フィリピンの工業家の意思はこのように「平等権」条項の即時廃棄＝フィリピン人の指導権確立をつよく求めており、しかも低開発国の一環として自国を

位置づけ、市場多角化を打出していることが注目される。これに関する動きはEEC諸国への代表団派遣、オーストラリアとの通商協定調印、日比条約批准促進、アジア開銀、東南アジア共同市場への熱意などである。東南アジア共同市場構想においては、日本やオーストラリアの参加を排除して自国の指導性を貫こうとし、また製造業者大会の決議が東南アジアとの関係で内政不干渉をあげていることは、関係国との国交回復要求とともに現実的な国家利益の追求を要求しているのである。

ただ、現実の対米経済関係は、砂糖の割当制やアバカ備蓄放出問題のように、輸出農産物を軸に依存度がふかい。こうした農業部門の利害がアメリカ側の利益と一致して、直線的な工業化の障害打破を困難にしているのである。

以上の経済関係を基本として、前年全面的に展開した対米関係のその他の側面として、①航空権交渉、②基地協定改訂交渉、③ベトナム派兵、の問題がある。①は64年8月のジョンソン・マカパガル宣言に沿って、フィリピンの平等化要求をもとにつづけられてきたが、8月に行なわれた交渉は決裂し、選挙後の12月、マカパガルは米2航空会社の第3便運行を取消した。②は1959年の改訂交渉後持越されてきた問題で、64年の米兵の比人射殺事件を契機に交渉がはじまり、うち裁判権問題については8月妥結調印された。さて③の問題は従来民間援助として行なわれていたが、2月のアメリカ軍の北爆後、実質的参戦をつよく求められてきたもので、介入に不安を感じる国内の声もつよく、国会の閉会によりついに実現しなかった。選挙後あらたにアメリカ側の働きかけはつよく、新政権に実現がつよく迫られてきている。

1964年来の大衆・学生デモは、この年数次にわたり対米関係全般にわたって抗議を提出し、新しい動向を示すものとなっている。

マルコス政権の成立と課題

注目の全国選挙は11月9日に行なわれ、下院を除きナショナルスタ党の勝利に帰し、12月30日マルコス政権が正式にスタートした。

今回の選挙戦にあらわれた政策的対立は稀薄で、このことは、前回の選挙と対照的である。すなわち、1961年にはガルシア政権の「フィリピン人第一主義」に対し、マカパガルが、自由化による外資導入の環境整備、社会経済

フィリピン (12月)

5ヵ年計画の実施を対置した。

選挙直前の、20%留保を廃止し、金融を緩和し、統制を復活させない、というマルコスの公約表明は、マカパガルをして急拠留保廃止を実現させた。このことからみると、マルコスのかかげた政策は、むしろ自由化実施後もたらされた経済情勢からマカパガルが果たせなかった課題を完成させることにあるようだ。経済界が選挙と留保廃止の二つを経済環境の晴朗化と受取るのは、そのような期待があるからであろう。

こうして、政策的対立の稀薄化、かつてナショナリスタ党にかけられた独自性の期待の後退の中で、まだ十分強力でない工業化推進勢力は、自己の政治要求を荷う固有の勢力をもたないままに、成立した政権にその都度自己の要求実現を迫って行くのである。自由化の推進に対して、すでに工業界の一部では、留保制の全面廃止に反対し、統制=保護措置の要求も出ている。先述のような諸問題が存在する以上、工業化勢力の成長に伴ない、今後その要求はつよまらざるをえない。

ともあれ、かかる点から見ると、選挙後の新政権の行動から見て、今後の大きな方向づけは次のような流れを軸として展開するように思われる。

マルコスは、現在の経済の停滞を重視して、民間部門を奨励して生産を高め、農民など国民多数の所得の向上による国内市場の拡大=生産拡大をかかげ、とくに前政権の果せなかった主食の自給確立をめざしている。デコントロール後のマカパガル政権の直面した困難はすでに見たところであるが、マルコスは「自由企業」の方針の中で、今後予想される困難にいかなる政策で対処しようとするのか。肥料、種子、灌漑、融資などによる農民の援助以上に、マカパガルが着手したものの改革の実があがらなかった、もっとも基本的な土地改革の問題をどう受けついでゆくのか。

マルコスは、アメリカとの経済関係の急激な変更の道をとらず、両者の現存の利益を維持し、米国市場を保持することを期待している。とくに当選後ベトナム派兵の意向を表明し、米政府当局との折衝を通じてその方向を固めつつある。しかし、派兵は結局実現するにしても、工業化の基本的課題を中心に微妙化してきた対米関係によって、またとくにアジアとの関係によって内外の複雑な調整を必要としている。今日フィリピンのおかれた関係は、現

状維持的態度をいつまでも許さず、複雑な依存と抵抗のからみ合いの中で独自の「国家利益」を追求して行かざるをえない。

市場多角化の要求にもとずき、フィリピンはとくにアジア・アフリカでの地位の追求を強めて行くであろう。さしあたって、近隣のマレーシア、シンガポール、インドネシアとの国交回復あるいは関係の正常化、日比条約の調整・批准の動きが考えられるが、全般にアジア・アフリカとの結びつきは、AA会議に対する態度や、ことに先般のアジア開銀の本部誘致の問題に見るように、対中包囲という大きなアメリカの戦略配置上の地位は変わらないにせよ、単なる反共国家との結びつき以上に拡がらざるをえないのであろう。

一九六五年のフィリピン・年表

政 治		経 済		対 外 関 係	
1. 25	通常国会開会（～5.20）。			1. 25	平等待遇権、基地協定、ベトナム派兵などに反対して学生・労働者ら約5000人の反米デモ（マニラ）。
		3. 16	工業労働者の日給を6ペソに引上げる最低賃金法改正案下院で可決（4月21日成立）。	2. 26	フィリピン人を射殺した米兵に米軍軍法会議で有罪判決。
		3. 20	中央銀行、糖業に一時的金融緩和措置。	3. 8	バンディ米国務次官補、米国はL-L協定の延長を意図しないと語る。
		4. 1	蔵相「技術的」密輸阻止のため新税関規則公布（実施7月1日）。	3. 28	マカバガル大統領、米国の「ヒモつき援助」を批判（翌日釈明）。
5. 21	国会、特別会期召集（～6.24）。			4. 21	マカバガル、ロッジ米大統領特使と会談。
		6. 30	最高裁、20%留保要件の適法性をみとめる。	4. 25	ビリャリアル下院議長、ベトナムでSEATOの集団行動を要求。
7. 12	国会第2特別会期（6.30～）終了、予算案をのぞき重要案件はすべて成立せず。	7. 9	1966年度予算案両院で可決。	4. 30	外相、マクタン基地の米軍使用を許可と発表。
		7. 30	通貨委員会、金融の一部緩和措置。	5. 12	下院、ベトナム派兵支出法案を可決。
		8. 17	大統領命令で31品目の関税率改訂。	5. 31	国家安全保障会議、ベトナム支援で一致するも、援助の仕方については国会に委ねる。
				6. 18	ベトナム問題で学生・労働者2000人の反米デモ。
11. 9	全国選挙が行なわれ、大統領にマルコス(N)、副大統領にロベス(N)当選。上院は国民党、下院は自由党が多数。	9. 7	通貨委員会、密輸阻止と輸入制限のため外貨規制措置（22日補正）。	7. 5	ベラエスAA会議代表団長の報告発表。
		9. 23	大統領命令でブリキの輸入関税引上げ。	8. 10	米比基地協定中裁判権関係を改訂調印。
		10. 25	イリガン製鉄所、定礎式。	8. 20	不法入国者送還でインドネシアと合意。
		11. 6	大統領、ペソ平価改訂（1ドル=3.90ペソ）と20%留保要件廃止を発表。	8. 27	米比航空協定交渉（23～）で合意せず、中断。
				9. 8	アジア人民反共連盟年次会議マニラで開く（～12）。
		12. 16	マカバガル大統領、90品目の関税率を改訂。	11. 27	マルコス次期大統領、米記者にベトナム派兵示唆。
12. 30	マルコス、大統領に正式就任。	12. 17	アメリカとの9700万ドルのスタンドバイ・クレジットとりきめを発表。	12. 1	エカフェ関係会議で、アジア開銀本部をマニラにおくと決定。 マルコス、タン・シュー・シン・マレーシア内相と会談、国交回復を討議。
				12. 11	マルコス、マンスフィールド米上院議員と会談。
				12. 14	外務省、ベトナム戦線の米兵士の休養受入れを発表。
				12. 22	米と17基地の使用放棄をとりきめた協定調印。
				12. 31	マルコス、ハンフリー米副大統領と会談。

フィリピン日誌

1965年1月2日

▼ **国防相、国内治安のため軍の出動を命令**——ペラルタ (Macario Peralta) 国防相は、フク団の襲撃に備えて、また、前のフク団の「司令官」パルンガオ (Leoncio Parungao) を含む3名の殺害にかんがみて、1500名の国警と500名の軍隊を、パンパンガ、ヌエバ・エシーハ、タルラクおよびブラカンに派遣するよう、命じた。

1月3日

▼ **外相、インドネシアの国連脱退に遺憾を表明**——メンデス (Mauro Mendez) 外相は、インドネシアの国連脱退は「不運なこと」であり、スカルノが「節度ある健全な思考」を持つように期待すると、のべた。

1月4日

▼ **大統領、三つの条約を公表**——マカパガル (Diosdado Macapagal) 大統領は、ドゥマラン島で遊説中、三つの布告を発し、イスラエルとの友好条約、パキスタンおよびアラブ連合との文化協定を公表した。

▼ **ペンダトゥン議員、バンディ國務次官補と会談**——ペンダトゥン (Salipada K. Pendatun) 下院議員は、ワシントンでバンディ (William P. Bundy) 國務次官補と会談し、昨年10月の同議員を長とするベトナムへの国会議員視察団およびその後のフィリピン予備将校軍団 (Filipino Reserve Officers Legion) 視察団の報告をし、ゲリラ戦専門家、医師、看護婦、技術者、市民活動団などの派遣を含むフィリピンの対ベトナム援助増強を勧告した。これに対し、同次官補は重大な考慮を払う旨回答した。

▼ **中央銀行総裁、政策不変更を言明**——中央銀行のカスティージョ (Andres V. Castillo) 総裁は、記者会見の席上、今年の為替政策には何らの変更もなく、同銀行はペソを安定させ賃金労働者を保護するために「いかにしても」銀行レートを支持するであろうと、のべた。また、予想されるインフレを前にしてクレジットは緊縮の状態におかれつづけられるであろうと、のべた。ただし、現政権が提案している増税法案（輸出税法案、ガソリン、ディーゼル燃料税増額法案、教育税法案、法人・個人所得税増額法案）が国会を通過すればとの条件で、現行の金融引締政策の緩和を約束した。

フィリピン

1月5日

▼ マニラ航空に就航許可証授与——民間航空局のリベラ (Vicente Rivera, Jr.) 局長は、マニラ航空 (Air Manila) に翌6日から就航することを許可する証書を、新航空会社の社長オロビア (Eustacio Orobia) 将軍に手渡した。これにより、マニラ航空は、マニラ・カリボ・ロハス市間に二つの定期便を開設することとなった。

▼ Fairways 航空許可を承認——パルマセーダ (Cornelio Balmaceda) 商工相を長とする5人から成る民間航空管理委員会は、特別会議を開いて、Fairways (Filipinas Orient Airways) が定期および不定期の国内商業航空を操業することを許可することを、全員一致で是認した。これにより、同航空会社は、正式の許可をまわって1月末就航することになった。

1月6日

▼ パンパンガで治安措置——国警当局は、パンパンガ州の市町職員約260名がフク団との関係ありとの理由で監視下におかれてきており、他の約300名の一団も監視されていると、発表した。

1月8日

▼ SSS 従業員、スト——シド (Cipriano Cid) のフィリピン自由労働組合連合 (Philippine Ass'n. of Free Labor Unions) に加盟している SSS (Social Security System 社会保障制度) の従業員約1300名は、SSS 従業員を公務員の枠からははずすという公務員任用委員会のスピード (Abelardo Subido) 委員長の決裁に抗議して、ストに突入した。

▼ 大統領府森林業委員会、設置——マカバガル大統領は、森林業会議所 (Phil. Chamber of Wood Industries) の職員を招いたあとで、大統領府森林業委員会の設置を命じた大統領令第138号を発した。同委員会は、森林業に関する審議・勧告・計画・実施の諸任務を有するものとされた。

1月10日

▼ NASSCO 専務理事、鉄資源の流出に警告——NASSCO (Nat'l. Shipyards & Steel Corp.) のアブレラ (Bernardo Abrera) 専務理事は、フィリピン産出の鉄鉱すべてが輸出向けとされていることに対し警告を発し、この国の鉄資源の採掘・利用において何らかの確保政策が採用されるよう強調した。同専務理事によれば、フィリピンは2、3年以内に総合製鋼工場*をもつことになり、それらが完全に操業されるとすくなくとも約50万トンの鉄鉱が必要とされると、のべた**。

(注) * Iligan Integrated Steel Mills (完成予定1968年, 公称資本金4億ペソ)。
Sta. Ines Steel Mills

** 現在, Nassco だけでも船舶製造に12万トンのスクラップを消費している。

1月11日

▼ 産業関係裁判所, SSS ストに禁止命令——産業関係裁判所は, SSS (社会保障制度)のスト参加者に対し, ピケットを中止し, 妥協による双方の協定にもとずいて職場に復帰するよう, 命じた。

1月12日

▼ 大統領, 外務関係官に基本大綱を指示——マカパガル大統領は, メンデス外相はじめ外務関係職員に対し, 彼らが遵守すべき政策の基本大綱としてつぎのことを指示した。

フィリピンの独立・主権・安全および国家的尊厳の注意深い護持。防衛同盟の維持。合衆国はじめ自由世界の同盟諸国との互恵的努力の継続。アジア・アフリカ共同体との積極的な関係。国連に対する強い支持。日本・中華民国・スペイン・ラテンアメリカ諸国との関係の拡大。

1月13日

▼ 内国税収入局, 三増税法を提案——内国税収入局は, 内国税収入を3億5000万ペソ増加させるために三つの増税法を議会が採択するよう大統領府に勧告した。それらは, 次の通り。

1. 高所得者グループのために第3の段階(35%課税)を新設して, 所得税率を高める法案。
2. ガソリンに対して4セントボの追加税, ディーゼル燃料税の500%引上げを規定するコンクリート・ハイウェイ税法案。
3. 輸出される国内一次産品に課税する輸出税法案(内国税収入局の発表によれば, 農業生産性税法案)。

1月14日

▼ 大統領, 内閣改造開始——マカパガル大統領は, 内閣改造の手始めとして, マリーニョ (Salvador Maríno) 法相 (官房秘書官事務取扱) の上院議員選挙立候補, コンコルディア (Manuel Concordia) 法務次官の下院議員選挙立候補を予想して, ディアス (Ramon Diaz) GSIS (公務員保険制度) 専務理事を官房秘書官に, シング

フィリピン

ソン(Melanio Singson) イサベラ州知事を法務次官に任命した。

▼ **合衆国政府、合衆国兵をフィリピン法廷に引渡し**——合衆国政府は、自動車事故でフィリピン人1名を死亡させ9名を負傷させた合衆国軍人 Michael W. Baloga を、それがクラーク基地外でのことであり当該軍人が特別の軍事任務についていなかったことにより、フィリピンの裁判所に引渡した。

▼ **フィリピン人基地労働者の待遇改善**——合衆国のスビック湾海軍基地当局は、フィリピンで合衆国政府のために働いている労働者の待遇を今年から改善すると発表した。改善項目の主なものは次の通り。

1. 毎年12月15日ごろに1ヵ月分のボーナス支給。
2. 産休の許与(14週以内)。その間の給与は基本日給の60%。
3. 病欠(有給)2日の追加。総計年15日。
4. 勤続年1年につき2週間分給与にあたる退職手当。

なお、同発表によると、この変更を実施するためにこの地での規定が準備されつつあるとのことであった。

▼ **内閣委員会、インドネシア・コブラの仲継輸送を認可**——内閣の対外経済政策委員会は、ダバオ港にあるインドネシア産コブラ2隻分をフィリピン産コブラと混ぜないという条件で、西ドイツに仲継輸送することを認可することに決定した。なお、次の船に関しては、仲継輸送規則についての決定を待って、インドネシアに帰船するよう要請した。

1月15日

▼ **トレンティーノ議員、国民党中央委指導者に**——トレンティーノ(Arturo M. Tolentino)上院議員(上院多数派指導者、国民党副総裁)は、14日ヨーロッパから帰国し、党中央委員会の指導権を掌握した。

1月17日

▼ **統合労働党結成**——約15の全国的労働組合をメンバーとして、統合労働党(Consolidated labor party)の結成大会が開かれ、この席上、次の役員が選出された。

Vicente Rafael (フィリピン労働単一運動指導者)……党首

Antonio Policarpio (全国労働連合)……書記長

Antonio Dizon (フィリピン社会保障労働組合・島嶼間労働組織)……ビサヤ担当副党首

Cipriano Malonzo (ミンダナオ労働連盟)……ミンダナオ担当副党首

Pelagio Villegas, Jr. (民主労働者連盟)……会計係

なお、同大会で採択された決議の主要要求事項は次の通り。

1. 工業労働者には6ペソ、農業労働者には4ペソを最低賃金としてただちに国会が承認すること。

2. 農地改革法の即時実施。

3. 記号を解する者および18才以上の者に選挙権を与えて、有権者をすくなくとも200万にするような改正選挙法の再改正。

4. 高等学校までを無償義務教育とし、労働者・農民の貧しい子弟のために無償の選択的大学教育。

5. フィリピン労働法の制定。

6. 労働組合指導者・農民代表を、かれらの利害に直接かかわる政府部省に任命すること。

7. 上院がL-L協定における内国民待遇改正提案についての公聴会を開くこと。

8. 労働者の団結を祝うために、1965年5月1日、6月17日および8月8日に特別大会あるいは大衆集会を開くこと。

9. 統合労働党の1965年国会議員立候補者を選出するために、全選挙区において地域的大会を開くこと。

10. アメリカの在比基地内での市民の殺害を非難すること。

1月18日

▼ マニラ市長、デモを許可——マニラ市のピリェーガス(Antonio Villegas)市長は、国会開会の1月25日国会議事堂前での、また、合衆国大使館前での「民族主義的」デモを許可したと、報ぜられた。なお、このデモでは、シソン(Jose Maria Sison)の率いるKabataang Makabayan(愛国青年団)が、“parity(平等待遇権)”条項、基地協定およびその他の軍事協定の即時撤廃、小売業国民化法および農地改革法の実施、最低賃金の引上げ、金融引締状態の緩和、フィリピン「傭兵」が南ベトナムでたたかうことの禁止、などを要求するものといわれた。

▼ 国連特別基金、森林保護計画決定——国連特別基金の理事会は、マウンテン州に実験森林を作るために71万5000ドルを支出することに決定した。このさい、フィリピン政府に対して57万8000ドルの支出が同計画のために要求された。これにより、フィリピン森林保護をいっそう組織的で長期的な基礎におく第一歩が記された。

フィリピン

▼ **砂糖キビ畑をキャサバ・プランテーションに変える動き**——ネグロス・オリエンタル州の砂糖キビ畑をキャサバ・プランテーションに変えることがラウレル＝ラングリー協定の近い中における失効とそれにひきつづく砂糖価格の低落を予想して農業を多角化するための一歩として、検討されてきている。マニラのアルゴ精糖会社のパウエル (Vernon Powel) 社長とウェグウィッツ (George Wegwitz) 副社長とは、会社の原料供給源としてネグロス・オリエンタル州の大キャサバ・プランテーションの研究をおこなってきたと報ぜられている。

[PNS (Bacolod), I. 18.—M. B., I. 19.]

1月19日

▼ **大蔵省、刺繍工場の操業停止を発表**——大蔵省は、12の刺繍工場に対して、刺繍法違反のかどにより操業許可証を取上げたと、発表した。これらは、昨年織物輸入許可を取止められた17の工場に含まれている。

▼ **合衆国でのフィリピン債券発行協定、調印**——エチャノバ (Rufino G. Hechanova) 蔵相と中央銀行のカスティージョ総裁とは、ニューヨークで、Kuhn Loeb & Co., White, Weld & Co., および Lehman Bros. の代表者との間に、合衆国でのフィリピン国債——1500万ドル、15年間、6½%利付——の第1回売出しについての協定に調印した。

1月20日

▼ **プヤット議員を国民党全国監事会と執行委員会の長に選出**——国民党の指導者たちは、プヤット (Gil J. Puyat) 上院議員を、全国監事会臨時議長、臨時執行委員長に選出した。なお、党首故ロドリゲス (Eulogio Rodriguez) 議員の後継者選出は、今月末あるいは2月初めに開かれる幹部会に委ねられた。

▼ **計画実施局長、金融緩和を予告**——計画実施局のファバーリャ (Armand V. Fabella) 長官は、テレビ放送で、1964年の最初の9ヵ月間に商業銀行クレジットが10%増加したことを指摘し、「1965年にそれがさらに増加することは疑いない」と、のべた。ただ、「1965年には投資政策におけると同様、クレジット政策においてもいっそう選択的な諸措置がとられるであろう」とつけ加えた。

▼ **米・トウモロコシ生産者、政府当局の米不足推計を非難**——米・とうもろこし生産者連合会 (Ass'n. of Rice and Corn Producers) のモレノ (Mario Moreno) 副会長は、上院農業委員会での証言で、農業・天然資源省および NEC (国家経済会議) が米不足予測について「誤っているか、きわめて誇張された主張」をおこなって

いと非難し、さらに、昨年の輸入米の残余が多くあり、不足どころか余剰が見られるであろうと、のべた。

1月21日

▼ **イタリア貿易相、訪比** (—23日)—イタリアのマッタレルラ (Bernardo Mattarella) 貿易相は、イタリアの対比技術援助の可能性をフィリピン政府および商業界と話合うため、訪比した。同相が帰国後語ったところによると [UPI (Rome), I. 26.—M. B., I. 27.], フィリピン外務・貿易関係閣僚と同相とは経済・貿易関係をより緊密にすることを希望する点において意見の一致をみた。

▼ **国警当局、デモの暴力化を危惧**—国警の犯罪捜査課長トレンティーノ (Benjamin Tolentino) 大佐は、アメリカ大使館前でのデモ計画がブレア (Wm. McCormick Blair, Jr.) 大使の公邸と付近の車全部の焼打を含んでいるという「生の (raw)」情報を受取ったと、発表した。これに対し、アラネタ (Antonio Araneta, Jr., Antonio J. Araneta の息子) は否定し、四つの労働組織、六つの大学からの学生、および工業会議所の個々のメンバーを含む他の民族主義的グループがおこなう「若いフィリピン人たちの新興勢力」の「ナショナリズムのための示威大会」がもたれようと、のべた。

▼ **蔵相、イロイロ電化計画への融資について AID と協議**—エチャノバ蔵相は、イロイロ州における多目的開発計画実現のための6690万ドル借款の可能性について、AID のポーツ (Rutherford Poats) 極東局長と協議した。この計画が遂行された場合には、1万4000ヘクタールの土地が灌漑され、22の都市・町に電力が供給され、イロイロ州のほとんどの住民に飲料水が供給されるとのことである。なお、この計画は、ハラウル河についてのもの。

1月22日

▼ **学生デモ**—約1500名のフィリピン大学学生は、数名の教職員とともに、アメリカ大使館の閉ざされた門の前で「非情な」基地射殺事件に対して抗議する喧騒ではあったが平和的な3時間にわたる示威大会を開いた。

1月23日

▼ **PCI、下院議長提出の法案を支持**—PCI (工業会議所) のデルガード (Antonio Delgado) 会頭は、ピリャレアル (Cornelio T. Villareal) 下院議長が提出し発表した諸法案が全体として経済界・一般市民によって支持に値するものと、のべた。同会頭は、利潤が工業に投資されるという条件で資本利得税を廃止する法案と、国内

フィリピン

生産業者を不利な競争から解放するために現行の販売税を改正する法案とを挙げて、「これらふたつの租税措置が、下院議長が同様に支持した投資奨励法案とならんで、法として制定されるならば、大いに必要とされている勇気を工業部門に吹き込むであろう」と、のべた。

▼ **N. E. C. 議長、金融緩和措置**——N. E. C. のエナレス (Hilarion M. Henares, Jr.) 議長は、中央銀行のブリーニャス (Amado Briñas) 副総裁、合衆国 AID (国際開発局) のニール (Ernest Neal) 副長官とともに、改正された I. G. L. F. (Industrial Guarantee & Loan Fund) 協定に署名し、長期および中期の貸付を、貸付に備すると各銀行が認定した計画に対し、貸付をする資金を持たぬ商業・開発・貯蓄銀行への I. G. L. F.——中央銀行からの融資によって可能ならしめた。

▼ **経済調整局長官、飛行機生産計画促進を勧告**——経済調整局のアデボソ (Eleuterio Adevos) 局長は、飛行機生産計画の経済的実現性と時機を検討してきたミハレス (Cesar Mijares) 少佐を長とする特別委員会の報告にもとずいて、この計画を実施するに足る資金を持ち、この計画を担当する政府部局の設立を、大統領に勧告した。

1 月 24 日

▼ **デモに対する危惧**——バガツィング (Ramon Bagatsing) 下院議員は、計画中のデモが流血事件になるかもしれないと警告し、マニラ市会のトレンティーノ (Gerino Tolentino) 議員は、それが他の国での共産主義者の開くものと同等なものであるとして当局に対しその主催者の調査を要請しマリーニョ法相の報告を待つべきであると、主張した。また、カトリック教徒は、参加者 1 名を僧侶に扮させて 32 の軛を引いてアメリカ大使館に行進することは冒瀆であると抗議した。デモの指導者シソンは、政府の「挑発者」に対して警戒するよう各責任者に要請した。なお、全国学生同盟 (Nat'l. Students League) のムエゴ (Benjamin Muego) 委員長は、同組織がデモに参加しないとの声明を出した。

1 月 25 日

▼ **国会開会**——マカパガル大統領は、第 5 議会第 4 会期 100 日間の通常国会を召集し、年頭教書を読み上げた。この教書の中で、大統領は、「フィリピンの生活様式」が「自由の制度、平和の愛好、法規の遵守」の 3 要素から成っていること、「自由企業の国民計画の支配観念がナショナリズムであった」ことをのべた後、「国民のためのこの計画〔大衆に経済的繁栄と拡大された自由を与えるための計画〕の進

展におけるわれわれの努力な主要な諸結果」を109項目にわたって列挙し、楽観的・積極的な見解を披瀝した。

▼ **外相、南ベトナム中立化に反対を表明**——メンデス外相は、フィリピン国際法協会での演説で、「フィリピン共和国の存続に関する南ベトナムでの戦争の現実と意義に目を閉ざすこと」の大いなる誤りを指摘し、その中立化が「われわれを武装解除し、われわれの権利と自由の剝奪、……そして、最終的にモスクワとペキンの全体主義的帝国への併合に導くようすべての準備をととのえること」を目的とするものとして、強く反対の意を表明した。

▼ **反米デモ**——国会デモは、退役軍人の恩給上げのための別のデモがあったため、デモ主催者側により取り止められたが、約5000名のデモ隊は、模造の樞とフィリピン人を鉄鎖で首つりにしている「アンクル・サム」の人形をもってアメリカ大使館に行進した。

▼ **PAL 従業員、スト**——PAL (フィリピン航空) 従業員連合は、そのメンバー2000名の中約500名が経営者側の警告にもかかわらず、市民的自由の日 (Civil Liberties Day——1月21日) に欠勤届を提出しなかったとの理由で、4日間の給料支払停止処分にあつたことに抗議して、ストに突入した。

1月26日

▼ **関税局長、インドネシア産コブラの仲継輸送許可を取消し**——デ・ホヤ (Alberto de Joya) 関税局長は、フィリピン産コブラとインドネシア産コブラを分離しておくことという内閣が設定した条件が守られなかったとして、西ドイツへ仲継輸送するためダバオ港に碇泊中のインドネシア産コブラを積載する2隻の船舶に与えられた許可を取消した。

1月27日

▼ **法相、射殺事件について見解**——マリーニョ法相は、フィリピンは昨年11月27日にクラーク基地でフィリピン人少年を射殺した合衆国兵に対し裁判権を持つてはいないが、フィリピン政府は合衆国に対し当該軍人が勤務外にあったこと、私有のライフルを使用したことなど特殊条件を考慮に入れて裁判権を移譲するよう正当に要請できると、のべた。

1月28日

▼ **大統領、フィリピン国立銀行ストを CIR に付託**——マカパガル大統領は、フィリピン国立銀行とその約89の支店の従業員約2000名のストを、公共の利益に影響を

フィリピン

与えるものとして、CIR（産業関係裁判所）の仲裁に付託した。ストは、組合の代表も参加する人事委員会設置の公約を経営者側が果たせなかったことに抗議しておこなわれた。CIRは、マルティネス (Arsenio I. Martinez) 判事の下、ただちに、労資双方の調停をおこない、労資双方の共同人事委員会を設置することに同意が得られた。

2月1日

▼ **警察、フク団の活動に対し24時間警戒**——国家警察第1区の犯罪調査課は、アンヘレス市においてフク団がさらにいくつかの商社関係建造物に放火する計画を持っていると、報告し、このため当地の警察当局は24時間警戒体制に入った。

▼ **商工相、インドネシア・コブラの仲継に賛成**——バルマセーダ (Cornelio Balmaceda) 商工相は、インドネシア産のコブラの仲継貿易についての論議の中でフィリピンに帰することになると考えられる利点が「まったく看過されている」ことを指摘し、この仲継貿易に賛成の意を表明した。同相によれば、この仲継貿易は総額8億ドルに達するものであり、インドネシア産コブラの販売総額の70%がフィリピンのインドネシア向輸出品の調達に利用されること、フィリピン人業者が4%の手数料を受取りうること、フィリピンの港でインドネシア産コブラの転送のために必要とされる船舶の使用料を獲得しうること、労働者のために取扱料を確保しうること、フィリピン・インドネシア両国が輸出用コブラの高価格維持のために統一しうること、従来シンガポールおよび香港経由であったインドネシアの貿易をフィリピンで取扱える見込が生ずること、という利点を持つものである。

2月2日

▼ **下院、メンデス外相の罷免を要求**——下院は、クラーク空軍基地での「爆弾」デッチ上げ事件については合衆国大使館の弁明を何ら必要としないであろうというメンデス (Mauro Mendez) 外相の発言にいきり立って、とくに国民党議員を中心に、外相の罷免要求を掲げた。

▼ **フク団、フィリピン軍G-2に「浸透」の報告**——フィリピン国家警察長官ユーヘンテ (Vicente Yugente) 准将は、パンパンガ州のキャンプ・オリバスで開かれた会合の席上、フク団員が労働組合、教会、青年組織、教育界、報道界だけでなくフィリピン軍G-2内にも入り込んでいるとの報告に接した。また、この席上での報告によると、5522名の大衆を基礎にしたフク団活動家が81名であり、475の訓練セン

ター（うち416はアンヘレス市内）をつくっていて、フク団と連絡ありと断定できる市民が210名もいることであった。

▼ **国家公務員任用委、教員の資格審査を命令**——国家公務員任用委員会のスビード (Abelardo Sudido) 委員長は、国立大学の教育職員内への共産主義の浸透を抑制するために、国立大学の教育職員に対しては、30日以内に履歴についての質疑に応ずること、国立大学に就職を希望するものに対しては、国家検察庁、フィリピン警察・警察の保証を確保するように、命じた。

▼ **イロイロで、工業団地建設予備調査**——N. E. C. のエナレス (Hilarion M. Henares, Jr.) 議長は、フィリピンの専門家と国連工業団地使節団とから成る調査団が最近イロイロ市を訪問して当地に工業団地を建設する可能性について調査したと発表した。なお、同議長によると、この調査は全国にわたって工業団地を建設する全国的計画の一部であり、この建設によって工業化、とくに中小産業を奨励することであった。

2月3日

▼ **大統領、外相罷免要求を拒否**——マカパガル (Diosdado Macapagal) 大統領は、メンデス外相を罷免せよとの下院国民党議員たちの要求を拒否するとともに、マリーニョ (Salvador Mariño) 法相の基地問題報告についても後日外交審議会で取上げるという従前からの立場を固持し議会側の法相報告審理要求をしりぞけた。

▼ **トレンティーノ上院議員、合衆国軍基地の接収を要請**——上院多数党の指導者であるトレンティーノ (Arturo M. Tolentino) 議員は、上院での演説で、全国土に散在し約11万7000ヘクタールを占める17の米軍基地および保留地がいまや合衆国の役に立たなくなっていることを主張して、それらの基地および保留地を引継ぐよう、フィリピン政府に要請した。

▼ **オーストラリアの11の企業、合併を計画中**——Vaughan & Associates (International) Pty. Ltd. のヴォーハン (David Vaughan) 専務取締役は、商工省にバルマセーダ商工相を訪ね、オーストラリアの約11の企業がフィリピンの実業家たちと合併でフィリピンに企業を起す計画を持っているとのべた。同専務取締役の要請に応じて、商工相は、シドニー駐在のメディナ (Antonio T. Medina) 外国貿易促進担当官に対し、ヴォーハンの会社と密接な連絡を保ち便宜を与えるように命令した。

▼ **N. E. C. 議長、合衆国に対し織物製品の輸出削減を要請**——N. E. C. のエナレス議長は、合衆国の輸入織物に対する関税を引上げる動きを再考慮せよとの合衆国政府のフィリピン政府に対する抗議に対して、合衆国の側こそ、フィリピンの織物産

フィリピン

業と労働に害を与えるような古着とボロ切れの輸出を削減すべきだと、強く主張した。同議長は、もし産業と労働に害を与えるこの輸入が継続されるならば、N. E. C. に対し、関税引上げをはじめ現実的な諸方策を勧告するであろうと、のべた。

2月4日

▼ **比米基地協定改訂交渉**——メンデス外相とブレア (William McCormick Blair, Jr.) 駐比大使との間に、基地協定改訂に関する第3回の予備会談がおこなわれた。この会談の席上、ブレア大使は、現協定中のいくつかの条項についてのフィリピン政府の懸念が真正かつ正当であることを認め、合衆国政府が1947年比米基地協定の犯罪裁判権条項を合衆国の他国との防衛協定に一致させるよう改訂し現代化する用意を持っていることを、明かにした。

▼ **上院、フィリピン人殺害事件の裁判権引渡しを要求**——上院外交委員会は、カイコ (Librado Cayco) 外務次官とマリニョ法相の出席した秘密聴問会の席上、条約の「特別理由 (special reasons)」項を基礎にコール (Larry Cole) 航空兵の裁判権の引渡しを要求する立場をとった。

▼ **産業指導者ら、経済動向を悲観的に予測**——上院財務委員会のプヤット (Gil J. Puyat) 委員長を中心に開かれた「自由討論会 (bull session)」の席上、製材業者協会のデ・ラス・アラス (Antonio de las Alas)、運搬業会社のゴンサレス (Ramon Gonzales)、フィリピン織物業協会のユヒコ (Jesus Yujico)、パルプ製紙業のクレメンテ (Armando Clemente) は、異口同音にフィリピン経済に対し悲観的見解をのべ、国会の行動を要請した。

2月5日

▼ **ロハス上院議員、教員の資格審査令に反対**——フィリピン大学同窓会の会長ロハス (Gerardo Roxas) 上院議員は、2月2日スビード国家公務員任用委員長の教員の資格審査令に関して、当国立大学が自発的に採用している資格審査制だけで「浸透」の危険を回避するのに十分であると論じて、その無用性を主張した。なお、同大学の教職員は、「わが国の民主的立憲的秩序の範囲内で可能な限り自由に教員の義務を果たす」ことが国家の利益にもっとも適うことであるとして、国家公務員任用委員会の資格審査令の合憲性について最高裁判所の最終判定を要請するとの声明を出した。

2月7日

▼ **自由党スポークスマン、比米基地協定廃棄に反駁**——下院外交委員会のラモス

(Godofredo Ramos) 委員長 (自由党) は、東南アジアにおいて中国が好戦政策を追究しており勢力を拡大しつつあるときに、比米間の軍事的紐帯を全く断ち切れと主張する人びとを批難し、同時に、比米軍事基地協定を「党派政治の中へ」引き入れようとする動きに対して警告を与えた。

▼ 国防相、ミンダナオでインドネシア・スパイ逮捕を発表——ペラルタ (Macario Peralta, Jr.) 国防相は、南部軍事施設の3日間の視察旅行に出ていたサントス (Alfredo M. Santos) 参謀総長の報告にもとづいて、ミンダナオで外国のスパイが逮捕されたと、発表した。同相は、そのスパイの名を明かにはしなかったが、フィリピンへの不法入国者としてやって来たインドネシアの空軍将校であると発表した。

2月8日

▼ 中銀総裁、輸出税採択と為替レート固定を条件にクレジット事情を楽観——中央銀行のカスティージョ (Andres V. Castillo) 総裁は、輸出税法が国会を通過すれば政策委員会にペソの対ドル為替レートを「できるだけ早く」固定する意図のあること、そうすれば海外でより多くのクレジットを確実に受けることができることを、記者会見で明かにした。同総裁によると、あらたに確保できるクレジットは、IMFからの2500万ドルと合衆国民間商業銀行からの1億3710万ドルとであり、現在フィリピンが享受しているIMFからのスタンド・バイ・クレジット4040万ドルと合衆国民間商業銀行からの4750万ドル、さらにフィリピンの外貨準備高1億4860万ドル (4月2日現在) を加えると、準備総額は3億9860万ドルになるとのことである。

2月9日

▼ 大統領、軍の南方移動を容認——マカパガル大統領は、サンボアング・デル・スールのオルタンガ島沖合を航行中の大統領専用船上で、ペンダトゥン (Salipada K. Pendatun) 下院議長代理のサラングニ島における海軍基地設置案についての新聞記者の質問に答えて、フィリピンの軍事力を南方へ移動していることを洩らした。

▼ 大統領、23億ペソの1966会計年度予算案を提出——マカパガル大統領は、現会計年度よりも1億ペソ多い23億ペソの予算案を国会に提出した。予算案の内容の大略は以下の通り。

社会開発予算	9億0160万ペソ
〔内 教育関係	6億8620万ペソ〕
経済開発予算	6億4940万ペソ

フィリピン

内運輸通信関係	}	3億0070万ペソ
		2億1840万ペソ
農業自然資源関係		
国防予算		2億2720万ペソ
一般行政予算		3億0920万ペソ
債務返済予算		1億4600万ペソ

大統領は、とくに「インフラストラクチュア」関係計画のために3億5460万ペソも計上されたことを特徴として指摘した。なお、このような龐大な予算を賄う財源を確保するため、次のことを国会に要請した。

1. 政府がより多くの金を費消しようとする増税すること。
2. 起債限度額を10億ペソ以上にすること。
3. 外債の最高限度額を2億ペソ以上に上げること。
4. 放置されている特別基金の一般基金への流用を承認すること。

2月10日

▼最高裁、米輸入に対し禁止命令——最高裁判所は、前イロイロ州知事スルエタ (Jose Zulueta) がイロイロ州パライ・とうもろこし生産者協会を代表して5万ペソの保証金を積んで後まもなく、マカパガル政権が50万トンの米を輸入することを禁止する予備命令を発した。

2月12日

▼上院労働委、大統領に対し、PAL ストを産業関係裁判所に付託を要請——ガンソン (Rodolfo Ganzon) 議員を長とする上院労働委員会は、大統領に対して、17日間にわたるフィリピン航空 (PAL) のストライキを産業関係裁判所に付託するよう要請した。

2月13日

▼第三党、“Partido Pilipino” と命名——マンガラプス (Raul Manglapus) 上院議員は、バギオのロータリー・クラブの来賓として演説した中で、同議員の率いる第三勢力を“Partido Pilipino” と命名したことを明かにした。なお、同党は次の選挙では国会の段階で争う意図をもち、1967年の上院選挙に候補者を出し、1969年になつてはじめておそらく大統領候補を立てるであろうとのことである。

▼P. A. L. ストに中止命令——産業関係裁判所のパレーデス (Ansberto Paredes) 判事は、経営者側の要請により、フィリピン航空従業員組合 (Philippine Air Lines Employes Ass'n.) の不法なピケットに対する中止命令を発した。しかし、ストライ

キ参加者が平和的で秩序ある合法的ピケットを続けることは禁止されなかった。なお、この中止命令は、2月18日まで有効とされた。

▼ P. C. I. 貿易外支出の増大に対し警告——P. C. I. (フィリピン工業会議所) デルガード (Antonio C. Delgado) 会長は、中央銀行の数字を引用して、貿易外収支による外貨の流出が1961年の2億1130万ドルから1962年の4億2100万ドルへ、さらに1963年の5億7222万ドル、1964年の7億1128万ドルへと増大したことを、指摘した。また、これは貿易による外貨流出高(1964年) 6億4200万ドルをも超えるものであった。同会長は、この貿易外支出項目のうち最大のものが「雑目的」であり、それが1961年の7340万ドルから一躍1964年には5億6100万ドルになったとのべ、この支出が密輸物資の支払いにあてられたことは明かであるとして、この貿易外支出の増額に対し警告を発した。

2月14日

▼ 上院議長、米危機に対し提案——国民党の次期大統領候補に指名されているマルコス (Ferdinand E. Marcos) 上院議長は、ヌエバ・エシーハの米生産者に対し、毎年続いている米不足に対する解決策として次の3点を提案した。

1. パライの最低価格を現行の1カパン(約44キロ)当り12ペソから18ペソにするよう政府が助成すべきである。
2. 不可抗力によりもたらされる極めて低い供給という極度の緊急状態にある場合を除いて、米の輸入を禁止している法律を完全に実施すべきである。
3. 効果的な灌漑・水資源開発のための計画に重点をおくべきである。

2月16日

▼ U. P. 理事会、国家公務員任用委の命令に反対——フィリピン大学 (U. P.) の理事会は、ロムロ (Carlos P. Romulo) 総長の立場を支持することに決定し、2月2日のスピード国家公務員任用委員長の国立大学教育職員の資格・忠誠審査に関する回状を撤回させるに必要な措置をとる権限を総長に与えた。

▼ Philcoa 局長、コプラ仲継貿易反対に反駁——Philcoa (フィリピン・ココナツ局) のマルケス (Bienvenido Marpuez) 局長は、インドネシア産コプラの仲継貿易に反対する者は「欠点のない産業内にアラさがしをしている」と批難した。同局長によると、インドネシア産コプラはフィリピン産コプラに比べて劣るものではなく、しかもフィリピンが全世界消費量の60%、インドネシアが15%を供給していて近い将来に過剰供給の可能性がなく、市場操作と価格安定化のための協定成立の可

フィリピン

能性がある以上、この仲継貿易はフィリピンにとって有益なものとのことであった。

[M. B., 2. 16.]

2月17日

▼ P. A. L. E. A., C. I. R. の職場復帰令を拒否——フィリピン航空従業員組合 (P. A. L. E. A.) は、職場に復帰し23日にわたるストライキを中止せよとの産業関係裁判所 (C. I. R.) の命令に対し、C. I. R. がこの問題について裁定権を持っていないという主張に固執して、拒否の態度をとり、マニラおよびその郊外のすべての P. A. L. 事務所でのピケットを強化した。

2月20日

▼ N. E. C. 議長、単一のアジア共同市場に反対——N. E. C. のエナレス議長は、「アジアは人種、文化、制度の面であまりにも多様で経済統合の可能性をもたない」ために、単一のアジア共同市場ではなくて、タイ・インドネシア・マレーシア・フィリピン諸国間での東南アジア共同市場を考えていると、のべた。なお、同議長は、「低開発国と工業国との間の自由貿易は貧しい国を極度に不利な立場におく一方交通である」ゆえ、工業化されている日本ともオーストラリアとも共同市場を構成することを考えていないと、のべた。

▼ アジア商工会議所会議閉会——2月17日以来マニラで開かれていたアジア商工会議所第一回会議は、「それぞれの国および地域全体の将来の経済的運命を形成するのに民間部門が重要な責務を果すべきことを確認して、その責務をよりよく果すために各々相互に協力し各国会議所の努力および活動を調整することを決定し」、「当該地域の商工会議所を連合させることに原則として意見の一致をみて」、閉会した。

2月22日

▼ 大統領、南方の国防力強化を意図——マカパガル大統領は、カガヤンで記者の質問に答えて、軍が2億ペソを支出するための特別予算を要求したという *Bulletin* 紙の報道を肯定し、「南方を無視して北方の国防力に大きな重点をおいてきたフィリピンの国防体制の偏りを正す」ために追加軍事予算が必要であると、のべた。なお、大統領は、つぎのことを指令した。

1. フィリピン海軍がコタバトに海軍基地を設置すること。
2. コタバトのジェネラル・サントスに空軍基地を設置し、ミンダナオの陸軍2個師団の活動を強化せよという、ペンダトウン下院議員の提案を検討すること。
3. フィリピン=インドネシア間の国境・貿易協定をフィリピンの安全保障に

照らして再検討すること。

▼ **上院農業委、米輸入量の削減を要求**——アルメンドラス (Alejandro D. Almendras) 上院議員を長とする上院農業委員会は、最高裁判所によって停止された現政権の米59万5000トン輸入計画に対して、つぎの内容を含む法案を作成することに決定した。

1. 輸入米の量を、以前に N. E. C. (国家経済会議) が委員会の公聴会の席上で勧告した (N. E. C. は、のちに米・とうもろこし局の発表した数字に合わせて60万トンに変更した) 19万5000トンに削減すること。

2. 輸入が地理的な事情に応じて私的経営によりおこなわれ、これにより、米穀業者がそれぞれの地域で——ルソンとか、ビサヤとか、ミンダナオとかで——予想される不足を補うのに必要な穀物量を輸入することができるようにすること。

2月23日

▼ **大統領、糖業の救済を意図**——マカパガル大統領は、第12回糖業全国大会でディアス (Ramon Diaz) 官房秘書官の代読した演説で、フィリピンの余剰砂糖約40万トンを日本に売却するという提案を「真剣に考慮している」とのべた。大統領は、その対価として日本が同額の灌漑用ポンプ、手動トラクター、脱穀機、肥料など、この国の米生産の向上のために使用できるような農業必要品をフィリピンに売るのであると、説明した。

▼ **アバカ業者、穀物とのバーター協定を要求**——フィリピン・アバカ生産者・輸出業者協会のビリャヌエバ (Jose K. Villanueva) 会長は、アバカ業者を代表して、19万5000トンの米を輸入する権限を与えるというアルメンドラス上院農業委員長提案に砂糖とアバカとかいうこの国の産物とを交換する条項が含まれるよう、要請した。

2月24日

▼ **スペイン使節団、訪比 (～3月1日)** ——スペインのマリア (Fernando Maria Castiello) 外相夫妻、フランコ (Francisco Franco) の娘デ・ビリャベルデ侯爵夫人 (Marquesa de Villaverde) らから成る使節団は、2年前のマカパガル大統領の訪西に対する答礼訪問として、訪比した。

▼ **米系タイヤ製造会社、日本のタイヤ・ダンピング抗議**——グッドイヤー、グッドリッチ、ファイヤーストーンの3タイヤ会社の代表は、関税局のデ・ホヤ (Alberto

フィリピン

R. de Joya 局長を訪問し、「技術的密輸 (technical smuggling)」（偽申告や過小評価）によって日本製タイヤが与えている「不公正な競争」を払拭するよう、要請した。代表たちによると、フィリピンのタイヤ年消費量がわずか 55 万本であるのに、今月だけで日本から約 1 万 7336 本がこの国に持ち込まれたとのことであった。

2 月 26 日

▼ 両院合同委、憲法制定会議召集を提案——Fernand Lopez 上院議長代理, Arturo Tolentino 上院多数党指導者, Ambrosio Padill, Jose Diokno, Estanislao Fernandez 上院議員, Cornelio Villareal 下院議長, Justiniano S. Montano 下院多数党指導者, Jose B. Laurel 下院少数党指導者, Jovito Salonga, Felipe Abedela 下院議員をメンバーとする上下両院合同委員会は、1966年7月の第1月曜日に憲法制定（改憲）会議の開催準備をととのえることを決議した。改正の主な点は次の通りと考えられる。

1. 合衆国市民に対する平等待遇権 (parity) 項目を改正すること。
2. 大統領および副大統領の任期を 4 年から再選なしの 6 年に延長すること。
3. 副大統領に権限を与え、上院議長を兼ねさせること。
4. 生活費上昇に見合わせて議員の給与を増額すること。
5. 下級裁判所に対する行政管轄権を司法省から最高裁判所に移すこと。

▼ 米航空兵に有罪判決——2月23日から開かれた合衆国軍法会議は、コール (Larry D. Cole) 一等航空兵を、昨年11月25日クロウ・ヴァレーで屑鉄拾集中の14才のバルーガ族少年を射殺したかどにより有罪であるとし、同一等航空兵に3年間の重労働禁錮を申渡し、さらに、コールを服役期間後空軍から「名誉を剥奪して解雇し」、彼の階級を最下級におとし、服役中の給与・手当を没収することを命じた。

▼ フィリピン・パイプ業者、NAWASAの発注方法に抗議——フィリピンの水道用石棉セメント管製造業社 C & C Commercial Corp. のパストール (Clara Reyes Pastor) 社長は、N. E. C. に書簡を送り、NAWASA (水道下水公社) がマニラおよびその郊外の水道工事に必要とするパイプ、取付具、附属品の入札規定を、外国の生産会社にリンクされているがゆえに「きわめて偏見にみち差別的」であると、非難した。 [M. B., 2. 26.]

2 月 27 日

▼ N. E. C. 議長、密輸に対する強硬措置を議会に要請——N. E. C. のエナレス議長は、国民から約 5 億ペソを年毎に奪っている不法な輸出入を絶滅するために強硬な

反密輸措置を承認するよう、国会に要請した。同議長によると、密輸により失なわれる金額で、(1)約400万の児童のための10万の新しい教室、(2)米作地60万ヘクタール以上のための灌漑施設、(3)約10万の掘抜き井戸、(4)約20万メートルのコンクリート橋、あるいは、(5)約3000キロのコンクリート道路を建設できるとのことである。なお、同議長は、Namarco(交易公社)を通じて免税の「ブルー・シール」紙巻タバコを輸入するという提案に反対を表明した。

1965年3月1日

▼ **憲法改正問題で両院協議会**——憲法改正問題を討議する両院協議会が召集されたが、下院側から、下院議員が議員として(兼職で)憲法制定会議の委員になることの適法性について疑義が出され混乱した。

▼ **ファベリヤ、貿易多角化について**——計画実施局のファベリヤ(Armand Fabella)長官は聖トマス大学学生団体の「平等待遇とL-L協定に関する集会」で次のように演説した。

フィリピンの輸出販路の多角化は急速に進んでいないで、アメリカ市場への依存度は依然高い。外国貿易と外貨獲得は、L-L協定による輸出に対する特惠条項、商品割当制による有利な条件で支えられている。貿易を米国市場の特惠のない条件に適合させ改造するための積極的施策がますます必要である。これにはより多数の新しい輸出産業の振興と既存のその多角化が必要である。自立のためには今後年約3000万～4000万ドルの輸出多角化が必要である。

3月2日

▼ **エナレス、国内タバコ産業強化について**——NECのエナレス議長はバギオで、地方市長を前に工業化の重要性を強調して、さらに次のように述べた。

政府と民間タバコ製造者は協調して消費者の多数が密輸の「青シール」タバコを嗜好するのを克服するようにしたい。しかし、国産タバコへ消費者を効果的にひきつけるには、密輸に対する警察の実力行動と、外国タバコに対して断固地位を守るための国産タバコの品質向上が伴わなければならない。基本方針はわが国の農場・工場のタバコ生産と市場との保護・向上でなければならない。

3月3日

▼ **大統領、不法入国者問題について**——マカパガル大統領はマニラ空港での記者

フィリピン

会見で次のように述べた。

1. フィリピンの安全問題は、約1万2000人のインドネシア不法入国者とその他の外国人侵入者の無統制な流入問題の中にある。私は外務省に、安全を考慮して、インドネシアとの現行協定を検討するよう命じた。この結果にしたがって処置したい。
2. (日本政府のマレーシア紛争調停について)いかなる友好国の調停努力も歓迎する。
3. 招待されればA・A会議に出席する。

▼ **憲法改正問題で両院委設置**——国会は両院協議会に動議が出された結果、両院別に投票を行なって1週間の休会と両院合同の20人委員会を設置する動議を可決した。

▼ **最高裁、政府の米輸入を認める**——最高裁はIloilo州パライ・トウモロコシ栽培者組合の起した米輸入の合法性に関する訴訟に対して、6対5で合法性をみとめた。多数意見の要旨は、共和国法2207号および3452号の規定で米輸入は禁じられているが、政府の米輸入の企てを許す法律がないということにはならない。これらの法は米輸入のさまざまな方法と条件に関したものである、というものである。

(注) 共和国法2207号は、公私を問わずいかなる個人、法人にも米の輸入を禁じ、同3452号は、輸入は民間団体のみが行なうと規定し、さらに3452号の16節はこの法に反する法はすべて廃棄されるか、修正されると、一見相反する規定をしている。

▼ **PCPE、原料輸出産業多角化に援助を要請**——フィリピン製造業・輸出業会議所(PCPE)のR. Dongallo 第3副会頭は、ファバーリャ長官の演説(3. 1.)を歓迎して次のように述べた。

現在までのわが国の主な輸出・外貨獲得は、コブラ・砂糖・木材・製材・卑金属・アバカによるものであった。多角化によって、これらの原料は新産業をおこし、より多くの雇傭とより多くのドル獲得をもたらすことができる。PIAはこれら伝統的原料輸出産業の多角化問題に本気でとりかかるとべきである。もしPIAが自由な信用をふやす政策によって多角化の資本と技術の問題解決に役立つことができれば、原料企業の工業化のペースをはるかに早めるだろう。現在の金融引き締めの下では、原料輸出品製造業者が生産を多角化することはむずかしい。

PCPEは多角化政策を支持するが、同時に外貨と金融面で支持する政策を期待している。

▼ **岸元首相ら訪比**——岸元首相他5名の日本代表团は5日間の半公式親善訪問の

ためマニラに到着、記者会見で次のようにのべた。

私の訪問は、日本がマレーシア問題でフィリピンを打診しようとしているとの報道とは関係ない。日本はマレーシア問題に関心を持ち、同地域の平和のために何かをする用意がある。

日本は南ベトナムの自由を守る闘争に深い関心を払っており、人道的援助を行なっている。これは今後もつづける。日本政府は、ベトコンとの闘争、ベトコン背後の勢力との対決についてアメリカの考え方を全面的に支持する。

東南アジアの中立化は不可能であり、自由防衛と人間の尊厳の観点から私は全く反対である。

3月4日

▼ **軍参謀長、増強計画について**——下院国防委員会の秘密会で、陸軍参謀長サントス (Alfredo Santos) 大將は1966会計年度の予算要求 (2億ペソ) を説明して「インドネシアのマレーシアに対する侵略的対決と中国との公然たる同盟およびベトナムにおける戦争エスカレーションは、東南アジアに交戦が拡がりうる危険な徴候である。私は度々政府当局とこの問題を討議し、また SEATO 軍事会談の外国代表団とも討議したが、かえりみられなかったらしい。要求予算は2師団編成によって地上軍・ことにミンダナオの地上軍を強化し、また、ミンダナオの空軍基地拡張、Cotabato に副海軍基地を新設することになる」とのべた。

▼ **エナレス、米生産振興措置を強調**——NEC のエナレス議長は最高裁の米輸入合法決定を歓迎し、次のようにのべた。

米・とうもろこし生産の自給をはかるのは政府の義務であるが、輸入によって常に穀類の適正な供給ができるよう手当するのも政府の仕事である。下院委員会で保留されている米・とうもろこし生産性法案*を通過させなければならない。米輸入問題は最終的に解決したが、米問題を今度限りで解決するために米生産を根本的に振興する必要がある**。

一方、J. R. Liwag 上院議員 (自) は上院で、生産性法案の通過を主張し、反対党同様政府の過大な米の輸入に反対した。

(注) * 同法案は国内生産者保護措置として国内米買付に3000万ペソの補助金をあてている。

** 政府がさきに提案した米・とうもろこし振興公社法案は次の点を定めている。1. 同公社の設立、2. 米・とうもろこし増産計画は、(a)灌漑施設・多目的ダム・貯水池の建設・拡張・復旧計画の拡大に対する融資として、国際・外国融資機関から1億5000万ドル借入れの承認、(b)保証種子の入手・配布の拡

フィリピン

大、そのために1000万ペソ、(c)農民の増産のため必要な金融便宜その他の拡充に5000万ペソ、(d)国立米研究・養成センター設立に50万ペソ、3. 緊急の供給不足の際の輸入権限を大統領に与えるスタンド・バイ・オーソリティ。

3月5日

▼国防相、南ベトナム支援について——ペラルタ国防相は「医師、看護婦、心理作戦専門家、民間活動要員から成る34名の第2陣が南ベトナムの反共闘争を支援するためにサイゴンに出発する用意である。出発は南ベトナム政府の通知と米第13空軍の輸送事情を待っているだけである」と語った。(UPI—MB 3. 6.)

▼ビリャレアル、米使節団に協力要請——ビリャレアル (Villareal) 下院議長はアメリカ工業開発・貿易使節団を招いたフィリピン商業工会議所 (CCP) 昼食会で次のような演説を行なった。

外国投資家とフィリピン側取引相手はこの国との関係を調整し、この国の市民と活動の果実を共有するようにすべきだ。

フィリピン人はわが国の外国企業、とくにアメリカ企業を合理的に適応させようとしてきた。

経済ナショナリズムの運動の背後にあるフィリピンの実業家と政府は、温情主義よりも協力を、援助よりも貿易を、保護よりも相互の尊敬を欲している。

1961年の為替管理の部分撤廃以来の最近の経済発展は、まだ自由貿易に十分対処できないフィリピン工業部門に不利となった。この情勢がフィリピンの企業家階級をしてL-L協定を再検討して、その再調整の運動の先頭に立たせることになった。

3月8日

▼バンディ、平等待遇権について——来比中の William P. Bundy 米極東担当国務次官は米大使館の記者会見で次のように述べた。Blair 米大使が同席した。

(平等待遇権条項〔協定第6条〕について) L-L協定改定について昨年10月のジョンソン・マカパガル会谈以来、両国政府はひきつづき入念に協議をしている。1974年はまだ先のことなので、L-L協定に代る協定がどんなものかはまだいえない。最初の10年はこの協定が両国の利益によく役立ったといえると思う。この条項が1974年に満了するよう注意しているフィリピンの利害を知っており、われわれの側はその延長をみとめる何の意図もないといい得る。もちろん、1974年前の既得権は、フィリピン憲法に従って保護されるであろう。アメリカ政府は、現在の

(L-L) 協定が終った時は、ひきつづき相互に利益のある貿易と投資との体制を保ちたいと思っている。

(最近のマニラの反米デモについて) 1947年に決められた刑事裁判権の条項についてフィリピンと再検討することがよかったと思う。基地問題一般、ことに刑事裁判権についてフィリピン政府とよこんで話合う。

▼ **米海兵隊員に無罪の判決**——昨年12月13日 Bataan 米海軍軍需品集積所沖制限水域でフィリピン漁民を射殺して「過失致死」を問われていた米海兵隊員2名に対し、3日から Subic 海軍基地で開かれていた軍事法廷で証拠不十分により無罪の判決があった。

3月9日

▼ **国民党総裁に Puyat 上院議員**——Nacionalista 党役員会は、10日早朝までかかって、総裁選出を次回大会まで延期する動議を却下した後、満場一致で Gil Puyat 上院議員を総裁に選出した。また次の8人を上院議員候補者に指名した。

Pelaez (副大統領), A. O. Almendras (現), G. Magsaysay (現), L. Tañada (現), D. Aytona (前蔵相), W. R. Lagumbay (下院), C. Castañeda (同), E. E. Kalaw (同)。

3月10日

▼ **バンディ発言に対する各界の反響**——

・ **マカバガル大統領声明 (3. 8.)**

アメリカの平等待遇権に関する政策およびフィリピンの利益をみとめて第6条の延長を求めないという意向の表明は、あらゆる可能な方法で、わが国の政策の基礎を強化し、この地域での自由を拡大することに協力しようとするアメリカの理解と欲求の具体的な例証である。

・ **フィリピン商業会議所 (CCP) の D. Muños 会頭 (3. 10.)**

同言明は両国関係の刺激物の因をなす L-L 協定の健全な討議に道を開くものである。同協定のとくに平等待遇権条項の延長を求めないという米政府の決定は CCP の立場を支持するものである。

それは、米政府がフィリピン実業家と平等の条件で取引する用意があることへの信頼をつよめるものである。

同言明はたえざる障壁作りでくもらされた立場を明らかにする。また、自国の経済指導権に対するフィリピン人の熱望を承認するものである。

・フィリピン工業会議所 (PCI) は、会頭 A. Delgado 名で、次の声明を発表した (3. 10)。

1. Bundy が明らかにしたように、アメリカの立場は協定第 6 条の平等待遇権条項の延長を求めないというものである一方、第 7 条の無差別条項 (第 6 条がカバーする天然資源開発と公共事業運営を除き、あらゆる経済活動の分野で米市民に平等の権利を与えている) による平等待遇権規定に関するアメリカの意図について沈黙しているのは意味がある。

2. 第 7 条による平等待遇権についての米政府の沈黙は次のことを意味すると考えてよい。米政府は 1974 年 7 月 4 日以降も第 7 条による米市民の平等待遇権の延長を求める可能性を考慮しているのである。

3. このことは、PCI が L-L 協定の第 6 条ではなく第 7 条の平等待遇権に直接的な関心があり、事実、1974 年の満期以前にもこの条項を緩和することを主唱してきた、という、正にその理由で、PCI にとくに関心がある。

4. とにかく L-L 協定第 6 条による平等権は、フィリピン憲法が改正されない限り延長はありえない。しかし、第 7 条による平等権は憲法改正の必要なく 1974 年以降に延長できる。

5. PCI は、米政府が第 7 条による平等待遇権・無差別条項に 6 条と同様の態度をとらなかつたことを深く遺憾とする。

・NEC のエナレス議長 (3. 10.)

米市民は既得権をもっていると仮定している米官吏は、米比貿易協定の再交渉の手はじめの行動をとっているらしい。

NEC の今年 2 月 18 日付満場一致で決議された決議 90 号は、全政府機関に次のように勧告している。

1. 米市民と米市民の所有または間接的支配の天然資源開発・公共事業運営の企業に与えられたあらゆる契約、免許状、その他の授権書の期限は 1974 年 7 月 3 日まで。

2. 現行の契約、授権書中、どれが、フィリピン市民に天然資源開発と公共事業運営の権利を留保した憲法の規定に違反するかを検討して決定する。

3. 全米市民および米国所有または間接支配の平等権の下にある企業に、運営権が、憲法による市民必要条件にそわなければ、1974 年 7 月 3 日以降は停止されることを通告すること。

・メンデス外相 (3. 12.)

バンディ発言は両国関係におけるよい前兆である。明らかに米比関係における

刺激物を除去しようという欲求である。

平等権が有効な間に米市民が得た既得権保護の問題は法務省の仕事である。法律の精神は前向きであって後向きではない。

L-L 貿易協定の延長か否かは NEC が目下検討中である。

▼ **米、比の軍事増強に援助を考慮**——外務省消息筋の語ったところによると、ハリマン米移動大使は、メンデス外相との8日の会談（Bundy 次官も同席）で、フィリピン政府が Polloc 湾（コタバト）の副海軍基地建設をふくむ軍の強化に軍事援助を要請したのに対し、「深甚で同情的な考慮」を保証した。米政府はマクナマラ国防長官を通じて、南部の国防強化案に沿って軍事援助増加に同意したと理解される。これはマカパガル大統領が昨年の訪米中に得た譲歩の一つである。この援助はフィリピン側が、人員訓練と送られる武器・施設の維持に必要な資金を用意次第送られる。

3月11日

▼ **バギオの米極東公館長会議終る**——バンディ極東担当國務次官司会のもとに9日からバギオで開催中のアメリカ極東公館長会議が閉会、次のようなコミュニケを発表した。会議にはシャープ（Sharp）太平洋軍司令官ら太平洋軍首脳、ハリマン（W. A. Harriman）大統領外交顧問、ロワン（C. Rowan）USIA 局長も出席した。

1. 会議はもっぱら、この地域の政策挑戦に対し、地域内の長期的アプローチを行なった。
2. 会議は極東諸国の相互安全への共産主義者の重大な脅威と、アメリカその他自由世界諸国の援助を受けて、これら諸国が国の独立を維持する能力に広い注意を向けた。
3. 会議は南ベトナムへの外的侵略に対する闘争の行われている地域全体の重要性を強調し、自由世界の能力、意志、決意が侵略排除に成功することに信頼した。
4. 経済政治上の開発と外部侵略からの安全保持を同時に行なう課題は困難、かつ負担の大きいものであることをみとめながら、会議は極東諸国の目標追求が成功することを確信した。

3月12日

▼ **マニラで学生の反米デモ**——約150名の学生デモ隊は午後6時から1時間にわたってアメリカ大使館前でデモ行進を行なった。演説者は、停車中のジープの上から

フィリピン

平等の経済権に対するバンディ発言を非難した。プラカードの中には次の文句が見られた。「バンディを追放せよ」「ベトナムから手を引け——戦争を拡大するな」「ヤンキー・ゴーホーム」「CIA, USIS, 基地にはうんざりだ」「全基地の撤去」「自由は何ものにも代えがたい」「アジアはアジア人に」「新植民地主義は我々の敵」「民主主義シー, 帝国主義ノー」「Selmaはどうした」

また、採択された宣言は、アメリカの経済特権、軍事基地の存在、米兵のフィリピン人殺人事件に対する軍事法廷の不正な処理を非難し、また、バギオ会談はフィリピン人傭兵を南ベトナムに送る意図であると非難し、「フィリピン人よ団結せよ、汝はアメリカ人以外に失なうものは何もない」と結んでいる。

反米デモは今年3度目である。 (UPI—MB 3. 13.)

▼ **インドネシア側増強の情報**——Fort Aguinaldo の疑えない筋は、Manila Bulletin 記者に次のように語った。

インドネシアはフィリピン国境に近い El Maera 島と Enamewara 島に5～6個師団を集結している。また、一つの島でロシア人技術者の監督で軍事施設が完成近いという情報もある。前者のニュースは、はじめダバオの一回教徒漁夫がもたらした。また、後者は諜報員のもたらしたもので、ミサイル基地である。

3月13日

▼ **下院、ベトナム派兵について**——下院国防委員会は「フィリピンは南ベトナムに出兵するどんな義務の下にもおかれないう」勧告した。 (FEER)

3月14日

▼ **SMC ストで労組員15人負傷**——ストライキ中の San Miguel 会社 (SMC) の Polo (ブラカン) ビン詰工場で、工場から出ようとしたトラックをピケット中の同労組員 (フィリピン自由労働組合連合 PAFLU 所属) が阻止しようとして、13人の労組員妻をふくむ15人が負傷した。警官隊が承認して労組員が説得をはじめたが、15分後会社側警備隊が突っこみ乱闘となり、トラックが動き出して負傷させたもの。PAFLU は座視した PC を反スキャップ法侵害として、また、警備隊を傷害として訴える、とのべた。

▼ **金融緩和の要求**——キャララン (Alfonso Calalang) フィリピナス銀行信託会社会長はテレビ放送で、「デコントロール以来通貨供給量は20%以上ふえたが、現在の通貨供給は事業の正常な必要量を満たしたり、いわんや成長経済を満たすほど十分でない」と語り、金融緩和を要求した。彼の挙げた過去5年間以上に金融情勢

をひっ迫させている要因は次の通りである。

1. 財貨・サービスの供給の増大（1961年からの国民総生産の伸び34%、輸入13%）が通貨供給の増大（1961年から23%増）を上まわった。
2. 外貨コストはデコントロール以来30%増大（1961年に1ドル=3ペソ、現在3.90ペソ）。輸入と関税の増大。
3. 価格、賃金の上昇（前者が後者よりはるかに大）のため財貨・サービス購入により多くのペソが必要。
4. 経済成長とペソの購買力低下（過去3年間に約5000の企業設立）。
5. 人口増3.2~3.5%。

3月15日

▼ **MERALCO の料金値上認可**——公共事業委員会(P S C)はマニラ電力会社(M. ERALCO)の料金値上げ(家庭用23%、事務所および工場向け24%)を認可した。実施は3月16日。この値上げ率は会社申請より家庭用で9%、商業・工業用で3~6%低い。

▼ **外相、南ベトナム支援について**——メンデス外相は次のように言明した。

フィリピンは共産主義者の侵略に対して南ベトナムが行なっている現下の闘争の重大性を認識し、国内の困難にもかかわらず、あらゆる可能な援助を差しのべている。必要があれば今後もそうする。サイゴンの大使館は、サイゴン政府に非戦闘員第2陣を送る用意があることを通告するよう命ぜられている。

▼ **PNB 問題で閣内3人委員会**——マカパガル大統領は、PNB 事件についての A. Villegas 市長の「red book」検討のため閣内3人委員会を設置した。委員は A. Castillo 中央銀行総裁、Pedro Gimenez 主任会計検査官、A. Fabella PIA 長官。

3月16日

▼ **米比基地協定改訂交渉**——メンデス外相とブレア米大使の間で、基地刑事裁判権問題についての交渉が行なわれた。会談後大使は次のように語った。「私は依然会談の進捗に満足している。次回は4月第1週の予定である。さらに数回の会合が必要だが、万事うまく行っており、楽観している」大使は次週に極東旅行に出発する予定で、この間下級会談がつづけられる。また、同日の会議中フィリピン基地に通信ステーションを設置する覚書を交換した。

▼ **最低賃金法改正案下院通過**——工業労働者の最低賃金を上げる法律案は下院を通過して、議会の立法手続を終り、あとは大統領の承認を得るばかりである。これ

フィリピン

によると、承認とともに一般民間労働者は日給6ペソ、公務員は来会計年度から6～4ペソ、農業労働者は土地改革法により4ペソ、5人以下の小売サービス業は例外。

3月17日

▼現在の金融問題について——フィリピン商工業銀行のオロサ (Sixto L. Orosa) 総裁兼総支配人は、San Fernando のロータリー・クラブの演説で、目下の経済問題解決のための次の提案を行なった。

1. 金融引締は選別的に行ない、生産と必須企業に害を及ぼさないこと。
2. 政府は財政操作において必要な、規律あり、思慮ある抑制を均衡予算の範囲で行なうべきで、民間部門に金融引締の重荷を不当に負わせてはならない。
3. 民間銀行組織にこれ以上引締をしない。
4. 現在の変動レート制度は、ペソの将来の対外価値にうたがいと不確定を与えるので、新しい為替の裁定比価を定めること。
5. 20%リテンション計画は全く廃止するか、中央銀行がこれによって得た利益の半分を輸出生産と市販の融資にあてる。
6. フィリピンで営業する外国会社は、自発的に自己の国内金融便宜の利用を最少限にするか、少なくとも実際の操業資本の必要に制限するべきだ。
7. 政府は、資本家が株式出資を増し、資源をプールするよう刺戟するような仕方を実業界の情勢に影響力を行使すべきだ。

3月19日

▼外相、当面の外交問題について——メンデス外相は次のように言明した。

(米比基地交渉について) 裁判権問題で厳密には完全なとりきめはなく、いくつかの和解すべき不一致点があるが、真に重大な不一致は何もない。われわれは次の事件にはフィリピンが裁判権を行使することで意見一致した。Cole 事件のような事件は二度と起らないだろう。

完全な裁判権協定の発効日について協定に達したという理解はこれまででない。合意に達し次第裁判権協定を覚書交換で発効させることは問題ないと思われる。

(SEATO 閣僚会議について) SEATO がベトナム戦争に介入するかどうかは SEATO が決定する。フィリピンは SEATO の決定に従う。

(バギオ通信施設建設について) これは米比共同使用、共同操作である。また米国の全世界戦略にフィリピンをまきこむ意図はない。これは国内通信用である。

(ロハス [Gerardo Roxas] 上院議員の、フィリピンがアジア地域での核使用禁止会議の音頭をとれという提案に対して) 放射能降下は地域的取りきめでは排除できない。

▼ **不法入国者問題について**——労働・移民委員長ガンソン (Rodolfo Ganzon) 上院議員は次のようにのべて2億ペソの軍事予算を支持した。

インドネシアからの脅威は「リアルで切迫している。委員会は政府諜報機関からインドネシアの重大な脅威を報じた機密情報を受けとった。政府は比=イ共同パトロール・移住協定を正しく実施してただちにインドネシア人の不法入国をチェックすべきだ。議会在1963年と64年に各20万ペソの両協定実施経費支出を認めただのに、政府は支出しなかった。

不法入国者は6000人いると伝えられたが、他に数千人以上がいることがあり得る。これらの多くは共産主義者のエージェントかもしれない。

政府は危険な徴候を発見し、重大性を評価するのに怠慢であった。

3月20日

▼ **中央銀行、糖業に一時的金融緩和措置**——中央銀行カスティージョ総裁は銀行協会長に書簡を送り、砂糖融資に関し商業銀行の生産金融再割引ワクの未使用分の一時使用を認めることにより特別援助を与える方針を明らかにした。

米農務省によるフィリピン砂糖の四半期別輸入割当は、1965年第1・四半期に総計48.4万トンと、例年同期の65~70万トンを下廻り、このため多量の砂糖が輸出されないで残り、商業銀行の砂糖業者に対する作物融資のうち5000万ペソ以上が回収不能となった。銀行家協会と糖業者から砂糖生産に融資しない時は今年・来年度の外貨収入に大打撃になると指摘され、この措置となった。

中央銀行はこの一時的部分的金融緩和について次の条件を付けた。

1. この特別とりきめの有効期間は120日をこえない。
 2. 再融資の実行は3月末までとする。
 3. 外国銀行の支店にこの措置を適用しない。
- (MB 3. 20.)

3月21日

▼ **エナレス、コブラ輸出について**——エナレス NEC 議長は、Dumaguete (ネグロス) 市のロータリーおよび青年商工会議所の集会で、工業化の必要を力説したのち、次のようにのべた。

フィリピンは世界最大のコブラ供給国である。フィリピンは、加工と販路を通

フィリピン

してコプラ取引をコントロールする方法を知らなければならない。マレーシア紛争はフィリピンにこの機会を与えた。また、フィリピンはダバオをシンガポールに代る自由港として、インドネシアと商品の往来をさかんにすべきである。

NEC と米 AID の資金による50の灌漑プロジェクトが完成間近である。

▼ **最高裁、米軍人の民事訴訟ケース審理を決定**——最高裁は、米軍人が民事訴訟を免除されるかどうかの新しいテストケースを審理することに決定した。これは Morong (Bataan) Mabayo 村の基地内に木材業者の伐木権を認めたバタアン第一審判事の命令（今年1月）に対して、Cubi 海軍基地司令官 D. Baer 海軍少将が提起したもの。

第一審命令は、米軍人は基地協定により刑事訴訟は免除されるが、民事訴訟は規定がないので免除されない、とのべていた。

3月22日

▼ **米比軍事基地協定交渉の進行状況**——外交消息筋によると、米比軍事基地協定は細部を除いて完成し、外務省は最後の仕上げをしている。完成される協定は現行協定の裁判権条項とは著しく異なり、基本的には NATO 諸国に対する裁判権条項を採用したとのことである。その大要は次の通り。

国内法で罰せられる軽犯罪をおかし、フィリピンの安全をおかした米軍人・文官・その他の所属者はフィリピンに裁判権。

公務中でない米勤務員・文官に対する、フィリピンが主要権利を行使する共同裁判権。

外務省は協定を覚書交換の形で成文化してから直ちに裁判権条項を実施したいと考えている。

▼ **米会計検査院長、対比援助について**——米会計検査院長 キャンブル (Joseph Campbell) は上院外交委員会の聴問で、フィリピンに対する援助にふれ、「フィリピンに対する経済援助の最近の検討によると、約5400万ドルが開発計画に対する贈与援助として与えられたが、これはフィリピンがこの目的に支出する国内資金が限られているために効果的に吸収、維持、利用できる能力をはるかにこえている」とのべた。
(UPI 3. 22.—MB 3. 23.)

▼ **自由党全国執行委員会**——自由党全国執行委員会は、政綱案を原則として承認したが、最終的な承認は次回（3月31日）。なお、上院議員候補者名簿は未決定。

(注) 去る16日の執行委員会でも、候補者名簿の最終決定は、国民党の不满分子、ペラエス副大統領とリム (R. Lim) 前上院議員らの迎え入れに門戸を開いてお

く意味で、後日にもちこされていた。

3月23日

▼ PSC, MERALCO の値上を一時保留——公共事業委員会 (PSC) は全員一致で、マニラ電力会社 Meralco の料金値上げを認可した Enrique Medina 委員の命令を一時停止した。先週、Arturo A. Alafritz 首席検事の再考動議の公聴を開始したからだとしている。これは各運輸会社が、デコントロール以来トラック、部品、燃料、機械油の値上りがあったという理由で、フィリピン・バス経営者協会 (BOAP) が 1 km に 1 センタボの値上げを申請、また、ジープニーと自動カレサ経営者も最低料金を 1⁰ センタボから 15 センタボに引上げる認可を求めていることから、これ以上の公共料金の値上げを抑制するため。

▼ インドネシアの比人逮捕報道について——外務省スポークスマンは、14人のフィリピン人が、スパイ活動の容疑でインドネシア当局に投獄されたという報道に対して沈黙を守り、インドネシア側が、メナドの領事館からの強い抗議にもかかわらず、かれらの送還を拒否したとの報道の確認を拒否した。

3月24日

▼ PCI 会頭、政府の工業化政策批判——フィリピン工業会議所 (PCI) のデルガード会頭は次のように述べた。

漸次的に適応させるのではなく、全面的に最低賃金法を改正したことは、現在工業が金融引縮、野放しの密輸、無税の輸入品、資本設備コストの増大、外国企業との不公平な競争によって蒙っているすでに重大な衰弱的効果に、さらに輪をかけるものだ。これ以上系統的・徹底的なフィリピン企業を絶滅し、フィリピン企業家の新産業進出をくじく計画は考えつかない。

から世辞はやめて、積極的・具体的に、フィリピン人が主な受益者、主な決定者であるような経済開発推進に熱意を示すべきだ。

情勢は、工業の圧迫的状況を補償する諸措置、とくに次の措置をすみやかにとることを要求している。

1. 基礎工業法による企業に有利に金融引縮政策の緩和。
2. 中央銀行認可の資本設備輸入のため契約されたデコントロール以前の全債務の支払いに当って、旧公定レート 1 ドル = 3.20 ペソを適用し、以前コントロール中公定レートでドルを買う資格があった者で、デコントロール・ベースで支払われた者に補償する。

フィリピン

3. 密輸を阻止し、ドル保有のおどろくべき涸渇を防ぐために、貿易外の送金に法的規制をする。
4. 実質的に PCI 案で示した線に沿った投資奨励立法をする。
5. 総括関税法を制定する。

3月26日

▼タイからの輸入米到着——今年度産米の不足を補なうための政府輸入のタイ米第1陣がマニラ港に到着した。フェリシアーノ (Feliciano) 農相によると、くん蒸された上、ganta 当り1.30ペソで売り出され、これによって現在1.50~2.00ペソになっている米の値上りを抑えることに役立つ。

なお、最高裁は24日、輸入再考を求めた請願を却下した。

(注) フェリシアーノ農相兼米・とうもろこし機構 (RCA) 議長によると、この輸入は5000トンで、27日9000トン、30、31日に2万6000トンが到着予定。4月末まで10万トンが到着の予定。

また、Feliciano が30日語ったところによると、輸入米は赤字で売り出されている。赤字の見積りは、RCAの会計部の試算で、ganta 当り0.21ペソ、従って、59万5400トン売り切ると赤字は4951万3464ペソとなる。これには運営経費はふくまれていない。政府は荷揚をマニラ以外の諸港で行なって輸送費を軽減しようとしている。(MB 3. 26, 27, 31)

3月27日

▼インドネシア、コブラの仲継貿易中止に同意——エナレス NEC 議長は、マニラのインドネシア大使館が NEC と商工省にあてた書簡で、「インドネシア政府がフィリピンを通じてのコブラ仲継輸出をすべて中止することに同意した」との正式決定を通告したことを明らかにした。これはまた、北セレベス開発用の建設資材、繊維、薬剤、車輛、潤滑油などのフィリピン商品の買付を中止することも含んでいる。

(注) 両国間の仲継貿易は北セレベス開発計画促進のために、コブラ仲継輸出の収入の70%が、フィリピンの物資、設備、原料の買付にあてられていた。NECによると、両国は世界市場におけるフィリピンのシェアを傷つけないよう仲継貿易の法規の正しい成文化を討議することに同意している。世界市場のシェアは1位フィリピン65%、2位インドネシア15%である。(MB 3. 27.)

3月28日

▼大統領、米のヒモつき援助を批判——マカパガル大統領は、内外記者団を招い

たバギオの昼食会で次のようにのべた。

(巨額の対外援助にもかかわらず、なぜアメリカがアジアで地歩を失いつつあるのか、という米人記者の質問に対し) アフリカのある国の大統領(タンザニアのニユレレ)が私に語ったところによると、彼の国は Kommunismus もロシア人も好きでないが、アメリカが余り条件をつけすぎるので、ロシアに援助を求めなければならなかった。また、インドネシアのスカルノ大統領が西イリアン返還闘争のため武器を必要とした時、米国が拒絶したので止むなくロシアとフランスに援助を求めた。アメリカ人は、援助供与にあまり多くの条件をつけないで、われわれの中に感謝の気持が増大するようにさせるべきだ。われわれにもプライドはある。

その他の発言は次の通り。

1. 状況の要請に従って南ベトナムに派兵したい。アメリカ及びSEATOとの安全保障とりきめによっていつでもコミットする用意がある。行動を起すときはまず議会の同意を得る。

2. アメリカはロシアと中共の脅かしにもかかわらず、南ベトナムから撤兵しないと信ずる。

3. 私はマレーシア紛争の調停に失敗した。インドネシア人がマレーシア半島に上陸した瞬間に断念しなければならなかった。求められれば調停の努力をするが、それはインドネシア軍がマレー半島から引き揚げた場合だけだ。

4. (バンドン会議10周年記念会議、A・A会議の出席について) 11月の選挙までに外国へ行くプランはない。招待は元首に対してだけなので、両会議に代表は送らない。

3月29日

▼ 大統領、前日の談話について釈明——マカパガル大統領は、R. Gonzales 副新関係秘書を通じて、前日の談話について次の声明を発表した(全文)。

フィリピンはフィリピンにおけるアメリカの援助計画に満足している。但し、もっと多く使用できる。アジア・アフリカ諸国に対するアメリカの「ヒモつき」援助について大統領がのべたといわれる言明は、大統領に対してA・A諸国首脳がのべた見解のくりかえしにすぎず、フィリピンには関係がない。

フィリピンの米援助に対する態度は、若干のA・A諸国とはことになっており、これはそれらの国とちがって、フィリピンが米国ときたい政治的連合と親密な関係を結んできて、したがって、米国の政治制度や考え方をもっとよく理解してい

フィリピン

るからである。

▼ **モンテリバーノ、政府の経済政策批判**——農業天然資源会議所モンテリバーノ(A. Montelibano)会頭は、先週末フィリピン請負師組合の閉会演説で、次のように政府の諸政策のあやまりを攻撃し、これがフィリピンの経済のみじめな状態の基本因だとのべた。

建設業に対する政策は差別的かつ非現実的に抑圧的である。建設業の急速・効果的な発展によって、雇傭増大、所得増大、生活水準向上の点で経済に好影響があるのを軽視して、建設融資にもっとも低い優先度しか与えていない。

(米の輸入) フィリピン農民を無視して、毎年米の輸入のため納税者負担で数百万ペソの補助金を与えて外国人を利しているが、これは生産不足問題の解決ではなく、その永久化に役立つだけだ。

(輸出業) 輸出に依然20%リテンションを課し、また、課税提案をすることで、不公正な待遇を強制している。これは他国の政策とまさに逆である。

(金融引締) 中央銀行は政府の過度のインフレ恐怖から生じた企業の苦しみを救うより長引かせる道をえらんでいる。

(Meralcoの値上) ちょっと見ると不当に高く見えるが、値上げによる家庭消費者の電気代値上は1941年にくらべ、たった12%、1ヵ月1.80ペソにすぎない。

▼ **下院で宗教教育法通過**——下院第3読会で、はじめて公立学校教員に宗教教育をする認可を与える下院法案第13043号が64対6で通過した。これに反対するキリスト教会(*Iglesia ni Kristo*)派教徒数千人がプラカードをかかげて国会を包囲して一時は内部乱入をはじめたが、投票結果をきいてしずまった。

▼ **下院外交委、国防費増額を勧告**——下院外交委員会は、南部の治安状態について3日間の視察調査を終え、ミンダナオ島のCagayan de Oroで会議を開き、国防費請求額2億ペソを5000万ペソ増額するよう大統領に提案することを決めた。この会議は、国家安全に対する「危険が明らかに現存し、増大している」ことをみとめ大統領に、インドネシア側の準備に対処して、ミンダナオに戦闘準備の部隊を展開するよう要請した。

(注) 具体的措置として要請されたのは、軍事的には南ミンダナオ、スルー海岸の陸・海・空のパトロール強化、大統領・国防省の早急な資金の活用、政治的には南ミンダナオ政府機関によるフィリピン財産の保全、インドネシアとの間の刺戟材料を除いて國家統一を維持すること、在比インドネシア人の管理強化のためフィリピン裁判権の下におくこと。なお、(MB 3. 29.)によると、さきの2.5億ペソの内訳は、空軍9000万、陸・海軍各7000万、警察隊2000万ペソ。

▼ NEC, 1964年度 GNP など発表——NEC エナレス 長官は1964財政年度の経済活動について次の公式数字を発表した。(以下は新聞記事から編集したもの)

1. 国民総生産と総支出

	1964年 (1960年価格) (単位: 100万ペソ)	前年に対 する増減 (100万 ペソ)	対前年比 (%)	Socio-ec. Program で予測し た前年比 (%)	構成比 (寄与率)
国民所得	12,332	+ 714	106.1	105.2	
国民総生産	14,190	+ 826	106.2	105.9	
個人消費支出	10,801	+ 142	101.3	104.8	76.1
国内総資本形成	1,664	+ 418	133.5	113.5	11.7
政府経常支出	1,238	+ 60	105.1	105.9	8.7
純輸出・投資所得	487	+ 206	173.3	119.2	3.5
国民総支出	14,190	+ 826	106.2	105.9	100.0

2. 産業別国民所得対前年増加率

農業	5.1	鉱業	7.2
製造業	10.2	建設業	14.9
貿易	10.1	サービス業	3.7
運輸通信	- 5.9		

3. 主要産業の国民所得に対する寄与率

農業	33.0	製造業	18.1
貿易	12.2	政府サービス	8.0

(MB 3. 29.)

▲レイエス大使、比・イ間緊張を否定——ジャカルタから帰国した Reyes 大使は記者会見で次のように言明した。

両国関係は正常である。インドネシア政府はフィリピンに対して友情と、友好関係の維持・増進を望んでいるだけである。インドネシア・コプラ仲継貿易の件も、インドネシアは比政府に受け入れられる方法で行ないたいと思っている。不法入国者は古い問題で、協力のワクを拡げる中で解決されつつある。

3月31日

▼ 仏との技術援助交渉進行中——PIA の Alejandro Melchor 長官代理は次のように語った。

PIA のファバーリャ長官は、目下フランス政府と両国間の正式技術援助を開く

ため交渉中である。これは二つの技術援助とりきめで、一つはフランスの技術者養成をフィリピン技術者にも及ぼすこと、他は専門技術と設備の形の技術援助である。前者は総合鉄鋼プラント操業と、低品質石炭から冶金用コークスを生産する加工技術の訓練であり、後者は石炭、石炭化学製品の生産のためのフランス技術者派遣と設備供与である。

このとりきめは、とくにわが国の最初の2総合鉄鋼所、Iligan 総合鉄鋼所（今年内に製品）と Sta. Ines 製鋼所（建設中）の全面操業を予期して行われている。

外国借款の技術的交渉は別に PIA と DBP の間で締結された。

▼ 蔵相、密輸阻止の措置を発表——エチャノバ蔵相は記者会見で、「奢侈品および統制品」の密輸を取除かないことが、関税収入を漸減させていると非難し、政府の反密輸キャンペーンの責任を荷主、輸入業者に移す処置を発表した。これは、エチャノバ作製の政策中にふくまれ、フィリピン輸入業者が関税当局に、フィリピンの港での荷上げごとに認証済みの輸出申告書の写しを提出することを義務づけるもの。

エチャノバによると、1963年に端切れの輸入だけで、アメリカからの記録上の輸入額は3045万0419ペソ、これに対し実際の輸入額は7071万7631ペソであった。また、1962年までの3年間に、政府の関税収入1億1620万1243ペソが横領された。この数字は「一般商品品目」の不正輸入をふくまない。税関係官によると、端切れ輸入の数字中に反物に分類される端切れがふくまれない可能性がある。

エチャノバは以前のプランが、フィリピンの輸入先の諸国で貿易係官に拒否されたことを明らかにし、今回のプランも発表以来すでに輸入貿易のある部門から頑強な反対を受けていることを明らかにした。

フィリピン日誌

1965年4月1日

▼ 蔵相、新税関規則を公布——エチャノバ(Rufino G. Hechanova)蔵相は、各港で広く行われている輸入業者の過小評価、不正申告、過小秤量などの不正手段による「技術的密輸」を防止する新税関規則を公布した。発効は6月1日。(3月31日の項参照)

これに反対している若干の部門は、輸出国から必要な文書が入手できず、フィリピンの港での荷揚は凍結され、輸入活動が完全ストップするとのべている。

▼ CCP、外国銀行の活動制限を要請——商業会議所(CCP)のムニョス(Demetrio A. Muñoz)会頭は上院に対し、アントニーノ(Gaudencio E. Antonino)議員提出の、現在フィリピンで営業がみとめられている外国銀行による支店、代理店その他の事務所の開設を禁ずる法案(上院第562号)の承認を要請した。共和国法337号(一般銀行法)の11条の改正をめざし、現在上院で聴聞会が行われている。外国銀行がマニラの本店以外の地方で支店を開設することはフィリピン人の銀行と競合して損害を与えるものとして地方銀行家に懸念を生んでいる。

4月2日

▼ 宗教教育法案に学生の反対デモ——上院文教委員会は、論議的になっている宗教教育法案(提案者の名をとって Cuenco 法案)について聴聞会を開くことをきめた。

この日国会前でフィリピン大学学生委員会主催の反対デモが行われ、学内の学生クラブその他諸団体代表のほとんどをふくむ1000人以上の学生が参加した。反対の理由は、憲法の明らかな違反、教会と学校分離の原理の侵害という点である。

▼ 米比合弁でミンダナオ農業の近代化——経済調整局(OEC)のアデボソ(Eleuterio Adevos)局長は、開発公社(NDC)の Jose Panganiban 総支配人提出の米比合弁(フィリピン側資本60%)のミンダナオ米・大豆生産の機械化計画拡張を承認した。NDCは同プロジェクトを引受ける私企業グループに土地の取得または賃貸借によって計画に参加する。フィリピン投資家代表によると、創業資本支出は2000万ペソで、うち40%がNDC、20%がフィリピングループ、残り40%が米国グループ、計画は少なくとも10,000haの土地を要し、これはNDCが取得する。

フィリピン

▼ **最高裁、中国人暫定入国者の退去を支持**——最高裁は、1961年あるいはそれ以前に保証金を積んで暫定的に入国した外国人の滞在禁止・即時退去を命じた入国庁長官 Martiniano Vivo 長官の命令の合法性を支持した。同命令は滞在期間をこえた中国人2700人を包含し、フィリピンと国民政府間の未解決の外交懸案となっていた。

4月4日

▼ **PIA、「フィリピン開発の10年」提出**——計画実施局 (PIA) は、過去10年間のフィリピン経済についての調査報告を大統領に提出した。(付録参照)

▼ **外務省、比イ関係に慎重**——Reyes 駐インドネシア大使帰国以来、外務省は、比・イ問題は順調に早期解決に向かっていることを強調している。メンデス外相自身先週末この問題で慎重な態度をとり、南方門戸の強化をめざす重要な動きは、インドネシアの国内情勢発展と結びつけてはならないとのべた。この平調のアプローチは、公式筋が両国間の緊張発展がミンダナオの多数の不正入国者の送還の努力に脅威を与えることを恐れているためと見られる。(O. S. Villadolid-MB, 4.4)

▼ **砂糖工場ストに軍技術者の支援を要請**——Floridablanca (パンパンガ州) の Del Carmen にある砂糖工場 (Pampanga Sugar Mills—Pasumil) のストに関して、Pasumil 総支配人、パンパンガ砂糖工場栽培者組合代表、Del Carmen 砂糖生産者協同市販組合代表は共同して、ペラルタ国防相に対し、産業関係裁判所が最近発した職場復帰の命令を無視して砂糖工場の操業をマヒさせているとして、軍技術者、エンジニアによる Pasumil 操業を請願した。

ペラルタ国防相は5日、軍技術部隊に対し「国家利益のために」同工場就業があり得るとして待機を命じ、同時にマリーニョ (Mariño) 司法相に書簡を送り、軍技術者使用についての法的見解を求めた。

(注) 同相によると、1962年にも軍エンジニアが Aranetas 所有の砂糖工場争議の際就業し、最高裁はこの行動を支持した。なお Pasumil は国民党上院議員で副大統領候補の Fernando Lopez 一家の所有。

4月5日

▼ **日比条約について大統領を非難**——上院外交委員長 スムロン (Lorenzo Sumulong) は、同委員会秘密会のあとで次のように語った。

マカパガル大統領が自ら承認して議会に批准を求めない限り、上院は日比条約をどうすることもできない。批准できない責任は大統領にある。彼は、条約発効後おこりうる日本の支配に対し国内経済を保護する適当な措置をするため、条約

批准までに一連の法案を提出することさえしていない。

▼改憲問題、改憲議会方式へ——両院合同委員会は早朝、「もっともあたりさわりのない」憲法改正も直接の議会の行動で両院で必要な $\frac{3}{4}$ を得られないことを覚悟して、両院が改憲議会を開くというもとの決議（ラウレル[Jose B. Laurel]方式）の復活を採択した。

▼首都圏首長会議——マニラ市長ほか首都圏の9市・町長は会議を開き、次の点で一一致した。

1. 首都圏の犯罪情勢を検討して、反犯罪キャンペーンで協同し（ホットライン設置など）、無差別の火器携帯を禁止する。
2. 電力料金その他公共料金値上げプランに反対する統一行動。

▼政府の輸入米買付の借入れに反対——Iloilo パライ・とうもろこし生産者組合は最高裁に対し、中央銀行（CB）、フィリピン国立銀行（PNB）、米・とうもろこし公社（R. C. A.）を相手どり、①CBはどんな機関にも金を貸出す権限がない、②PNBは政府に対し無瑕疵資本の15%、1億7200万ペソを貸出す権限があるだけである、として政府が輸入米買付のため借入れることを禁じ、RCAは米を売る権限がないからガンタ当り1.30ペソで売り出すことをやめさせるよう請願した。

（注）Castillo CB 総裁は最近、CBがこの目的でPNBに約6000万ペソを貸出し、また政府がアメリカの8銀行から5000万ドルのクレジット・ラインで借入れる、と語っている。

4月6日

▼コタバトでカンヅメ工場のスト——Dadiangas(コタバト州)のDole Philippines カンヅメ工場建設中の労働者1400人がストに突入した。同工場は6月の完成期日を控えており、ゲバラ(Onofre Guevara)労働次官・労働関係官は調停のため、現地に飛んだ。

▼第9年次賠償修正計画——マカパガル大統領はNEC提案の第9賠償年次修正計画を承認した。これは1年半に対し定期資金3750万ドル、うち政府部門17,071,000ドル、民間部門16,859,000ドル、他に第8年次預金からのプロジェクトに14,773,000ドル。合計52,273,000ドル。

主な修正点は、政府の社会資本プロジェクトの開発、拡充。NACIDAに対し、家内工業振興に70万ドル。日本技術者のサービス。NEC技術員の日本での研修。

4月9日

フィリピン

▼ **バルチモア演説に比外務省の反響**——ジョンソン大統領のバルチモア演説は外務省に複雑な反応をよび起した。少なからぬ外務官僚はベトナム戦のこの段階で共産主義者と交渉することにひきつづき疑問をもっている。しかし同省 non-policy レベルを代表する多数の官僚はジョンソンの平和方式を熱烈な関心で迎えた。

メンデス外相は、ジョンソン・メッセージのうちアメリカの援助の部分について論評を拒否したが、共産主義者との交渉に対しては直ちに「今までの例から失望の結果に終るだけだ」と懸念を表明した。これは政府の公的立場の表明とみられる。

4月12日

▼ **フランスと技術協力協定締結**——大統領官邸発表によると、フランスとの技術協力交渉のため渡仏中のファベリーヤ (Armand Fabella) PIA 長官は交渉締結に成功した。この中には次のものがふくまれる。

フィリピン石油化学工業開発のため仏技術使節団派遣。フィリピン砂糖研究所 (Philsugin)、フィリピン・ココナット公団 (Philcoa) と協力する、砂糖化学、ココナット化学について技術使節団派遣。(3.31の項参照)

▼ **首都圏の防犯対策**——マニラおよび近郊警察部長会議が開かれ、オリバレス (Brig. Gen. Flaviano Olivares) 警察隊長はこの地方の犯罪情勢を報告し、これに対処する10項目の勧告をした。出席した大統領は頻発するこの地方の犯罪阻止のため同勧告の即時実施を命じた。この会議には他にペラルタ国防長官、ジラス (Ramon A. Diaz) 官房秘書官、マリーニョ法相その他。

1. 犯罪情報・調整機関の任命、2. 民間意識の向上、3. 映画、テレビ、ラジオの監督強化、4. 火器携帯の厳禁、5. 警察改革法案の即時承認、6. 公共の場での・時間・年令を限ってのアルコール禁止、7. 立法により刑罰増大、8. 審理のスピード化、9. 雇傭の機会増大、10. リクリエーション施設の充実。

4月13日

▼ **ケソン市警察部長の更送**——マカパガル大統領は、ケソン市警察部長 Abenir Bornales 大佐を「首都の平和と治安状態に望ましからざる一連の情勢に追従した」として免職、後任に Tomas B. Karingal を任命した。このあとオリバレス准将はラジオを通じてケソン市警察部を警察隊の管理下におくことを勧告した。

(注) オリバレスは翌日大統領と会談後、この勧告を撤回した。

4月14日

▼ **PLDT、米輸出入銀行から借入**——フィリピン遠距離電話会社 (PLDT) は最近、

太平洋横断無線電信組織参加の融資としてアメリカ輸出入銀行の借款を受けることになり調印した。利率5.5%、1966年から7年間に返済する条件。貸出は、借款がPNBの附属機関である投資開発公社の保証が与えられ次第可能となる。PLDTはこの借款供与を別にして、昨年中にジェネラル電話・エレクトロニクス会社の子会社ジェネラル電話信用会社から貸付を受けグアム・マニラ部分の敷設を完成した。

(MB. 4.14)

▼ PSC, MERALCO の値上げについて——公共事業委員会(PSC)の Enrique Medina 委員は Meralco 事件に関して提出された全動議について決定を保留する命令を出し、実質的に Meralco の値上要求の公聴会を凍結した。

4月15日

▼ サントス、インドネシア不法入国者について——サントス(Alfredo M. Santos) 軍参謀長は次のように語った。

ミンダナオの地主、製材業者は、①安い賃金(まかない、宿泊を無料にすれば1日0.5ペソでも喜んで引受ける) ②労組に加入しない、③最低賃金法、労働者補償法の適用を受けない、④勤勉でおとなしい、という理由でインドネシア人不法入国者を雇い、かくまっているので、これら雇主を刑事訴追に処すべきである。陸軍が不法入国者阻止のためとった手段は、挑発行為ではなく、自己維持の行為である。

▼ 10労組がスト宣言——次の10企業労働組合はストを宣言した。12日以来の労働省側の工作も進展していない。

1. San Miguel会社従業員組合(3000人)——会社側の紳士協定違反に対して。
2. Pangasinan 運送会社労組(1300人)——経営者が協約に当って不誠意、差別的であったことに対して。
3. フィリピン郵便貯金銀行労組——差別的配転、理由なき休職、解雇、超勤不払。
4. フィルオイル精油会社労組——協約拒否、不誠意な協約。
5. バタアン紙・パルプ工場労組——労組加入妨害に通ずる行為。
6. 観光ホテル旅行会社労組——組合員の差別的解雇、不誠意な協約。
7. グローブ無線株式会社——労組への介入、会社による組合支配、差別。
8. リバサイド・ミルズ会社労組——新団体協約締結拒否。
9. ユナイテッド機械工務会社——協約拒否。

フィリピン

10. コンソリデーテッド・ターミナル会社労組——組合員の差別と解雇。

4月16日

▼ バンドン会議10周年の比代表——4月16日からのバンドン会議10周年式典に大統領を代表して出席する者は以下の通り。

Cesar Bengzon 最高裁長官。Eduardo Rosal 外務省儀典課長。Reyes駐インドネシア大使。

▼ 米と「平和のための食糧計画交渉」——米国とフィリピンは最近、「平和のための食糧計画」によってフィリピンに米を売る可能性について交渉を開始した。これは昨年のジョンソン・マカパガル会談の発展である。 (UPI [4.16]—MB)

▼ 14人の逮捕フィリピン人問題——外務省高官は、「セレバスで逮捕された14人のフィリピン人はCIAのためにはたらいているスパイ・エージェントである」というアンタラの16日報道について、「事実ならこれは重大な関心事だ」と語り、「まずメナドの総領事館を通して調べる。14人の権利を守るためあらゆる努力をする」と語った。

これより先、メンデス外相は逮捕を確認しできるだけ早期に釈放されることを希望した。

▼ 労組、米黒人に連帯を表明——フィリピン映画労組(CWUP)のEdmundo F. Nolasco 委員長は「CWUPは来週米大使館でアメリカの黒人人種差別の暴力行為に対し抗議のデモを行なう計画である。私は鉄道ポーター同胞会会長でAFL-CIO副会長の一人であるPhilip RandolphにCWUPの支持を伝えた。」とのべた。

4月17日

▼ Cid, 労使関係悪化を警告——労働者党(Lapiang Manggagawa)委員長Cipriano Cidは上、下院労働委員会議員に書簡を送り、次のように「産業平和を深刻におびやかす情勢の発展」をあげ、調査を要求した。

企業支配の労組が作られたことによる労組間の主導権争い、治安当局が武器携行を許された職業的スキップに化していること、労働者契約機関のギャング利用、など最近の争議の様相から、労組活動の文明的仕方は無力となった。合法的組合はこれら勢力とたたかわざるを得ない。 (MB. 4.17)

4月18日

▼ 領海にソ連・インドネシア船か——海軍のチーフSantiago C. Nuval准将に達した報告によると、フィリピン海軍パトロール船R. P. S. Leyteは、バタアンの

Babuyan 海峡中央でロシア船 Iskatel に斉射して停船を命じ近接して調査した後フィリピン水域外に出よう命じた。一方他のパトロール船 R. P. S. Capiz は Balut 島 (ダバオ) 沖で不法入国のインドネシア Parangkang (帆船) を捕え、ダバオ警察に引渡した。

▼ PCI, 上院に経済二法の通過要請——フィリピン工業会議所 (PCI) のデルガード (Antonio C. Delgado) 会頭は、投資奨励法と総合関税法は、フィリピンの経済成長にとって根本的な重要性をもっているとして、PCI の修正提案を入れた両法の通過を上院議員に向かって呼びかけた。

4 月 19 日

▼ メンデス、インドネシアとの交渉を指示——メンデス外相は次のように言明した。

アンタラの非難をよんでおどろいた。両国代表は事態を明らかにするため会談することが必要となった。Reyes 大使は 14 人が CIA のスパイであるという指摘は何もしなかった。彼らは単に商人であると思う。私は Reyes 大使に、インドネシア外務省との交渉を命じた。

4 月 21 日

▼ コール事件の判決に変更——米第 13 空軍スポークスマンによると、同司令官 Sam Maddux 少将は Cole に対する軍事法廷の判決を支持したが、判決の一部を変更して、破廉恥行為 (dishonorable) から不品行 (bad conduct) とした。同事件はワシントンに送られ、空軍判事により自動的再審に付される。Cole は今週テキサスの Amarillo 基地に送られ、残りの刑期を服役する。(2 月 26 日の項参照)

▼ PCI, 外国企業の金融上の競争排除を要求——工業会議所デルガード会頭は、目下の金融引締に深い関心を示し、「政府が、フィリピンで操業中の外国会社が、わが国の限られた金融源をめざしてフィリピン企業と競争するのは不公正とみなすべきである。彼らがわが国経済に新しい資本を追加するという主張をもとに国内での営業を奨励されているからである。政府は、最近オーストラリア政府が自国の実業家を不公正な競争から保護した行動と勇気をまねるべきである」と語った。

▼ 最低賃金改正案発効へ——マカパガル大統領は最低賃金法改正法に署名した。同法は正式には「共和国法第 602 号すなわち最低賃金法を、若干の労働者の賃金をあげることによって、またはその他の目的で、改正する法律」である。(3 月 16 日参照)

▼ マカパガル、ロッジ特使と会談——アメリカ大統領特使ロッジ (Henry Cabot

フィリピン

Lodge) マニラ到着。大統領スポークスマンによると、マカバガル大統領は同特使との会談で、南ベトナムが共産主義者の手に落ちることは、フィリピンをふくめ東南アジアの自由諸国にとって悲惨なことである、とのべた。

▼ **モンテリバーノ、外資奨励を要求**——モンテリバーノ (Alfredo Montelibano) 農業天然資源会議所会頭は、フィリピン公認計理士協会での演説で次のようにのべた。

外国投資家は、フィリピンで歓迎されていないと考え、デコントロールにもかかわらずなかなかフィリピンに入ってこない。彼らの投資計画に対する最近の反応は冷淡で、ある時は露骨な敵意であった。

国会にかかっている投資奨励法案は、外資を歓迎すると称しながら、実は国内投資家や合弁企業に税の優遇を与えて全面所有の外国企業を差別している。外資進入に対して国内実業家・企業のあげる抗議の叫びは実は自分たちが非能率で、不安定な財政基盤で操業していることを自らみとめたものである。外国との競争で排除されるなら自分を責めるしかない。コスト高で経営のまづい企業の代りに生産的な企業を得るので、国としてはむしろ富むであろう。

真に魅力ある投資環境として必要なのは、

1. 自由な企業経済の中で通貨が、ひきつづき安定するというのぞましい見通し、2. とくに政府、企業指導者の外国投資家に対する尊敬的・好意的態度、である。

4月22日

▼ **フィリピンは北爆を歓迎**——消息筋によると、ロッジ特使と会見した政府高官は、同大使に対し「フィリピンはベトナム問題の政治的解決、とくにラオス方式の解決に不賛成であるが、北爆は歓迎する」とのべた。

(注) ロッジ特使は滞在中、次の人たちと会見した。——マカバガル大統領、マルコス上院議長、ビリャレアル下院議長、メンデス外相、ベラルタ国防相。

4月23日

▼ **PCI、資本財生産の計画を要求**——デルガード工業会議所会頭は、アメリカ機械製造技術者協会の大会で次のようにのべた。

15年前に国内工業が現在商業的な量で供給している消費物資製造をはじめたように資本設備・部品輸入を代替する資本財工業開発の計画をたてるべきである。これにより、毎年総輸入額の33.8%、2億1000万ドルにのぼる機械、設備の輸入を、少なくとも減らすことができる。

▼ **カイコ**、SEATO 強化を強調——SEATO 閣僚会議代表団長カイコ (Librado D. Cayco) 外務次官は出発に先立ち次のように述べた。

われわれは11年前 SEATO を作った人たちが考えたような強くたくましい SEATO を欲する。フィリピン代表団は SEATO が去勢されたり弱体化させられないようあらゆる努力を払う。

4 月 25 日

▼ **ビリャレアル**、SEATO の集団行動を要求——SEATO 閣僚会議フィリピン代表団出発の前夜ビリャレアル下院議長は次のように演説した。

南ベトナムは今ぎりぎりの時であるが、絶望ではない。現地情勢が守りがたく見えるなら、南ベトナム人と米人が戦鬪の矢面に立たされたままであることにあたる。ベトナムの危機は SEATO に最大の挑戦——と機会を提出している。大量的で非軍事的活動を SEATO がとりうる他の措置と合わせてとることがより必要となった。純粋に平和的行動は軍事行動に代るものとしてでなく補なるものと意図されてきたので、SEATO の他の諸能力、とくに議定書の条項で考えられるそれを探ることが現在時宜を得ている。

アメリカが南ベトナムから名誉ある撤退ができないのははっきりしている。集団行動をバックに反撃することが今緊急に必要な。今をおいてはない。

▼ **ロベス**、対米平等関係を強調——ロベス (Fernando Lopez) 上院副議長 (国民党副大統領候補) はBacolod の在比アメリカ軍大会で次のように演説した。

フィリピンの対米関係を調整しようとする努力が両国関係の悪化と見られてきたのはおどろくべきことだ。フィリピンの米国に対する批判的態度は平等と独立を求めて生じたのである。連邦時代には両国に相互関係はなかった。これは一方が侵され従属させられていたからだ。最近まで真の相互関係がなかったがこれはおそらく、平等待遇権のためだ。

▼ **カルテックス**で国旗掲揚を要求してスト——カルテックス石油 (フィリピン) の各支店にフィリピン国旗をかかげよう要求中の同社フィリピン人支配人・管理者組合は、経営者側が拒否した結果ストに突入した。

(注) 法律によれば国旗の掲揚指定場所は、政府建物事務所か歴史的国民的意義ある場所に限定されている。

なお、カルテックスのフィリピン人支配人・管理者組合は、民族的差別に反対して闘争中で、22日にはストが全支店に拡がって、全操業が停止した。(MB, 5.23)

フィリピン

4月26日

▼ **メンデス、ビリャレアル発言を支持**——メンデス外相は前日のビリャレアル下院議長発言を支持して「私は彼の意見と見通しの勇氣に、また情勢の全くたしかな評価と、その意味するものの評価に同意する」とのべた。

4月27日

▼ **開発促進のための11項目**——最近日本で開かれた経済計画セミナーのフィリピン代表団 (Honesto Bonnevie団長) はフィリピンのより急速な開発のための長期計画11項目を政府に勧告した。これは国際商業会議所フィリピン委員会の Manuel Lim 委員長の正式支持を得ている。

1. 現地産材料を輸出向け製品・半製品に加工する製造業・加工業をより多く建設する方向に政府の考え方を向ける。
2. 無料義務教育費の増加と義務教育を7年にする費用増大。
3. 国民に倹約の価値を教え、銀行への預金を奨励する運動。
4. 貯蓄銀行、商業銀行、貯蓄金融組織の現行立法、法規を再検討して、大衆の金融機関に対する信用を生じさせる。
5. 公共事業予算の充当・計画においては、灌漑組織、農村電化、農村の道路建設を優先する。
6. 適正な種子選択、灌漑、肥料、労働節約的器具(手動トラクター、耕耘機など)の有利さを農民に教える農業エクステンション活動の強化。
7. 銀行界大衆の思考を自由化。革新して、貸付において「担保重視」より「プロジェクトの正しさ」を考えるようにする。
8. 政府保険・社会保障基金の遊休資金を、重金属・機械工業・化学工業に投資する。
9. 経済の重要部門についての信頼できる統計を早く入手するため近代的機械を利用する。
10. 多少とも確定した通貨政策を立て、産業家・実業家が長期にわたる政策の保障を得て適当な期間の計画を立てられるようにする。
11. 実習生、学生を海外に派遣して技術分野で専門化させる。(MB. 4.27)

▼ **予算案下院を通過**——下院は、1965年度予算案を歳出委員会の修正案(3億ペソ以上削って総額19億6427万ペソ)のまま可決した。

▼ **マカバガル、ビリャレアル発言を支持**——マカバガル大統領はセブ市の宿舎で

「ビリャリアル下院議長の言明は個人の意見だが政府の立場と一致する。私はロッジ特使とベトナム情勢を広汎に話合ったが、彼は特別な提案はしなかった」と語った。

4月28日

▼ エナレス、外国企業の賃金差別について——NEC エナレス議長の言明。

人種・国籍にもとずく賃金差別を維持する外国企業はたしかに大衆の非難と植民地活動に付きまとう恥辱を招いている。差別がフィリピンのように長い民族主義的誇りをもち政治的に独立した国の国民に対して向けられた時はとくに非難さるべきだ。外国経営者の人種差別から生まれた労働争議は普通とちがった底流をおび、現代の歴史は人種差別から生じた憤りと対立がひどく恐ろしいものであることを立証した。国会はわが国における外国企業の賃金差別政策を調査し、救済する立法を考えるべきである。

(MB. 4.28)

▼ ロハス、中共に核停条約参加を呼びかけ——自由党副大統領候補ロハス (Gerardo Roxas) 上院議員は次のように中共に核停条約調印をよびかけた。

9年前A A 29ヵ国はバンドンで平和共存の共通の目標を示した。しかしその後若干の参加国はもとの目標を見失った。

共産中国が両会議に参加してA A 諸国の意見に関心を示したのは注目すべきである。したがってこれらの国は、中国に10年前の約束を思い出させ、隣国との共存、小国の権利の尊敬の意思を表明させるよう要求すべき時である。中国はふたたび核実験を企て、多量の放射物質を撒布しようとしている。バンドン諸原則同意の意思の最上の表明は核実験を中止し、1963年8月の核実験停止協定を調印することであろう。

▼ 米上院で対比援助について証言——アメリカのベル (David Bell) AID 長官と Oye Stovall 政府会計局国際活動部長の上院外交委員会での証言が次のように発表された。

Stovall は次のような会計検査報告をくりかえした。

多数の道路、井戸、防波堤、ドックが米国が建造してから、フィリピン政府が約束した維持費を出さなかったため完成されなかつたり、修理されず使用不能となった。この状態は今日までつづいている。

これに対し Bell は次のようにのべた。

1962年以来米国はフィリピン政府を説得して、プロジェクト開始の際維持費と操業実行の費用を用意させた。また事情は言われたほど暗くはなかつた。しかし

フィリピン

この報告の基本的攻撃点は正しいと思う。マグサイサイ大統領がフクとの闘争で急速で具体的な改善を望んだので、米国が計画の初期にあるプロジェクトを早く進めすぎたからであろう。フィリピンは操業と維持を用意することに同意したが成功しなかった。これはひきつづきわれわれの間の困難である。なお完全に満足できないが、1962年になされた支出繰上げのため大巾に改善された。

4月29日

▼ **国防相、Angat に増強**——ベラルタ国防相は、Angat (ブラカン州) の国営浄水下水局の流域に、侵入者・不法入国者を防ぐため、増強を命じた。これにより先の3個中隊(129人)に加えて、さらに3個中隊(士官・兵士110、無線技師30)が送られる。

一方国防相は、陸軍反密輸作戦センターの長 Macario Castillo から1962年の作戦開始以来逮捕者5600人、1961年から今年3月までの押収物資5820万ペソとの報告を受けた。

(注) 以上2つは Antonio V. Raquiza 下院議員の、密輸・盗伐の減少に失敗したからベラルタを解任せよとの要求のあとで行われた。

4月30日

▼ **インドネシア人学生に国外退去**——メンデス外相は定例の記者会見で「昨年7月フィリピン政府から好ましからざる人物とされ、先月治安当局に逮捕されたインドネシア人 Iljas Bakri は、外務省とインドネシア大使館の間で友好的解決がついて5月はじめ国外退去する。彼に対して法的手続きをとることは時間を要し、フィリピン滞在をのばすことになる」とのべた。

(注) Bakri は1958年以来いくつかの大学で勉強していた。メンデスはさきに、Bakri が最近の反米デモに加わったとのべた。今回の措置は、インドネシア側に捕えられている14人のフィリピン人との「交換」という観測を生んでいる。外務省には14人の事件が Bakri の釈放と結びつけられているという情報が流れていた。協議のため帰国した Reyes 駐インドネシア大使は、国家調査局長に Bakri の本国送還をすすめていた。

▼ **閣議、密輸防止対策決定**——閣議は次のような密輸防止対策をきめた。

1. 密輸活動を規制する立法措置。
2. 警察隊の密輸取締活動強化。
3. 蔵相は技術的密輸を減少させる組織を体系化する。
4. 法相は押収された密輸物資の状態について完全な報告書を提出する。

▼ PIA, 比人優先規定緩和について——PIA Alejandro Melchor 長官代理は、各実業団体から、Flag Lawを緩和する2つの立法準備において議会に、世界銀行がフィキにリピンの公共事業プロジェクトに融資を受ける前提条件として Flag Law (連邦法138) の緩和を求めていると信じさせたと非難されていたが、紹介のあやまりをみとめると次のように発表した。

議会は Flag Law の保護規定 (政府が公共事業計画における購入で15%を国内供給者に優先を与える) を維持すべきだ。私は議会に世銀の現地供給者に好意的になった政策修正を考慮するよう伝えた。世銀の政策変更はよろこばしい。

▼ Mactan 基地を米軍使用に許可——メンデス外相は、セブ市沖の Mactan フィリピン空軍基地を、米軍用機および地上サービスに使用を許すことを発表、「この措置は安全で能率的な航空を保証するため中継空軍基地の使用を許した米比基地協定第4条に沿ってとられた。米空軍の小部隊が、クラーク基地から移された飛行機のサービスのため一時駐屯する。米政府から Mactan 基地の飛行機は原爆塔搭載型でない」とのべた。

1965年5月1日

▼ 賠償による織物輸入に反対の声——フィリピン織物工業協会はマカパガル大統領に、賠償委員会を通じて輸入される織物33万4900ヤードの放出は、NECの政策に反するとして差控え、代りにNAMARCOに引渡し、賠償法によって配給することを要請した。それによると輸入織物品が国内市場に流入すると国内工業が圧迫されて操業をやめ数千の労働者を放り出すことになる。彼らの論拠とするのは、すでに国内で生産されている消費物資の輸入を禁止するというNECの政策である。また最低賃金法改正でも圧迫を受けるとのべている。(MB, 5, 1)

5月4日

▼ マカパガル, 対米関係について——マカパガル大統領は、UPI記者に次のように言明した。

比米関係が今日ほど良好だったことはない。両国の側に、理想の一致、共通の安全、相互の福祉が同盟と共同の努力を至上のものとするという理解が増大している。

基地協定の改定の進行は満足すべきものである。L-L 貿易協定は、ジョンソン・マカパガルが明に沿って、両国政府が協議に備えて夫々研究中である。米国は1974年以降いかなる延長も求めないという米高官の発表は、協定を考える際両国の経済的影響を冷静に考えられるようにした。

ベトナム問題はあらゆる国の関心の的であるが、そこで行われている反共戦争は、自由世界の側は主として米国が責任をもつに至った。米国はことに最近は成功に向かってうまくやっている。フィリピンは、能力の範囲でかつ憲法の許す範囲で、別の援助の手段を考える用意がある。(UPI-MB)

▼ マカパガル、サバ問題について——マカパガル大統領は、ラーマン・マレーシア首相の「サバの問題でフィリピンと話し合うことは北ボルネオ人民が反対している。マカパガル大統領は選挙の方により注意を払っているようだ。フィリピンと外交関係を回復して、一時挫折していた ASA が再生できることを希望する」という言明（5月3日、東京）に関連して次のように述べた。

フィリピンはサバ要求を押しつける直接的手段は何も考えていない。早急な解決は考えられないが問題を無期につづけもしない。ただ予測できる近い将来の解決をのぞむだけである。

▼ タニャーダ、カルテックスに措置を要求——タニャーダ(Lorenzo M. Tañada)上院議員は上院での演説で、伝えられるカルテックス(フィリピン)社のフィリピン人職員に対する差別的取扱いについて次のように演説した。

あるアメリカ人の地区支配人は年俸11万8000ペソ、これに対し同一地位・資格・職務のフィリピン人は2万ペソにすぎない。あらゆる点からみて、同一の訓練を受け同一資格・同一労働なのにフィリピン管理者はアメリカ人管理者の1/5を受取るだけだ。カルテックスはフィリピン最大の所得者の1であり、全資産は1億8400万ペソに上り、数年間に数百万ペソの利益を上げた。それは石油製品に対するフィリピン市場をフルに搾取している。

政府は立法によるか、フィリピンでの営業の契約を破棄して、米国石油会社を圧迫すべきである。

(注) ストライキ中のカルテックス(フィリピン)社支配人・管理者組合(CAF-IMSA)は2日付 *Sunday Times (Manila Times)* 日曜版)に広告をのせ、人々に理解と協力を訴えている。それによると、問題は賃金その他におけるフィリピン人に対する差別であり、例えば同じ地区支配人のポストも、米人の場合は年俸11万8000ペソ、比人の場合は2万ペソである(4月25日参照)。

▼ Flag Law について PIA と PCI の立場——

・PIA

PIA の Melchor 長官代理は、デルガード PCI 会頭が「政府と民間部門間の協議をすべきだ」との言明を歓迎した。また PIA 情報部は PCI の Liohaco 政策部長が PIA に異議を申し立てた（5月3日）のは事実に合わせて次のようにのべた。

1. PIA の政策的立場は、昨年の法案で示したように、PCI 自身も受け入れている共和国法 (RA) 4239号にかかわるだけである。
2. RA 4239 号についての PIA 案は、明らかに、連邦法 (CA) 138号 (Flag Law), CA 541号, RA 912号までは拡張なかった。
3. 議会にかけられている上記 4 法をカバーする世界銀行総合法案は 2 月に来訪した世銀使節団の用意した訳である。
4. PIA が世銀の政策的立場をあやまり伝えたとの Lichauco の主張はデルガード会頭の言明に反する。
5. 4239 号に限られた PCI 法案に復帰するという世銀の新しい政策はどれも、歓迎されることはたしかで、議会はそれを考慮しなければならない。

・PCI 法制委員会声明

PCI は伝えられる PIA が連邦法 (CA) 138 号但し書き維持を議会に要請した動きを歓迎するが、議会はさらに CA 501号および共和国法 (RA) 912号の保護的但し書および「国籍をもとにして入札者に優先を与える他のすべての法律」を維持すべきだと考える。現在世銀は法律4239号に反対しているので、その他のすべての法律は維持さるべきだ。

世銀と関係ある政府機関は、世銀の政策変更について定期的に情報を得られる体制にすべきだ。

法律4239の無効化は世銀資金によるプロジェクトの部分についてだけで、フィリピン資金によるプロジェクトの部分は無効にさるべきでない。

5月5日

▼ アラネタの経済戦略——フィリピン経済記者協会 (BWAP) から、「1964年実業家」賞を受けたアラネタ (Dr. Salvador Araneta) は「未完の革命のための戦略」と題し次の演説を行なった。

政府は経済開発に次のようにして「説得的」介入をすべきだ。

① 関税および輸入割当制による国内産業の保護, ② 生産企業に大量の自由な信用, ③ 信用と税金の誘因で投資の奨励, ④ 利益の再投資への誘致措置, ⑤ 生

フィリピン

産財生産に最高の優先、⑥賃金所得者・資本家に対し信用と税金の誘因で自発および強制的貯蓄、⑦機械化の奨励。

▼改憲議会への見通し失われる——上下両院協議会は、憲法改正議会召集決議は上院側に必要な数が得られないという上院超党派幹部会の決定で、同決議を票決することなく、両院協議会を無期延期した。

▼小売商銀行設立法案、下院を通過——下院は小売商銀行設立の権限を与える下院法案7764号を通過させた。これは金融引締とフィリピン人小売商が組織のとれた外人商人に対抗できない情勢のため動きがとれなくなったと伝えられる小売商国民化法を補強するための銀行を設立するものであり、フィリピン人小売商に1万ペソを上廻らない額を貸付けるものである。

5月6日

▼NEC、賠償による織物輸入に反対——エナレス議長は賠償による織物の輸入に抗議して次のように述べた。

このような輸入はフィリピンの製品と競合する完製品は輸入しないというNECの基本的立場と政策に反する。これを行なうにはNECの承認を要する。また賠償による輸入は関税をかけられないから、国内工業にとって不公正な競争である。

▼国会、外国企業の賃金差別調査へ——上院労働移民委員会ガンソン (Rodolfo Ganzon) 委員長は「委員会は外国企業が国籍にかわりなく同一労働に同一賃金を払うことを義務づける法案を作りあげた。さしあたって調査のためフィリピンの主要ガソリン会社職員の召喚 (5.10) を行なう。またアメリカ軍基地その他機関の米比職員間の賃金差の調査も行なう。」と語った。

5月7日

▼南ベトナム派遣問題で外交協議会——政府臨時新聞係秘書 Virgilo Reyes は次のように発表した。

フィリピンは4月28日南ベトナムから警備要員つき技術大隊2000人派遣の正式要請を受取った。大統領は本日超党派の外交問題協議会を開いて協議した。協議は3時間にわたって行われたが決定は下されなかった。SEATOと米比相互防衛条約に沿って行動するというフィリピンの伝統的政策をとることで一致した。

(注) 協議会参加者は次の通り。

メンデス外相、ペラルタ国防相、Carlos P. Romulo 博士、Tomas Benitez 大使、Reyes。上院——Lorenzo Sumulong ほか6名。下院——Pendatun ほか9名。

軍——Rigoberto Atienza 陸軍参謀長代理，国家情報調整機構代表，民間防衛官。

▼ PAL， マニラ＝シドニー航路に就航——フィリピン航空 (PAL) の Benigno P. Toda 社長は，最近オーストラリア側と交渉がまとまって10月からマニラ＝シドニー間にジェット機を週2回就航と発表。

5月10日

▼ 南ベトナム支援2500万ペソ支出法案提出——ビリャレアル下院議長は下院に対し，南ベトナムに2000人の軍技術大隊派遣の費用2500万ペソ支出の法案（下院17828号）を提出，マカパガル大統領は直ちにこの措置の緊急性を保証した。

10～11日の下院討議で国民党議員は，「フィリピン人の血が直接かわりのない戦争で流されること」および，「この措置は宣戦布告同様であるから議会の2%の承認を求めた憲法違反であること」から反対した。

一方フィリピン連合在郷軍人団 (Univets) はこの日全員一致で南ベトナムへ義勇軍を送る決議を採択した。

(注) 権威筋によると2000人の半数は軍技術者だが他の半数は護衛の戦闘員である。(MB, 5. 12)

▼ RCA の輸入米赤字売出に禁止判決——Iloilo 州パライ・とうもろこし生産者組合が RCA の米輸入に対する再考の請願に対して，第一審法廷は「政府は RCA を通じて米の輸入はできるが，現行法ではそれを赤字で売り出す権限はない。また RCA は国内産米より価格が低い時は輸入米を売って利潤を得ることもできない。輸入米の販売価格には，国内米生産者保護をきめた共和国法2207号により，税金，関税，特別チャージが含まれるべきだ。輸入米を国民の困難軽減のため赤字で売る必要があれば，開会中の国会でその権限を得るべきだ。」との命令を発した。

(注) RCA の売出価格はガンタ当り1.30ペソと発表されている。

その後 (12日) Jesus P. Morfe 判事は，RCA がガンタ当り1.30ペソで輸入米を売り出すことを禁じた命令を保留することを決定した。これは Arturo A. Alafritz 首席検事が Iloilo 州パライ・とうもろこし生産者組合は RCA が赤字を出すことを立証せず，政府に租税その他関税を負担させるべきかどうか明らかでないとして，再審理を要請したことにもとずいている。

▼ 大統領，輸入米価格制定の法案提出——マカパガル大統領は判決後，議会に対し，次のように輸入米の販売価格をガンタ当り1ペソに定める法律の緊急性を証明するメッセージを送った。

裁判所命令に対しては主席検事が反論するであろうが，議会が，輸入米価格を定めるようにとの裁判官の示唆に考慮を払うことは国民の利益となるであろう。

RCAが1.30ペソで米を売出す決定をした時、超党派的な国家委員会の勧告によって制定された共和国法3848号によるものであった。

国家委員会の審議の際にも、政府はガンタ当り1.30ペソは大多数の人々の困難を防ぐためには全く高価であると考えていた。1963年にはRCAは0.80ペソで売った。

国内パライ米買付けにおいて政府の補助政策のため、パライ米は1カバン(=44kg)当りRCA買付の12.50ペソから21.50ペソで現在売られている。この政策の前年はカバン当り7~8ペソであった。

国内産パライ米買付における補助政策に加えるに、政府は自給達成を促進する増産計画にのり出した。

政府が国内供給不足を補充するため前の政府の政策を踏襲したのは主食を国民に入手可能な価格を保証する義務による。またこのため1963年の輸入米販売価0.80ペソが安いなら、1.30ペソは一般国民にとって高すぎる。あらゆる状況を考慮して、輸入米はガンタ当り1ペソを上まわらない価格で売るべきだ。事実全国から米価を1.30ペソ以下にし一般的に1ペソで売るよう要請した請願を受けとった。

5月11日

▼ DBP, 米諸銀行から4000万ドルの借款——ロレンソ (Pablo Lorenzo) フィリピン開発銀行 (DBP) 総裁とカスティーリョ (Dr. Andres Castillo) 中央銀行総裁はニューヨークで、12のアメリカ銀行が新しくにDBPに、優先的な長期工業・農業融資のため4000万ドルの借款を与えた、と語った。

12日ロンドンに着いたカスティーリョは、米政府と、アメリカの銀行とのスタンバイ・クレジットについて討議したこと、世銀とフィリピンの農村の銀行への中・長期借款について討議したことを明らかにした。

▼ PCI, 暫定協定による日比間正常化を提唱——PCIのデルガード会頭は日比関係についての同会議所セミナーでの参加者の意見の一致点を次のように発表した。

日比友好通商条約案批准が現在では問題外であるという事実から、暫定協定で関係の性格を明確化して日比経済関係を正常化することがフィリピンの利益であろう。民間側は暫定協定の内容準備で政府と協議したい意向である。暫定協定は以下の点をふくむべきである。

1. 日本の投資家が許される経済活動の分野を示し、その許容程度を詳述する。
2. 契約者の双方が、輸入された物品が国内産業を攪乱するおそれのある場合、

相互的輸入割当を課すことを許す条項を入れる。

3. ある投資分野での合弁取決めを強制する条項を入れる。

この問題についての政策案を近く行われる総会に提出する委員会が作られた。

▼ **マクタン基地を米軍使用に**——マカパガル大統領は記者団に答えて「米軍は Mactan 島に到着をはじめた。同基地使用交渉では約 240~300 の小分遣隊編制が相互に便宜であろうということになった。」とのべた。協定は秘密のままで、軍の種類・目的について語らなかつた。このため使用目的についていくつかの推測が行われ、ベトナム戦に関係ありと考える者もいる（4月30日参照）。

▼ **エナレス、ダバオを自由貿易地帯に**——NEC のエナレス会頭は次のようにのべた。

ダバオを自由貿易地帯にすれば、新しい極東のシンガポールになるだろう。フィリピンはココナットと木材製品の生産・販売を安定・増進する上で影響力をもつだろう。ボルネオの森林はフィリピン木材業者に大きな寄与である。日本の資本はすでに同地の開発をはじめた。

▼ **新インドネシア大使に関する情報**——Manila Bulletin は権威ある筋として、12日就任する駐比インドネシア大使 Adbul Karim Rashid 少佐はジャカルタの秘密機関の長で、1956年2月バンコクの駐在武官時代タイから「好ましからぬ人物」と宣言されたと報じた。彼は1月に駐比大使に任命され2月にアグレマンを得た。上記事実は Ilja Bakri の事件から明らかになったといわれる。（MB, 4. 11）

（注）これについてメンデス外相は12日「アグレマンを与える前に情報機関の調査によって反対すべきものは何もなかった。」と語った。マニラのインドネシア大使館スポークスマンは彼についての報道は「全くのつくりごと」だと否定した。しかし Bulletin 紙上ではその後もこのような趣旨の報道を伝えている。

5月12日

▼ **上院、ベトナム派兵に批判的**——スムロン上院議員はマカパガル大統領に対し、「フィリピン軍をベトナムに派兵するという政府の措置は突然で上院に不満をよびおこしている。①ロッジ訪比直後、大統領がバギオで行なった東南アジア諸国に援助を増せとの発言、②ピリヤリアル発言とそれを支持したメンデス発言、からみて大統領が派兵の約束をしたのは明らかだ。もしそうならわれわれに知らせるべきだ。この問題が党派的な議論になったのは、大統領が定期的に外交問題の協議をしないからだ」と非難した。

（注）スムロンおよび、同じく突然の措置に不満をもつタニャーダ議員はともに

フィリピン

7日の外交問題協議会に出席した。

▼ 下院、ベトナム支援支出法案可決——下院は南ベトナム派遣のための2500万ペソの支出法案を53対24で可決、上院に送付した。

(注) なお同日マニラのベトナム大使館は声明を発し、次の点を明らかにした。

1. ベトナム政府の要請はサイゴンの比大使館を通して、比政府に伝達されたもので、ロッジ特使からではない。
2. 要請は、戦闘部隊でなく道路・橋・学校・病院建設のための技術大隊である。

▼ SEATOの護衛演習開始——SEATO 6カ国(米・英・オーストラリア・ニュージーランド・タイ・フィリピン)の艦船34隻、航空機130機が参加して護衛演習 Seahorse 作戦がマニラ湾で開始され(～5.24)、南シナ海からタイ湾に向かった。司令官は米第7艦隊パトロール隊司令官ファウラー少将。

▼ 国鉄の一部スト——フィリピン国有鉄道機械部労組(800人)は、経営者側の次の不当労働行為に抗議して早朝からストに入った。①新しい労働協約調印拒否、②組合員への賃金遅払、③組合員へ超勤・夜勤手当を支払わなかった。

(注) 14日 Salvador L. Mariño 法相の調停で解決した。(MB, 5, 11, 12, 15)

5月13日

▼ 原潜のスピック湾使用を発表——在マニラ米海軍スポークスマンはAP通信の質問に答えて、米海軍の原子力潜水艦(複数)はスピック湾内の米海軍基地に入港し、他の艦艇と同じように施設を使用しており、寄港の際の原子力潜水艦の行動については同地にいるフィリピン軍連絡官に報告していることを明らかにした。

(AP—朝日)

5月14日

▼ マニラ港の税関職員スト——港湾チェッカー・労働者組合(300人)はストに突入したため、マニラ港の港湾活動の一切が止り、関税収納額は減少した。労使の話し合いが行き止まったため、ゲバラ(Onofre Guevarra)労働次官は問題を大統領に上げ、大統領は産業関係裁判所(CIR)に移した。これは関税徴収部(CAS)側が今年6月に期限切れとなる労働協約更新要求を一貫して拒んでいること、労働協約を収税業務再入札の要件にする要求、一律50%賃上げ要求がまとまらないため。

また他労組(合同労組)に属するドック労働者、沖仲仕も同情的に仕事をやめた。

(注) 産業関係裁判所の職場復帰命令により、5月17日スト中止。

▼ 国鉄近代化に日本の賠償担保借款——訪日中のフィリピン国鉄のシソン (F. E. V. Sison) 総裁は日本政府に、ルソン島南部のソルソゴン新線敷設 (700万ドル) と国鉄近代化計画 (3500万ドル)^(注)の資金にあてるため 4200万ドルの賠償担保借款を申入れた。通産省は金利 6%、3年据置き10年払い程度の条件で認める方針。

なお別に機関車購入など1000万ドルの民間ベースの信用供与が行われる。

(毎日)

(注) MBによると、円借款2500万ドル。(MB, 5. 31)

5月17日

▼ 外国企業、賃金差別について証言——エッソ、モービル、シェル、フィルオイルの経営者 (カルテックスは欠席) は、NEC と外国石油会社の職員の賃金差別問題について話し合ったが、いずれも外国人とフィリピン人職員の給与の間にオーバーラップがあり、外国人役員は任期が短かく暫定的であると証言した。エナレスNEC 議長は「各社代表は賃金の民族差別がないことをはっきり証言したが、カルテックスの場合は明らかに差別の専売特許的ケースである」とのべた。(MB, 5. 17)

▼ 上院、ベトナム派兵に反対の態度——マルコス (Ferdinand E. Marcos) 上院議長 (国民党大統領候補者) は、ベトナムへの武装技術者大隊派遣は、北ベトナムへの実質的直戦布告であるとして反対の態度を明らかにしたが技術、経済協力には賛成した。プヤット (Gil J. Puyat) 上院財政・経済委員長 (国民党総裁) は「委員会は戦闘部隊派遣に反対だが、技術・経済協力は支持するとのべた。

またタニャーダ議員は外交、国防、経済財政の三委員会がアメリカがフィリピン基地をベトナム攻撃の足場に使う可能性を調査するよう求めた。

▼ 下院、輸入米売出し価格をきめた法案可決——下院は44対27で、今年度輸入米 50万トン をガンタ当り 1ペソで売り出す権限を政府に与える法案を可決した。

▼ 投資奨励法 (上院法案665号) について——

・国際商業会議所 (ICC) フィリピン委員会——委員長リム (Dr. Mannel Lim)

法案はフィリピンの欲する外国投資誘致の目的を達成できない。外国および国内の資本投下を奨励するだけでなくフィリピン小資本家をも奨励しなければならない。役員会は法案のカバーする分野は市場の可能性、収益性からみて、大して魅力的でなく、したがって投資のどの分野かに誘因を与えるのは自由にしなければならない。

・フィリピン工業会議所 (PCI)——

PCI は、上院法案665号の中に小売商国民化法を実質的に修正する条項がある

フィリピン

と警告した。すなわち、同法案6(f)は「これに反するどんな法律にもかかわらず」投資の選ばれた分野で生産・加工・製造された商品は、農業・鉱業・工業・製造・加工・公共の施設またはその機関に売ることができる、と規定している。

5月18日

▼ **公立学校教員組合のデモ**——フィリピン公立学校教員組合その他公務員は①宗教教育法不承認、②政府職員ボーナスに4200万ペソ支出承認、③政府職員の結社をみとめる法案の承認、を要求してデモを行なった。

▼ **実業界、大統領に要請**——有力な実業家グループは最近、マカパガル大統領に対し、次のように要請した。

経営従事者・管理者を、団体交渉権をもった組合結成にふくめるように産業平和法を改正する下院 Ferrer 法案は、企業組織における所有者や株主の受託者を除去して産業平和を悪化させるという危険な先例を作る。

最近の労働—経営関係は、反米感情の表面化に進み経済不振、物価上昇と相まって海外に望ましくないイメージを作り出し資本の流入どころか、すでにあった資本の逃避を生じている。

政府はこの国の直面する重大な企業・産業の問題に介入すべきである。金融引締と密輸取締問題が最重要である。 (MB. 6. 20)

5月19日

▼ **大統領、米価格の上院案に同調か**——上院では、農業委員会が米の売出価格ガクタ当たり0.75ペソおよび米に対する補助金措置を決定したがこれに対しマカパガル大統領はダバオで「私は国会に1ペソを上廻らない額を勧告した。もし政府がより安い値段で売り出せるなら、国民にとって安ければ安いだけよい。」と語り、これに同調する意向を示した。

▼ **織物輸入禁止法案に反対論**——18日上院を通過した向う5年間織物の輸入を禁ずる法案に対し、フィリピン衣類製造者・織物商組合は、一回の公聴会も開かない突然のやり方であると非難した。さらに「国内織物工業保護に見えながら実は織物輸入の全面禁止であり、これらの安い衣料材料に依存していた貧しい国民は必要な衣類をうばわれることになる。国内織物工場主の保護のためなら、織物製造業に他の多くの保護措置と誘因が可能はずだ。伝えられるように端切れや密輸衣料の流入の結果であるなら、政府はこれではなくもっと積極的・建設的な解決法をさがす

べきだ。」とのべた。

下院の Tereso Dumon 議員は「この法案は米・比がそれぞれ輸出入に制限を課さないという L-L 協定に違反する。米国側が報復措置をとって対米関係を緊張させ、わが国経済を後退させるかもしれない」と警告した。

▼ **公務員のデモ参加禁止**——スピード (Abelardo Subido) 公務員任用委員長は、全政府機関に公務員の行動規範を記した党書回状を送り、次のようにのべた。

わが国の外交関係に関する行動は大統領と国会に権限のある仕事である。政府職員が加わったデモは、政策決定者と国際社会におけるフィリピンの地位に困惑を生じさせる。友好国に反対する大衆デモに参加、または組織・扇動・援助した政府職員は規律と礼節の欠如を暴露している。

(注) スピードは、最近の米大使館前の反米デモに政府職員が参加したとの信頼できる情報を受取った、とのべている。

5月20日

▼ **国会会期終了、特別会期召集**——通常国会は夜半100日間に及び会期を終了した。しかし野党が上院の多数を占めているため、1966年度予算案はじめ、次の重要諸法案が上院で滞っている。

①南ベトナム支援のための2500万ペソの支出法案、②輸入米をガンタ当り1ペソで売る法案。③投資奨励法案。④宗教教育法案。⑤関税・税関規則改正法案。⑥個人・法人所得税引上げをふくむ4～6の歳入法案。

マカバガル大統領は21日「公共の利益に影響する諸法案や他の緊急立法を審議するため」30日間の特別会期を召集した。下院は3日間の休会となった。

(MB, 5, 20, 21, 22)

▼ **公務員デモ参加禁止に反論**——労働者党 (Lapiang Manggagawa) のシッド (Cipriano Cid) 委員長は Subido の通達に対し次のようにのべた。

デモに参加する権利は憲法の集会の自由の保障によるもので、Subido は公務員のデモ参加を禁止する何の権限もない。わが国をはずかしめるのは外国の不正と侮辱に抗議する市民行動への参加者ではなく、植民地的慣習を脱することを拒む“褐色のリトル・アメリカンども”である。公務員の憲法擁護の誓約にはまさにデモのような市民行動参加もふくまれている。

5月21日

▼ **OECの年次報告**——経済調整局 (OEC) のアデボソ (Eleuterio Advoso) 局長

は、大統領と議会にあてた年次報告で次のことを明らかにした。

1. OEC 管轄の10政府企業の64年度実績 (単位100万ペソ)

	1964	1963
総 収 益	438.4	389.7
純 収 益	34.7	29.3

2. OEC は昨年, Cepoc 産業会社, 開発公社 (NDC), 国立造船・製鋼所など政府企業の創始工業プロジェクト拡大と国有鉄道業務の改善をこころみた。

3. わが国の経済開発において政府企業の資産を全面的に活用しつつ民間部門の参加を拓ける新経済計画に外国の援助を求めてきた。

4. 全企業を明白にか暗にか大統領の管轄下においている全企業の規約, または全企業を大統領の直接統制・管轄下に移すという政令を改正する立法をして, 全企業を OEC の統制・管轄下におくべきだ。 (MB, 5. 21)

▼ 米比基地交渉, 裁判権問題で合意へ——権威筋によると, メンデス外相とブレア大使の21日の会談で米比基地協定における裁判権問題は主要点で討議を終え, 最終案文を準備することで一致した。なお裁判権が片づいたら, 基地の行政問題 (入国, 関税, 基地使用など) が扱われると思われる。

▼ エナレス, ココナット課税払戻を要求——エナレス NEC 議長は, アメリカ政府がフィリピンのココナット油輸出に課した国内消費税は道義的にも法的にも根拠はなく, 1946年7月から1957年9月までの徴集額1億5000万ドルはできるだけ早急に払戻すよう要求した。

エナレスによると, この課税は1934年アメリカ国会が決めたが, 1946年7月までに払い戻された。しかし以後1957年まで米政府は, 関税でないという口実で徴収をつづけた。しかし, 米国会, とくに下院財源委員会は1951年にこの税の関税的性格をみとめた。米関税委員会も間接的関税とみとめた。1955年の L-L 協定は関税免除のココナット油の割当を漸減することにきめた。

▼ 第12回製造業・生産者協会全国大会 (5. 20—21)

・ファベールヤ PIA 長官演説——

銀行信用をとくに選択的に緩和する余地は依然としてある。政府はこれまで次のようになりに企業家の必要に応じてきた。①国内信用は1年前の62億2880万ペソから今年1月の68億7850万ペソに増大, ②貸付・投資委員会加盟機関からフィリピン人企業への貸付量は30億以上であった。③政府は不安定な雰囲気除去しようとした。 (MB, 5. 22)

・金融緩和について特別勧告——

1. 中央銀行は、通貨委員会決議1119号の約束により、1ドル3.90ペソで契約して延払い債務をもつ諸産業に1ドル＝3.20ペソのレートで外貨を売り、債務を返済しなければならない関係者に補償すること。

2. 政府金融機関が商業銀行の産業貸付明細表の50%を引受け、これを期限7年間、利率7%以下の長期貸付に変えて、政府再融資とする。

3. 国内銀行をして現行制限で許された以上のクレジットを行わせる目的で中央銀行法を改正する。

4. 特別再割引率3%の資格ある産業のリストに基礎産業法による全産業を加える。

5. 外国企業が国内クレジットを利用するのを制限する。 (MB, 5. 28)

・日比間暫定協定について勧告決議——

できるだけ早期に日本との経済関係を正常化することがフィリピンの国家利益であり、技術的知識・補完的開発資金、フィリピンの輸出市場のソースとしての日本の潜在力を直ちにかつ最大限に開発すること。

1. フィリピンが一方的に日本商品に制限を課すことを許す条項。

2. 日本の投資は常に合弁とりきめによって、またフィリピン人の参加は60%を下まわらない、という条件でNECの示す経済活動分野に直接投資を許す条項。

3. とくにフィリピンにおける日本商社の地位と活動に関する条項。日本商社の特別ケースについての国家政策は、貿易諸機関と協議したのちに立てること。

(MB, 6. 1)

5月23日

▼ 刺繍業者、織物輸入禁止に反対——フィリピン刺繍輸出業者組合長 Jose Montano は、向こう5年間織物輸入を禁ずる上院法案934号は、無数のフィリピン人の生計を直接間接に支えているドル獲得産業を一掃する結果になる、と次のように言明した。

織物工業はすでに、高い関税、原料・施設購入に対する免税など多大の保護を受けて「甘やかされて」いる。

衣類輸出業者の織物輸入は全輸入額の3.5%にすぎない。このように小規模な転用がどうして年産4億平方ヤードの織物工業に影響を与えることができるか。

フィリピン

刺繍業は度々国内織物業者に織物買付を申入れたが彼らは関心を示さなかった。

5月24日

▼ 上院、ベトナム派兵に反対の態度——マルコス、スムロン、タニャーダ（国民市民党）の3上院議員は政府のベトナム派兵計画の自制、より慎重な計画および国家安全保障委員会召集を要求した。彼らは一致してベトナムの情勢悪化、ことにベトナム国境の共産軍大量集結を重視している。スムロンは、自由諸国のベトナム支援が「一方的」で、西側諸国が政治的解決をして撤退し、フィリピンだけとり残される懸念を表明した。

5月25日

▼ 争議で殺人事件続発——長らく争議中であつたイロイロ州 Barotac Nuevo の Hacienda Pianita で農園見張人が22日労組指導者でフィリピン自由労組連合PAFLUの地区副代表者1人を射殺し、他の1人を負傷させた。（MB, 5. 24）

また Dupax（ヌエバ・ビスカヤ州）の Porag 村で25日夜、土地紛争から地主がナイフで刺殺され、監視人が負傷した。容疑者は5人で、うち1人が自首。

（MB, 5. 27）

▼ 自由党執行委、上院議員候補者指名——自由党執行委員会は、8人の上院議員候補者名簿中、次の7人が全員一致で決定と発表。

1. Sergio Osmeña, Jr. (セブ市長), 2. Ramon Bagatsing (下院), 3. Lucas Paredes (同) 4. Jovito Salonga (下院), 5. Estanislao R. Fernandez (現) 6. Alejandro Roces (文相) 7. Cear Climaco (Pagcon Chief)

(注) 残る1名は Bicol 区で決定保留。国民党 Juan Triviño 下院議員迎え入れのためとみられる。

5月26日

▼ 下院副議長、スカルノを非難——下院副議長 Salipada K. Pendatun は、インドネシアのスカルノ大統領が「マレーシアの AA 会議参加を支持する国は同会議に出席すべきでない」とのべたのに対し、「中共の会議参加を支持する AA の国こそ出席すべきでない。中共に援助する回教指導者は回教徒ではなく共産主義者だ。スカルノ大統領は回教世界にとって失望である。回教徒として私は自由 AA 諸国が彼の会議参加を阻止すると信ずる」とのべた。

5月27日

▼ 国民党、ペラエスの AA 会議参加を承認——国民党 Puyat 総裁は、ペラエス副大

統領が AA 会議代表団長になることを、1. 両党が代表団に加わる、2. 問題のとりにくみ方の討議を超党派的に行なう、という条件で承認した。

▼ EEC などへ PCI 使節団——PCI 代表団 (団長 T. Tanchanco 副会頭) はヨーロッパ諸国 (イタリア、西独、デンマーク、ベルギー、フランス、英国、アイルランド) 訪問に出発。目的は諸種の工業企業拡大のため借款や延べ払い措置の可能性をさぐり、外国投資家に合弁企業や技術協力について打診するため。

5月29日

▼ AA 会議へフィリピン代表団——大統領官邸は、マカバガル大統領、ペラエス副大統領、メンデス外相の会談後、「フィリピンは第2回 AA 会議にペラエス副大統領を団長、メンデス外相を副団長とする強力な代表団を送る」と声明した。

▼ 第三勢力、ペラエス受入れを表明——第3勢力の組織者 Raul Manglapus 上院議員はバギオで「もしペラエス副大統領が国民党から脱党すれば、第3勢力は彼を大統領候補にもする。彼はわれわれグループとほとんど同一見解をもち党内各勢力の指導者から受入れられる。」と声明した。

(注) 第3勢力——フィリピン進歩党 (PPP) は6月6日大会を開く予定。

5月30日

▼ ビリャレアル、ベトナム派兵で声明——ビリャレアル下院議長は同夜の国家安全保障会議を前にして次の声明を発表した。

南ベトナムの安全はわれわれの安全である。南ベトナム支援の必要は一致してみとめられている。与えられる援助は現在も行なっている援助の拡大だけである。ただこの数ヵ月悪化したベトナム情勢から技術部隊に護衛が必要である。最近の SEATO 会議の要請にこたえて援助を拡大する義務がある。

5月31日

▼ 国家安全保障会議、ベトナム支援で一致——国家安全保障会議 (NSC) は同夜から1日にかけて4時間にわたって開かれ、満場一致で次のコミュニケのような南ベトナム増援をきめた。

会議は南ベトナム失陥はフィリピンに共産主義者の脅威を接近させるもので、フィリピンは自身の安全のために南ベトナムの反共の闘争支援をつづけなければならない。

このような一致した見解で、NSC は現在の特別会期の議事に下院法案17828号を含め、議会在援助の性格と支出額の問題を解決するよう勧告する。

フィリピン

(注) 同会議の出席者は次の通り。正副大統領、上院・下院両議長、外相、法相、秘書長、農相、蔵相、国防相、他に上院議員5名、下院議員2名、軍参謀長、民間防衛局長、Benitez大使。

▼ 国民党・ペラエスに最後通告を用意——国民党執行委員会の緊急会議が開かれ、次回の執行委員会(6月8日)にペラエス副大統領を招き、もし彼がマルコス大統領候補を支援できないなら国民党の上院議員名簿からはずす決定を伝えることにきめた。

▼ ロペス、政府の「国民化」を非難——ロペス(Fernando Lopez)上院副議長(国民党副大統領候補)はCaloocan商業会議所でいくつかの実例をあげて「現政府の経済政策のいわゆる民族主義的指向は自らの行動で裏切られている」と次のように演説した。「政府の社会経済計画は経済ナショナリズムを示していない。経済開発の任務が主として民間企業のもので主たる責任がフィリピン人にあるとアイマイにのべているが、明敏なフィリピン人は経済ナショナリズムの精確な定式化を要求している。また過去4年の結果はフィリピン人民間企業家を政府の恣意に従わせる意図を示している。」

付 録

1955—64年フィリピン経済総合調査報告書（要約）

Manila Daily Bulletin, 1965. 4. 4 号より

計画実施局は1955—64年の10年間におけるフィリピン経済事情総合調査に関する報告書を大統領に提出した。この報告書では下記の点が特に強調された。

1. もし食糧事情が現在のまま持続するとすれば食糧需給の格差が拡大する。従って食糧増産に努めねばならない。食糧事情はフィリピンが1964年に3回にわたって颱風（ダゼング、ルイズ、オーパル）に襲われたためとみに悪化した。
2. 国庫支出の増大に伴って国庫収支の格差が拡大することは必至である、従って追加財源を獲得せねばならない。
3. 1964年度経済成長率が社会経済5ヵ年計画に定めた5.8%の目標を超え6.2%に達した。

大統領は政府の食糧増産措置につき国民の強力な支持を得るため、計画実施局の提出した報告書と閣議決定とに基いて全国食糧生産評議会の設置を決定した。この評議会の構成は著名な篤農家を会長とし、農相、文相、国防相、計画実施局長を評議員とする。

計画実施局報告書の主なる内容を要約すれば下記の通りである。

現在のフィリピンでは死亡率が減退し続け且つ高度出生率が持続しているため年間人口増加率は3.2%となった。従ってフィリピン経済は資源の豊富な点で莫大な発展可能性に恵まれているもののその反面には人口急増という強敵に脅かされている。

経済成長率は1963年度は目標に達せず4.5%に留まった。併し1964年度には既述の通り計画目標率5.8%を超えて6.2%に伸びた。

1955—64年の10年間に農業生産量は42%増、鉱業生産量は47%増、製造工業生産量は97%増であった。この10年間に農業増産率は人口増加率に劣らなかつた。併し農業以外の諸経済部門での増産率に歩調を合わせる事が出来なかつた。換言すれば、農業依存度は減退し続けており、この現象は国民所得源泉としての農業の重要性が漸減し続け、その反面に農業以外の諸産業部門が優位を着実に築き上げていることを物語る。

基幹産業部門で増産が活発に行われたため国民経済全体として最近8年間に雇傭人

フィリピン

員を2百万人増すことが出来た。この増員は1956年現在雇傭人員の4分の1に相当する。そのため、1956年には労働者総数の10%を占めていた失業者は1963年には5%に減少した。

かようにフィリピンは経済活動を通じて注目に価する成績を収めた、だがこの好成績は最近10年間に日本が収めた経済実績又はフィリピン自体が復興事業の最高調に達した時期に収めた成績に比べれば見劣りせざるをえない。併しそれにしてもかかる経済成長の徴候は確乎たる進歩発展を表示するに足る。フィリピン経済は急増人口の挑戦に応じしかも人口との競争に於て勝利を収めることができた。この競争での経済の得点は国民1人当り年間実質所得2%増として表示された。この所得増加率は先進諸国が開発初期段階で達成した増加率に大体匹敵する。かかる経済実績は注目に価する。併し国民の抱負は更に一層注目に価する。如何となれば、かかる程度の所得増に漕附けたものしかも1962年現在国民1人当り所得が481ペソに過ぎなかったことを想起するならば、国民が所得増を目指して倍旧の努力を尽さねばならないことは明らかだからである。

1955—61年間の通貨量年平均増加率は8.8%、これに対して農鉱工生産量の年平均増加率は5.3%であった。かように通貨量増加が生産増加よりも急速に起つたため物価は上昇傾向を辿り、年平均上昇率は2.1%に達した。1962—63年には通貨量増加率と増産率との差は拡大した。すなわち通貨量が1962年に13%増、1963年には18%増となったに対し生産指数は1962年には6.6%増、1963年には4.8%増となったに留まり、そのため物価は急騰し、特に1963年には消費者物価指数は8%増となった。かように物価高が価格安定を脅す程度のもとなったため1963年最終4半期には慎重な通貨対策が実施され、この措置に基いて1964年の通貨量は収縮された。皮相な見解を下すならばこの予防措置は高物価傾向の抑止に余り役立たなかったと解されよう。それは物価上昇率が1962年の3.0%と1963年の7.9%とに比し1964年には8.9%となったからである。併し外観に基き判断を下すことは禁物であって、綿密に分析すると予防措置が高物価傾向を最低限度にまで抑制することに成功したと判断して差支ないであろう。このことに関連して注目すべき点は1964年の高物価と同年の颱風襲来との間にかなり緊密な相関関係が存在したこと、つまり颱風襲来の都度物価が上昇したことである。

以上の如く物価傾向を観察したからには次にフィリピンに於けるインフレーションの問題を考察せねばならない。先づ指摘せねばならないことは、家計費に於て非耐久財費用と食糧費とが占める割合が減少したにも拘らず穀価を主として食糧費が家計費に於て最多の割合を占めていることで、例えば1962年の家計費内訳を見れば食糧費は

世帯当り消費財費用総額中48%、穀価だけでも世帯当り消費財費用総額中約24%をそれぞれ占めていた。従って穀価変動は物価体系の変動を主として決定し、例えば1964年の7月にダディング颱風、12月にレイズ颱風とオーパル颱風とがそれぞれ食糧生産に打撃を与えた場合には食糧価格は上昇し、そのためインフレーションが発生した。以上考察した如くフィリピン経済は1955—64年の10年間に著しい成長を遂げた。併しそれにも拘らず食糧生産と食糧需要との格差という根本問題を包蔵しており、現下の傾向が持続するならばこの格差は拡大し続ける惧れがある。如何となれば、1955—64年間に農業生産指数が42%増となったにも拘らず食用作物生産指数は21%増となったに過ぎず、これに反して特用作物生産指数は70%増となった。従って農業全体としては人口増加に匹敵する成長率を示したが、食用作物増産率は人口増加率に比し稍劣るものであった。よってフィリピンの如き貧困国では国内物価安定をはかるとすれば通貨量を調整する必要があり、それと同時に食用作物生産部門を対象とする強力な措置を講ぜねばならない。

フィリピンの輸出収入源は少数の生産品に限定されている。これら10種の主要輸出品（注：砂糖、コブラ、丸太と挽材、ココナツト油、マニラ麻、精錬銅、乾燥ココナツト果実、合板、鉄鉱石、その他）を通じて取得された輸出収入が輸出収入総額に於て占める割合は1955年には86%、1964年には84%であった。これらの割合を1955—64年間の輸出向作物増産率70%と対比較量すると、フィリピンが輸出向均衡を維持できない主な理由が輸出数量増加の鈍化したためではなくて輸出向作物価格高騰の相対的な鈍化によるためであることは明らかである。かように比較を行うならばフィリピン貿易収支問題の本質を把握することは容易となり、貿易事情の悪化は特に注目に価するものとなる。換言すればこの貿易事情の悪化は輸出品価格が輸入品価格程に高騰しなかったとの不利な事情を意味し、更に進んで、輸出品価格の変動が輸入品価格の変動よりも遙かに乱調子であったとの一層不利な事情を意味する。かかる不利な事情はフィリピンが今日まで占めて来た国際収支上の地位に潜む脆弱点、つまり輸出収入が輸出数量程に増加せず、輸出収入が輸出価格の激しい変動に支配されることを明かにする。これに反して輸入数量は著増し続け、輸入価格も高騰し続けている。

フィリピンが主として単一市場で消化される少数の生産品に依存していることは注目に価する。既述した10種主要品目の輸出量は1955—64年間を通じて大体に於て変動なく、輸出収入総額に於て占める比率も大体変動なくして今日に至った。併し対米輸出関係には多少の変動が生じ、1955年当時は対米輸出量は総輸出量の60%を占めていたが1964年には49%に減少した。米国が輸出貿易に於て占める比率が減少したことは

フィリピン

それ自体としては輸出貿易事情の好転を意味しない。併し輸出構造の内部構成が全く変動なくして今日まで持続して来たことと米比通商協定に定める特惠生産品が輸出品全体の大半を占めていることとを勘案するならば、対米輸出品の減少は意味深長である。従ってこの輸出減退は歓迎すべき徴候である。

対外経済関係が変動し続けているためとフィリピン製品が米国市場で従来程多くの保護を受けないためとでフィリピン経済は在来製品の販路を開拓するか又は世界諸地域に仕向けることの出来る新製品を生産せねばならないとの困難な立場に置かれている。在来製品を在来の市場で従来通り消化させるとすれば生産技術を改良して斬新な製品を生産せねばならず、関係生産部門は世界市場で保護関税の特権を喪失してもなお原価引下げを行って外国品との競争に堪え得る商品を生産せねばならない。輸出が外貨保有量に与える圧迫を軽減するためには輸出品目と仕向先との増加ならびに既成輸出産業の刷新改善が必要条件である。

輸入面で必要とされることは垂直的統合をはかることである。詳言すれば製造工業に必要な多種類の原料を生産せねばならず、国産鉄鉱石を精錬して鋼鉄を製造し、国内で採取選鉱される銅鉱石を原料として電線を製造せねばならない。約言すれば国内に大量存在する諸種原料を消化できる特定工業部門を育成せねばならない。

国庫収入増の期待はフィリピン政界を激動させている。併し政府は最少の支出で最大の実績を最も急速に取めねばならない立場にある。国庫支出金計上額は政府の資力では到底賄い切れないこととなった。だがかく言えばとて政府の資力が下記の通り加速度で増強して来たことを見落してはならない。

(a) 内国税収入

税収額の年間増加率は1956—61年間は9.2%であったが1962—64年間には13.1%と成った。

(b) 関税収入

税収額の年間増加率は1956—61年間は9.8%、1962—64年間には15.5%であった。

(c) 一般財源からの徴収額

徴収額の年間増加率は1956—61年間には僅か9.2%であったが1962—64年間には14.2%に増加した。この著しい増加傾向は徴収能率増進を目指す努力が奏効したことを証明する。

併し政府の資力が以上示した如く増強されたにも拘らずこの程度の資力を以てしては理想の実現は不可能なことは説明するまでもない。収支の格差が拡大し続ける現象は予算編成に当る大蔵省の責任が如何に重大であるかを納得させるに足るものであ

る。併し現在までに収支の格差が圧縮されたことは大蔵省と国民とが国家財政の正常化を目指して努力したことを証明する。政府支出が削減されるものと推定することは実情に関して認識不足と解されるであろうし、且つ又かような推定が頗る妥当適切だと納得させるに足る論旨も成り立たない。収支の格差を解消するためには政府は新規財源の獲得に努めねばならない。フィリピンの直面する問題は需要不足の問題ではなくて供給不足の問題である、従って減税はこの国の実情に背馳する。世界銀行の報告によればフィリピンには増税措置を実施する余地もあり正当な事由も存するとのことである。

フィリピン経済の長期目標は従来通り国民生活水準と国民福祉との向上という一般目標とならざるを得ない。而してこの長期目標に到達するまでの間に諸種重要問題各個の内部調整という中間目標に到達せねばならず、就中穀類を主とする食糧の自給性と有効な配給組織とを確立せねばならない。

輸出貿易の多角化、国民経済の統合調整、既成輸出産業の刷新改善は外貨流出を阻止するに役立つであろうし、貿易外支出を抑制すれば貿易収入を用いて蓄積された予備金の保全是促進されよう。新規財源の獲得、国庫収入の有効使用に役立つ企画と計画立案とは財政政策を経済発展の利器として活用させるに役立つであろう。以上はフィリピン経済が今後10年間取組まねばならない主要任務である。

フィリピン経済を展望するに当ってわれわれの注意を惹く二大特徴は豊富な天然資源と増加し続ける人口とである。天然資源の大部分は未だ潜勢力として未開発のまま放置されている。他方、人口と労働力とは増加し続け、今後諸種分野で活用されることとなろう。但し現在の段階では人口と労働力との増加は重大問題と化し、これが解決は決して容易ではない、だが人口と労働力とが内外の推移する経済条件に順応する能力に富んでいることはわれわれに好機を提供することでもあり希望を抱かせることでもある。

フィリピン

通常の会期終了（5. 20）後特別会期に入っていた国会は、この会期30日間でも予算案が成立せず、6月24日に会期終了、30日には第2特別会期が召集されるにいたった。新年度予算は7月1日からの新会計年度について間に合わなかった。野党が上院を支配しており、また例年のはげしい党争に加えて、今年秋の正副大統領、上・下両院選挙を控えているため、このような事態となった。選挙戦に向け、与党——リベラリスト党、野党——ナショナルリスタ党とも、上院議員候補者名簿を完成し、マカパガル大統領は閣内人事異動によって備えた。第3党—PPPによって、マンガラプス、マナハン両議員が正副大統領候補に指名された動きは、かつての大連合党の僚友ペラエスの去就とともに今後に波紋を投げかける。

マカパガルの予算案優先の判断で、他の重要案件とともに、ベトナム支援法案が、第2特別会期終了（7. 12）で、未成立に終わった。

今月末に予定されたA・A会議に向け、フィリピンはインドネシアと協議したが、マレーシア参加支持、ソ連、解放戦線の参加反対はくずさなかった。アルジェリア政変による事態への対処ではかなりの混乱を示したが、結局延期の動きに加わった。

先月上院を通過した織物輸入禁止法案は、織物輸入業、加工業界から大反対を受け、この月下院公聴会で論議がたたかわされた。これは、国内織物業の地位とその保護政策をめぐる関係業界の矛盾を示したものである。国内産業保護と外資の関係については、外国電信会社へのフランチャイズ供与反対、外資導入分野確定化の動きなど、PCI、NECの推進する方向と、モンテリパーノ発言など農業界の外資歓迎の方向とが対照的である。これは去る3月、バンディ米国務次官補のL-L協定をめぐる発言に対して示した反応とも正確に対応するものであった。

◆ 南ベトナム派兵問題

4月末南ベトナム政府からの派遣要請にもとずき、政府は5月10日南ベトナムに工兵大隊2000人を派遣するための2500万ペソ支出を求める法案を提出した。超党派の外交協議会（5. 7）と国家安全保障会議（5. 31）では、いずれも、SEATOと米比相互防衛条約に沿って反共の闘争支援、という抽象的の原則の確認で一致したにとどまり、5月12日下院を通過したものの上院での承認を得られないでいる（7月12日第2特別会期終了で未成立に終る）。

フィリピン政府のベトナム問題に対するこれまでの対処を概観すると、①昨年6月

来比した南ベトナム使節団の軍事援助要請後、7月に経済技術援助(100万ペソ)を議会で可決して、医療・心理作戦・民間活動の要員34人の派遣(その後今年3月第2陣として同数派遣の動きが伝えられる)。②昨年8月トンキン湾事件直後、南ベトナムからの援助要請、国府の沈外相の訪比(9月)、またフィリピン側から、ペラエス副大統領、ピリャレアル下院議長、ペンダトゥン視察団らの現地視察や訪米があったが、とくに10月にはマカバガル大統領が訪米して、ジョンソン大統領との共同声明で、SEATO条約により、協同してベトナム支援をすることをうたいあげた(北ベトナムはこれを「軍事的共謀の深化」としてはげしく抗議)。

しかし、これらの動きにもかかわらず、従来のフィリピンのベトナム戦争へのコミットメントは実質としては、在比米軍基地からの発進などは別にして、直接的にはむしろ控え目な行動にとどまっていたといえる。

今回も、ロッジ特使の来比(4. 21)、ピリャレアルのSEATOの集団行動を求める発言(4. 25)および当局者の支持、最近のロハス副大統領候補のベトナム前線視察など顕著な動きがあり、一方、マクタン基地の米軍使用とか、原子力潜水艦のスピック湾使用、SEATO合同演習、などの軍事的措置が進められているにもかかわらず、結局派兵の計画が実現に至らなかったことは注目すべきことである。

単に議事運営上の問題というより、確固たる反共の立場、反共戦におけるベトナム戦争の重大性の認識にもかかわらず、野党の指摘するような前途の暗い他国の戦争への介入の危険性、また非常に先端的部分であるが、学生の反対デモ(6. 18——今年に入って4度目の反米デモ)に見る最近のフィリピン国内動向がはたらいてか、マカバガル政権のこれに対する態度は、必らずしも積極的なものではなかったように思われる。こうして予算の成立を優先とした結果、法案はついに未成立に終ることになった。

◆ 織物輸入禁止問題

先月上院を通過した向こう5年間織物の輸入を禁ずる法案(上院第934号)について、この月を通して関係者の間で論議がつづけられた。綿、レーヨンおよび混合の織物および製品の輸入を禁止して国内織物業を保護するこの措置に対して、今月はじめ来の下院財源委員会の公聴会では、織物端切れ商、既製服商、刺繍業者、輸入業者などの団体が反対論を展開した。その要旨は、①国内織物業者にはすでに、信用供与、免税、外貨割当、関税による保護など手厚い保護が与えられている、②レーヨンと綿織物の禁止は事実上全面的禁止である、③織物の密輸が増大するおそれがある。④数千家族の従業員の失業のおそれがある、⑤数百万人の国内消費者が安くてよい品物を得られない不利益、などである。これに対して、織物業組合側は、①法的または不法の過度の輸入によって在庫が増大し、少くとも2工場が閉鎖、また操業中の工場の操

業率は50%である、②外国織物が原料コストを割る価格で売られ、一方、外国資本による工場買取りの提案がなされている、と苦境を訴え、保護関税措置は失敗し、免税も十分でない、とのべ、大統領に今特別会期中の成立、を要請した。

戦前、政府の創始で出発したフィリピンの織物工業は、その後民間所有となり、現在資本金7億ペソを超え、その雇傭する労働者数は4万人を数える。次表は、戦後の発展と製造業に占める位置を示している。

織物生産額と製造業総生産額 (単位: 100万ペソ)

	織物生産額	製造業総生産額
1953	56.3	826.4
1955	68.8	1,169.1
1957	121.9	1,580.1
1959	234.2	2,303.8
1961	295.5	3,151.2
1963 (暫定数字)	382.2	4,105.7

Central Bank News Digest, 1964. 7. 21. より作成。

こうした急速な発展に対応して、次のように輸入額は逐年減少の傾向をたどっているが、輸出は低い段階で伸びなやみを示している。

織物貿易額 (f. o. b., 単位: 100万ドル)

	輸入	輸出		輸入	輸出
1953	74.9	3.0	1959	38.6	3.2
1955	85.3	2.4	1961	23.3	4.0
1957	77.2	2.7	1963 (暫定)	20.8	3.4

Central Bank Statistical Bulletin, 1964. 9. より作成。

しかし、これとは別に織物工業会の Delfin Buencamino 会長は次のように、織物輸入量が近年逐年的に増加している数字を示している (*Industrial Philippines, 1964. 4.*)。

織物輸入量 (単位: ヤード)

	1961	1962	1963
端切	89,663,376	94,038,200	154,333,592
反物	103,341,232	163,476,400	74,121,416
織物製品	977,696	1,634,272	117,842,744
計	193,982,304	259,198,872	346,297,752

これは一見きわめて奇妙なことであるが、Buencaminoによると、端切れ、刺繍材料、中古衣料などの名目による分類ちがいや過少評価による税の軽減、または全くの無税で輸入され、金額にあらわれる以上に、量的に多量に入っているわけである（7月1日から発効の今回の新税関規則による「技術的密輸」防止はこれらを対象にするものであろう。——3. 31参照）。彼によると、フィリピンの毎年の織物必要高は3億8000万ヤードであり、上記の表のように実際に種々の形で輸入される量がその大半を占めるとすると、国内織物業に残される市場の余地はきわめて少なく、低い操業率を余儀なくされて、存亡の危機に立たされている、というものである。

織物輸入禁止法案の是非は、この月中連日公聴会が行なわれ、国内織物業者と、輸入業者および輸入に依存する既製服・刺繍など加工業者との対立は深刻で、まだ決着を見ていない。NECの態度に明らかなように、政府もこのフィリピン工業化の旗手の保護の方向をつづけるものと思われるが、対外的な問題とは別に国内的にも産業間に微妙な競合関係をもっているため、このように問題化したわけである。

◆ 国内資本保護と外資政策

織物輸入禁止問題に見るように、工業化のための国内産業保護は方向として一応成立していても、国内的にも関係分野内部に利害の対立を生じうる要因があり、また外資に対する具体的政策となると、資本の不足する現状で、なお容易なことではない。フィリピンの場合、一方では、農業天然会議所などは、「非能率な」国内工業の保護育成策に批判的で、むしろ外資に対する差別をやめ、外資導入に必要な環境整備を力説してやまない（4. 21, 6. 11のモンテリパーノ会頭の発言および6. 27の経済団体声明）。これに対立して民族主義的な立場をとり、国内資本の保護、外国資本の制限を強調・推進しているのは、工業会議所であり、国の経済開発政策を立案する国家経済会議(NEC)である。商業会議所は、工業会議所ほど徹底的でないといえる。フィリピンにおける経済民族主義は昨年の小売業国民化法以来より顕著な動きを示しているが、最近でも外国企業における賃金差別問題（4月～）など、社会的にも大きな反響を呼んだ。その方向は、たとえば今月も外国電信会社に対するフランチャイズ供与の拒否要求問題にもあらわれている（6月4日、9日）が、とくに、外資を誘致する分野を策定するというNECの政策となってあらわれ、工業会議所もこれに対応する動きを示した（6月25日）。これはフィリピンの工業界も、外資の選択的導入に賛成していることを示すものだが、また外資の分野を限定してすでに国内産業が一定の成長をとげているかフィリピン資本に有望な分野を積極的に防衛する方向でもあり（外国資本の確立している石油・化学など戦略産業へのこれ以上の外資にも反対）、L-L協定問題ともからみ、外資に対する政策の未確定な点を指摘されていた政府として、今後の進め方

が注目されるところである。

なお、エナレス NEC 議長のあげた外資誘致分野と非誘致分野は以下の通りである。

外国投資歓迎分野：抗生物質製造，アルコール蒸溜，アルコール飲料ビン詰，基礎金属の精錬，ラミー・椰子繊維の加工，国内原料からの食料かんづめ（含魚類），牧畜酪農業，造船および船舶修理。

歓迎されない分野：自動車組立，ソフト・ドリンクびん詰，薬品包装，綿織物，セメント，亜鉛鉄板製造，肥料，合板およびベニア，製粉，巻煙草，コーヒー加工，ゴム・タイヤ，精油など過密の産業。輸送，配電，電話・電信などきわめて重要な分野。

また，PCI のデルガード会頭が，すでに国内資本が確立して飽和状態の分野としてあげたのは，次のような分野である。

自動車組立業，製粉，製糖，セメント，合成樹脂，塗料，肥料，織物，コーヒー・食肉加工など食品工業，銀行，公共事業，運輸。

フィリピン日誌

6月2日

▼ **地域開発計画委員会設置**——ファベリーヤ計画実行局(PIA)長官によると、5月24日付大統領行政命令123号により、諸開発ユニットの事業を調整する地域開発計画委員会を設置した。これは、PIA、国家経済会議(NEC)、公共事業運輸通信省、電力公社、国家灌漑局などの5政府機関代表から構成される。

6月3日

▼ **外国投資への損失保障**——エナレス NEC 議長は、フィリピンは、政府政策に沿った外国投資の商業上・政治上の損失に対する AID の保険を保障する用意がある、とのべた。現在フィリピン政府が米国との間に行なっている保障と約定は、通貨の不換および取用による損失に対する保険であるが、米国はこれに、戦争・革命・反乱による損失をふくむ投資保障を追加できる。フィリピン政府の側は何の支払の義務もない。

6月4日

▼ 学生団体 Conda は、最近の中国の核実験に抗議した声明を発し、インドネシア大使館に伝達を依頼した。(MB, 6. 4)

▼ **A・A 会議にのぞむ態度**——メンデス外相は記者会見で、A・A 会議では、①中国に核実験の非を悟らせたい、②マレーシアの参加を支持し、ソ連の参加に反対する、③解放戦線に資格を与えることに反対する」とのべた。

▼ **外国の電気通信局の営業権に反対**——フィリピン通信会議所会頭は大統領に対し、三つの米企業に国内の無線通信局の設立・営業をみとめる法案は外人の公共企業営業を禁ずる憲法違反として、拒否権を發動するよう要請した。

▼ **砂糖取引の国有化要求**——Bacold 市の甘蔗生産者は、外国人または帰化フィリピン人商人が流通・市場をコントロールして生産者以上の利益を収めているとして、砂糖取引の国有化を求めている。

6月6日

▼ **農村電化に米国の借款**——米国との間で、農村電化計画の資金として500万ペソの借款協定に調印。

これは米国からの米輸入の販売代金で、昨年12月の1600万ペソのクレジット協定の条件の一部である。利率0.75%で、30年賦。

▼ **外国企業の最賃法違反**——労働省のティオンゴ (Ricardo V. Tiongco) 労働行政官は「労働者から最低賃金法違反の訴えを受取ったが、その殆んどは外国企業である。これらの労働者は6ペソ以下だけでなく、旧レート4ペソにも及ばない」とのべ、その理由として係官の人手不足、失業、戦鬪的組合の欠如、労働者の勇気の欠如をあげた。

6月8日

▼ **ペラエス、上院議員候補からはずされる**——国民党執行委員会は満場一致で、ペラエス副大統領が、マルコス大統領候補の選挙応援を拒否したので、彼を上院議員候補名簿からはずし、代りに Bartolome Cabangbang 下院議員を指名した。

▼ **自由党上院議員候補出そろ**——自由党執行委員会は、未定であった上院議員候補者の残りの1人に、Ramon Diaz 秘書長を指名した(3月22日参照)。

▼ **裁判所輸入米の赤字売出を禁ず**——第一審法廷は、イロイロ州米・とうもろこし生産者組合の請願にもとずき、米・とうもろこし公社(RCA)は輸入米を赤字で売る権限はなく、したがって2.17ペソ以下での売出を禁ずる、と命じた。これは5月11日判決の後議会の立法化を期待して命令を保留していたのを、今回再確認したものの。

6月9日

▼ **エナレス外国人電気通信会社の権利に反対**——NECのエナレス議長は、外国人所有の3電信会社の現行の特権を21世紀の10年代まで延長する3法案は、フィリピン人の電信会社から永久に外国企業と競争できなくさせるものであるとして、大統領の拒否権を要請した。

▼ **ベトナム派兵に反対論**——Juan R. Liwag 上院議員(国)は声明の中で「ベトナムへの工兵大隊派遣は、①宣戦布告同等である、②国内問題への介入の気味がある、③SEA-TO が集団行動をしていないのにわが国が一方的に行動することになる」として反対し、経済・技術援助の継続を主張した。

▼ **1964年度の外国援助額発表**——国家経済会議(NEC)のエナレス議長は、右表のように1964

	外国援助額 (\$mn)	
	63. 7~ 64. 6	1951~ 64. 6
米国	26.80	359.35
国連計画	1.70	9.45
UNICEF	—	7.16
コロンボ計画	.65	5.40
二国間協定	.15	.49
総 額	29.99	381.85

フィリピン

年度の外国援助額を発表し、「米国の援助は今後、直接贈与から開発借款に重点が移ったことにより、漸減の徴候があり、国連の援助は増加するものと期待される」とのべた。

6月10日

▼ **国内投資状況**——証券取引所委員会の通産相宛2～5月の中間報告によると、国内投資の状況は次の通り。(単位ペソ)

新規登録の株式会社数	559
(その授権資本総額	441,342,150)
増資株式会社数	63
(その授権資本総額	335,895,000)
株式会社解散数	25
(その授権資本総額	14,128,500)
新規登録非株式会社数	204
台名会社数	299

▼ **大統領、公務員引きしめの行政命令**——マカパガル大統領は「公務における道徳再生運動促進」の行政命令を発して、3年来行なってきた同運動が満足すべき成果をあげている一方、最近公務員の中にはこれに心から協力しないものがあるという報告があるので、上司は運動を強化するよう命じ、これに反するものに徹底的な処置をする、と警告した。

6月11日

▼ **砂糖生産高見積り**——フィリピン砂糖協会は、1964～65年度砂糖生産修正見積りは189万3459.87トンで、1963～4年度の最終的生産高185万5878.77トンに対し、3万7581.10トンの増、と発表した。ただし、暫定見積り213万9867トンに対しては24万6408トン低かった。ヘクタール当たり平均生産高の減少は、悪天候によるもので、砂糖工場の消化能力によるものではない。

▼ **モンテリバーノ、外資導入を強調**——農業天然資源有議所(CANR)のモンテリバーノ会頭はテレビ会見で、消費者と失業者の利益を考へて、当面は米国および他の外国から外資を導入する必要がある、と力説した。(MB, 6. 14)

6月12日

▼ **第67回独立記念日**。今回の祝典のテーマは「貧困からの解放」で、マカパガル大統領は「貧困に対するたたかい」と題して演説した。

▼ **不法入国者をインドネシアに送還**——海軍送還船 R. P. S. Leyte 号は、不法入国と証明されたインドネシア人105人をのせて、メナドに向かった。

6月13日

▼ **PPP、大統領候補を指名**——フィリピン進歩党 (PPP) 全国大会が開かれ、正副大統領候補に、それぞれ Raul Manglapus と Manuel P. Manahan (いずれも上院) を指名した。また52人の上院議員候補者見込者を決めた。予定の政綱採択はできなかったが、候補者は「伝統への反抗」「二政党制の害悪とのたたかい」を強調した。

▼ **物価動向**——計画実行局 (PIA) の運営計画・統計部が5月現在で集めた資料によると、昨年12月から今年5月の食料価格の変動は、18主食食品目が低下、他の食品7品目が上昇した。これは昨12月来台風のなかったことと、中央銀行の通貨政策による。これにより物価の一般的下降が生じた。全国の消費者物価指数は昨年12月の138.3をピークとして、4月には135.7となった。マニラの小売物価指数は同期間に144.5から136.2へ、また一般卸売物価は第1四半期平均の151.3から4月の150.1に下降したにとどまった。 (MB, 6. 13)

▼ **クラーク基地の大量解雇に抗議**——Jose B. Lingad 労相は米政府に対し、クラーク米軍基地で多数のフィリピン人従業員を「一方的」に解雇したことについて正式抗議した。

6月14日

▼ **A・A 会議で比・イ会談**——13日マニラに到着したインドネシアのA・A会議代表団 (団長 Suwito Kusumuwidagdo 副外相) は、ペラエス副大統領およびメンドス外相と会談した。一方、フィリピン代表団員の一人 Salipada Pendatung 下院副議長は「インドネシアこそ北京の指揮に従う新植民地主義国家だ」と語った。

▼ **ロハス、南ベトナム戦線視察**——Gerardo M. Roxas 上院議員 (自由党副大統領候補) はサイゴン政府の招きで南ベトナムを訪問、現地情勢を視察し、現地の公館長と会談した (~17日)。

6月15日

▼ **ココケミカル・プラント成約**——このほどフィリピン・ココケミカル社と三井物産との間で、1400万ペソのココナツ工業コンプレックス設置が契約された。これはココナツ合成物から脂肪アルコール、可塑剤、グリセリンを作る製造プラント (300万ドル) の据付と、製法のライセンスと特許の供与を取りきめたもの。

6月16日

▼上院、予算案を修正可決——上院は、1965～66年度国家予算案を可決した。修正の結果、総額は原案の22億8500万ペソから約18億ペソとなった。(MB, 6. 16)

▼オーストラリアと通商協定——昨年交渉されたフィリピン＝オーストラリア通商協定がマニラで、メンデス外相と T. W. Cutts オーストラリア大使との間で調印。これにより両国は最恵国待遇を適用することになる。なお1963年度の貿易額はフィリピン側の輸入1580万ドル、輸出200万ドル。

▼エナレス NEC 議長は、1964～65 会計年度中に NEC は大統領地域開発援助 (PACD) の活動費に45万ペソを支出し、PACDの総支出は1117万ペソを下らなかった、とのべた。

▼国連特別基金援助を要請——エナレス NEC 議長は、中部ルソン州立大学の農業研修の向上のため国連特別基金援助 (5 年間に94万ドル余) を要請した、とのべた。フィリピン政府の支出は現行施設をふくめ390万ペソ余の予定。

▼最高裁、MERALCO の値上げについて——最高裁は公共事業委員会 (PSC) によるマニラ電力 (Meralco) の料金値上げ保留命令は、PSC がまず Meralco を審問することなくすでに承認した値上げを保留したもので憲法に反するとして無効の決定 (resolution) をした。

6月17日

▼首席検事、輸入米売出判決に再考を提議——RCA が政府輸入米を赤字で売り出すことを禁じた第一審命令について、首席検事は、再考を提議した。それによると、同命令は RCA と小売業者間に以前すでに結ばれていた契約に反し、命令そのものが曖昧であるというにある。

▼経済4団体、反差別法案に反対——農業天然資源会議所、商業会議所、フィリピン経営者協会、フィリピン協会の4団体は大統領に対し、通常国会で両院を通過した反差別法案 (注: フィリピン人使用人・役員に差別行為をした個人・企業を罰する法案) は、フィリピンでの事業と投資に有利な環境を作り出そうとする努力に対立し、わが国の事業家と消費者の利益に反する、として拒否権を要請した。

6月18日

▼南ベトナム問題で二つのデモ——マニラで各大学90名の学生が参加して、南ベトナム反共闘争の支援デモが行なわれ、南ベトナム大使館を激励し、政府の派兵計画を支持した。

一方、同じ日、アメリカの南ベトナム侵略に抗議するデモが行なわれ、フィリピン大学、Lyceum 学生、全国労働組合約2000人が参加して、国会と米大使館に向かった。

▼ **大統領、MERALCO 値上阻止を命令**——マカパガル大統領は Cagayan de Oro で「マニラ市および周辺の住民の福祉のため、首席検事にあらゆる法律措置を購じて Meralco の料金値上げを阻止するよう命じた」と語った。

6月20日

▼ **メンデス外相ら A・A 会議問題で引返す**——A・A 会議代表団中のメンデス外相他3人は、アルジェリアのクーデターの事態に伴ない、マカパガル大統領と協議のため、滞在中のバンコクからマニラに引返した。なおバンコクのペラエス団長はカイロ行きを延期し、同夜タナット・コマン外相とこの問題で会談した。

▼ フィリピン改革者党 (R. P. P.) の Gonzalo D. Vasquez 副大統領候補は、7月4日行なわれる同党全国執行委員会で、大統領選挙について立候補中のどの候補を支持するか決める、と発表した。

▼ **NPC の電力価格値上げ**——Jorge Abad 公共事業相は政府企業の電力公社 (NPC) からマニラ電力会社 (Meralco) へ売っている電力の価格を「名目的な調整」分だけ値上げする計画である、と発表した。それによると、9億ペソの投資を要する NPC の拡張計画に外資を導入するため資金事情の改善が必要であり、値上してもまだ安く配電会社が消費者料金を上げる理由にはならない、としている。

6月21日

▼ **A・A 会議は既定方針で**——メンデス外相はマカパガル大統領と A・A 会議問題で協議した結果、もとのスケジュールに沿って行動し、今後外務省と連絡をとり、指示を受けることになった。なお、ペラエス団長ら一行は同夜パリに向かった。

6月22日

▼ **NAWASA 労組のスト**——フィリピン水道下水公社労働組合 (フィリピン自由労組連合所属、2800人) は、経営者側の不当労働行為および5項目の要求拒否を不満として深夜からストに入った。(25日仮職場復帰協定成立。)

▼ **税金急減で赤字を予想**——内国税収局は、予想される税金の急減のため今年度予算は1億ペソを超える赤字を出すものと予測している。これは事業活動の不活発と国内産バージニアたばこで集められた特別税の半分を特別タバコ補助基金にあてる法律が通ったことおよび関税局の収税能力 (昨年より5000万ペソ減) による。

フィリピン

6月24日

▼ 予算未成立のまま特別会期終了——国会は予算案を通過させることなく特別会期を終了した。国家予算案は両院議事運営委員会にかかったままで、未成立。

6月25日

▼ 外資誘致分野策定へ——エナレス NEC 議長は、外資法がない現在、フィリピンが欲する分野に大量的・選択的に外資を誘致するような政府政策の基礎となる投資分野を近く策定する、とのべ、これについて民間機関の意見提出を求めた。

また、工業会議所 (PCI) のデルガード会頭は、すでに国内資本が確立して飽和状態の分野で外資を奨励するのは不健全な競争を課すことになるとして、代りにもっとも必要な分野に合弁で外資を導入せよ、との声明を発表した。また、現在外国の支配下にある石油・化学などの戦略産業にこれ以上外資導入をつづけることに反対した。(詳細は「主要な動き」参照)。

▼ 「世界食糧計画」拡大を要請——エナレス NEC 議長は、「世界食糧計画」に、現在の土地改革地域だけでなく、米突貫計画地域、地所、移住地、自発的借地地域にも援助を拡大するよう要請した、と発表した。このうち肉缶詰、魚缶詰、乾魚 173万3000ドルがマニラの農民約14万人に6～9ヵ月の信用で貸付けられる。借款の回収は畜産業発展資金の一部に使われる。

▲ A・A 会議延期を支持——カイコ外相代理は、「代表団の多数が賛成し、現地情勢が命ずれば、フィリピンは英連邦諸国が提案した A・A 会議延期の動議を支持する」とのべた。なお、彼はフィリピンがまだブーメジェン政権を承認していないことを明らかにした。

6月26日

▼ 閣内人事異動——大統領は次の閣内人事異動を行なったが、内閣改造は「ある障害で」延期された。

1. 経済調整局長官 Rene Espina (セブ州知事)。Eleuterio Adevosos は副長官となり選挙戦に専念。
2. 社会保障公社総裁 Jovino Lorenzo (開発銀行総裁)。
3. 選挙委員長 Gregorio Santayana (副秘書長)。

6月27日

▼ 全国で校舎不足——Jorgel A. Abad 公共事業相は、腐朽して危険な教室が全

国で6400あり、主として資金不足で公立学校校舎建設は進んでいない（再建には5250万ペソ必要）。5454の校舎が即時に建てられないと、35万の新入生は青空教室になろう、とのべた。

▼ **輸出業者など外資導入を支持**——フィリピン輸出業者連合は、フィリピン協会、フィリピン・アパカ生産者輸出業者組合などにつづいて、モンテリパーノ農業天然資源会議所会頭の外資導入の主張を支持し、「無差別的な外資導入は不可能である」と声明した。

6月28日

▼ **クラーク基地の解雇撤回**——在比米労働係官は労相に書簡を送り、7月1日に解雇予定のクラーク基地比人労働者307人は、米軍基地の新労働政策により、以前と同給与で新しい仕事を与えられる、すでに退職をえらんだ者には退職手当を与えられる、と通告した。

▼ **Lagunaの放火犯は共産主義者か?**——P. C. 第2管区情報刑事は、27日のSan Pablo市(Laguna州)の放火をしたという中国人共産主義者逮捕のため、C. I. S. と協力して散開した。P. C. 係官はさきにLucena市、Naga市、Calambaの火事は共産主義者の仕業だという情報を受けていた、これは共産主義者の大都市を焼き国家経済を破壊する計画の一環だ、とのべた。

6月29日

▼ **最高裁、Meralcoの値上保留に無効判決**——最高裁法廷は、P S Cのマニラ電力(Meralco)に対する料金値上げ保留命令は、憲法に違反して正当な手続きをとらなかったとして、無効の判決(decision)をした(参照: 5. 15, 6.16)。

▼ **ファベリーヤ、投資優先分野について**——ファベリーヤ計画実行局(PIA)長官は、投資優先分野として、①農業——食糧、とくに米など主食の増産、②公共事業——運輸施設改善、③対外貿易——輸出品の多様化と新しい市場開発、をあげた。

▼ **エナレス、魚の総合加工工場の必要を強調**——エナレス NEC 議長は、次のような数字をあげて魚の貯蔵・加工・流通面の拡充の必要性をあげ、2000万ペソ規模の総合加工・貯蔵工場4基建設のため、合弁企業をできるだけ奨励し、可能なら日本の賠償支払に支持を求める、とのべた。

「漁獲高は1959年の4億3650万キロから1964年の6億1020万キロに増大した。加工魚に対する需要が増大しているが、1959~63年の加工魚輸入は6520万キロ、約3810万ペソであった。」

フィリピン

6月30日

▼ **第2特別会期を召集**——マカパガル大統領は国会の第2特別会期を召集した。その後両院議事運営委員会は予算案通過について妥協点に達した。

▼ **最高裁、20%留保を支持**——最高裁法廷は、外貨受取りの20%を1ドル2ペソで中央銀行に売ることを決めた中央銀行回状 No. 171 は中央銀行法74条による緊急権限の正当な行使であり、またその権限は法律2609号が失効しても存続する、という判決を下した。

▼ **米・とうもろこし公社 (RCA) は公聴会で、すでに700万袋 (1袋の重量不明) の輸入米を売ったことを明らかにした。**

フィリピン

概 況

すでに活性化していた各党の選挙運動は、7月12日の国会終了とともに一段とはげしくなった。マカパガル大統領はとくに、①物価対策、②密輸防止、③土地改革推進を重点として野党の「議事妨害」に遭って実施できない政策を行政命令で行なうと称してその実施に入ったが、野党が非難するように「選挙対策」という色彩がつよい。

先月にひきつづき、外資に対する態度、日本からの賠償輸入品目の調整、関税問題、織物業問題など、フィリピン経済の自立化をどう進めるかの基本問題をふくんだ諸方策について、対立する国内諸勢力の論議が活発に交わされた。

延期となったA・A会議から帰国したペラエス団長は、より積極的な対A・A外交の姿勢を示す報告を行なった。

対A・A外交の進展

A・A会議の流産のあと帰国したペラエス代表団長は7月5日、大統領に同会議について報告・意見書を提出した（資料参照）。

A・A会議を明確な反帝路線に向けようとする諸国に対して目標を生活水準の向上におくことは、フィリピンとしてかねての方針であるが、この報告はさらに、今回の会議のてん末に見られるA・A諸国の分極化・再編成の傾向に着目し、「穏健」な諸国の中核体確立をめざし、今後に予想される会議に対してもこれら諸国と協議して対処し、フィリピンの会議参加については客観的事態の発展を注視して態度をきめるというものである。

政府筋によると、マカパガル大統領はこの方針実行に青信号を出したといわれ（7月7日）、7月23日のメンデス外相の言明では穏健な方針をとる同じ志をもつ諸国への働きかけを国連の場に移すとのべている。

従来のフィリピンのA・A会議に対する受身のとりくみ、6月末のアルジェリア・クーデターに際しての困惑した対処からみると、帰国にあたってす

フィリピン (7, 8月)

でにこれだけの明確な方向づけがあらわれたのは注目すべきことである。この背景を考えると、報告書にいう通り、インド、日本、タイ、セイロン、ラオスら穏健諸国との協力がアルジェ以来進み、以後の情勢がこのグループを勇気づけていることを示すものであろう。もう一つこの新しい地域的結びつきの「穏健」性が、中共の「拡張主義」、すなわち、中共の核実験やインドネシアの国連脱退以後さらに明確となったA・Aにおける中共の増大する影響力に対処するものであろうが、フィリピンの場合とはくに北京との結合のつよまった隣国インドネシアの存在を頭においているようである。ペンダトゥン下院副議長のスカルノ非難 (7月末)、インドネシア不法入国者送還問題、最近のニューギニア独立運動指導者のフィリピンでの活動など、両国関係を刺激する材料は多いし、それは関する論調もきびしい。

◆外資問題

NECは7月20日、政府機関と民間の代表を急拠召集して特別委員会を組織する会議を開いたが、農業天然資源会議所 (CANR) 代表はこの会議が「単に委員会組織のためでなく、大統領に外国投資を禁止する産業のリスト作成・提出を要請されている」として退場し、これに対しエナレス議長ら NEC 側は「外国投資分野を確定する大統領命令の起草の権限はなく、問題の検討だけだ」と否定した。NECは Villarel-Albert 「総合投資誘致法案」にもとずき、どの分野・形態であれ、外資に法的障壁を作らず、現行フィリピン企業を補強する分野でフィリピン市民および合弁の外国投資家を税制上優遇するという方針だというのである。

これに関連し、デルガード工業会議所 (PCI) 会頭が7月26日「経済の主要分野をフィリピン人の支配におこうとするフィリピン企業家をくじかないために、外資は議会の立法によって確固不変とされた明確な条件下でのみ許さるべきだ」とのべたのに対し、29日モンテリバーノ CANR 会頭は、現状では国内投資家は必要な資金に応ずる能力を欠いているとして、すでに十分保護を受け「経済ナショナリズムの象牙の塔」にこもる「独占企業家」を非難した。

さらに具体的な産業分野についても、たとえばセメント工業がすでに確立しているのかかわらず政府の保護を求め、外資の侵入を禁じて独占的支配を保ち、消費者の不利益になっているという非難が行なわれ (7. 13, E. J. Puyat フィリピン商工業会議所会頭)、セメント工業側は独占ではないと反駁した。 (7. 16)

◆賠償による輸入の問題

PCI 会頭は7月3日、第9年度賠償計画で資本財以外の最終財が640万ドル以上も輸入されることは、すでに操短中の国内産業に打撃を与え、国内で十分供給される財貨・サービスをふくまないという賠償法の本質に反するとして、再検討を求めた。つづいてPCIの特別委員長はラジオ、トランジスター、テレビ、扇風機、織物、ゴム製品、皮革、事務用品、精米機、その他の業者の見解を代表して、これらが免税で輸入されることの国内産業に及ぼす脅威を指摘した。

これにより、NEC側は7月23日と8月30日の2回にわたって関係者の公聴会を開いた結果、第9年度賠償計画で購入される消費財のリストを作成することにきまり、調整した結果、8月30日には輸入を許される品目リスト試案で意見一致したとしてリストが発表された（資料参照）。

◆保護関税論争

なお、以上に見られた基本的対立関係を示すものとして、PCI 理事長 Salvador Araneta と CANR 側（モンテリバーノ会頭および Gustilo 下院議員）との間に論争があった（8月前半）。アラネタは製粉業のような産業が従価15%の関税保護であるのに糖業が（アメリカのクォータ制、輸入税免除の上に）1909年以降、100%の国内関税保護によって特権的地位を占めていると指摘し、製粉業は免税、flag law、反ダンピング法、相殺関税のほか、より高率（30%）の保護関税が必要だと求めた。農業側は糖業が他の産業が受けていないような保護は何も受けていないと反駁、「新しい必要な」工業といっても輸入原料の加工にすぎない組立・包装工業は真の工業ではないとした。アラネタは、モンテリバーノを「植民地的輸出経済の永続化を欲し、フィリピンの工業化に反対している」と規定している。

◆織物業の問題

先月来の織物輸入禁止問題をめぐり関係業界間の論議がつづいたが、国会閉幕後政府は内閣の対外経済政策委員会の検討にもとずき、古着、ボロ切れ、はぎれ等の量的輸入規制を行なう前に、現行のあらゆる関税措置をつくす（PIAは輸入申告の規則がもっとも適当と見ている）という方針をとり、一方、外務省を通じて米政府に、二国間織物協定による輸出カテゴリーの割当を実質的に増大する交渉に応ずるかどうかが打診させた（7月15日の記事）。これは業界が米国市場で需要が増大している品目（Piece goods basket カテゴリー）の割当増大案であるが、現行協定で得られ

フィリピン（7，8月）

た他の部門（既製服部門など）の利益をおかさないとの方針である。

また、業界代表は竹内日本大使に、日本製人造繊維織物「ダンピング」輸出の減少に協力を求め、そのことが日本からの原料と織機の市場を確保することになるとのべた（8月9日の記事）。

なお、7月8日エチャノバ蔵相の発表によると、法律により加工後再輸出する条件で米国から免税で輸入された織物材料が加工・再輸出されず、大量に安く横流しされていた事件が発覚し、はからずも織物業者の以前からの主張を裏づけることとなった。

◆一次産品における若干の動き

8月17日米下院に砂糖法案が提出され、これによってフィリピンの割当は、固定割当の年105万トンに加えるに、米国市場の消費が970万トンを上まわった場合（最大限1040万トンとして）増加分の10.86%（すなわち最大7.6万トン）の特別割当、プエルトリコの未使用ク（20万トン）の47.22%の割当を受けることになったが、フィリピン砂糖業界としては、追加部分がいずれも不定量の規定であり、とくに320万トンにのぼるキューバの割当分に参加できないことを不満とし、少なくとも1933年の対米輸出量124.9万トンからの減少分20万トンに見合う追加を要求した。政府筋や議員も超党派でこの「不当な扱い」に抗議した。しかし、この追加割当でアメリカ市場への依存度はますます大となった（64～65収穫年度の生産見積り186万トン、他に前年度余剰分25万トン、うち国内市場向けは60万トン）。

一方7月19日、米国議会で予定の4700万ポンドのほかに、あらたに5000万ポンドのアバカの戦略備蓄を放出することを一般調達本部(GSA)に許す決議が検討されているという情報が明らかにされて、業界は著しく緊張した。これについては、米政府が1年前朝鮮戦争以来の備蓄1億4700万ポンドの大部分を放出する計画であったのを、交渉の未昨年9月に、4700万ポンドを5～10年間に放出するとりきめが両国間で成立したのであった。今その倍量以上の短期放出がアバカ市場に大きな影響を与え（フィリピンの1963年度のアバカ生産量は29億5000万ポンド〔暫定数字〕である）、すでに合成繊維と競合しているアバカ産業に打撃となることは明らかである。

結局、フィリピン側の工作で、放出は20年間に行なわれ、フィリピン側主張のように「大きな影響はあるが何とかできる」年500万ポンドの放出となった模様である。

以上米国との間における二つの一次産品をめぐる動きは、米国市場に深く依存し、米国の政策に影響されることの大きいフィリピン経済の体質を示している。工業化の推進者と見られる NEC のエナレス議長も最近、糖業界に対し、米国が1974年（L-L 協定満期の年）以降も砂糖割当をつづけるよう政府への支援を要請しているのである。

日 誌 (7, 8月)

7 月

1 日 ▼ **土地改革教育委設置**——マカパガル大統領は、昨年ジョンソン大統領との共同コミュニケにしたがって、土地改革教育委員会（国家土地改革委、外相、農相、PIA 長官から成る）設置を宣言した。この資金は米国の戦災支払追加 7300 万ドル中約 2300 万ドルがあてられる。

2 日 ▼ **台湾と技術協力協定**——フィリピン台湾技術協力協定、マニラで正式調印。台湾の技術者、設備供与による農業その他の技術援助の延長と台湾でのフィリピン技術者の養成をとりきめた。

▼ **ペラエス、AA 会議の始末について**——AA 会議代表団長ペラエス副大統領は大統領にあてた報告書で「代表団は AA 会議延期をきめた手続きについてつよい留保をする。今秋の AA 会議への参加問題は、AA 連帯強化に役立つかどうかの点から慎重に考えるべきだ。フィリピンは手続きについて同じ留保をもつ諸国と協議する。」とのべた。

3 日 ▼ **PCI、バンディ発言を歓迎**——工業会議所 (PCI) のデルガード (A. Delgado) 会頭は、最近バンディ米國務次官補が「フィリピンのナショナリズムが高まりつつある点から米比関係を再調整する」と語ったと伝えられること（注、6月23日発表の下院歳出委員会での証言か）について、同言明は PCI が現行の軍事および経済とりきめの再交渉を要請した方向に転換したものである」と歓迎した。

▼ **PCI、賠償による輸入の制限を要求**——工業会議所 (PCI) は、①第 9 次賠償計画は 641 万ドル以上を資本財以外の最終財輸入にあてる計画であるが、現在国内産業が十分供給できる消費品目の輸入を除くよう改訂すること（現在、織物、ラジオ・トランジスターセットの製造業は外国製品輸入のため操業率がきわめて低いと説明）、②中央銀行は最終財輸出増進のため 20% 留保を選択的に高めて、選択的留保制度を準備すること、を要求した。

4 日 ▼ **改革者党、マカパガルを支持**——フィリピン改革者党は、執行委員会で、大統領候補にマカパガル (L)、上院議員候補 8 (L. 5, N. 3) を支持し、副大統領候補に同党のバスケス (Gonzalo D. Vasquez) を立てることを決めた。

▼ **新最賃法で解雇ふえる**——労働省の R. V. Tiongco 行政官によると、新最低賃金法発効以来解雇がふえているが、雇主が財政困難や破産を理由に解雇することをみとめた共和国法 1787 号によって、これを阻止することは困難だ、との

フィリピン（7月）

べた。

- 5 日 ▼ AA 会議について報告と勧告——AA 会議フィリピン代表団長ペラエス副大統領はパリから帰国し、マカパガル大統領に報告と勧告を行なった。（発表された報告書は資料参照）
- 6 日 海運会議の運賃値上について——デ・ホヤ（Alberto de Joya）関税局長は、マニラ港が混雑して荷おろしがおくれコストがかさむという理由で、フィリピン向け積荷船賃を25%上げるというフィリピン・ヨーロッパ海運会議の決定（7月19日実施予定）を「根拠がない」と強く非難した。
- 7 日 ▼ PLDT 労組、スト——フィリピン長距離電話会社（PLDT）労組（1700人—自由電話労組所属）は経営者側が最低賃金法に賃金を調整することを拒否したので職場復帰を命じた CIR 命令を無視してストに入った。
- 8 日 ▼ 運賃値上実施延期を要請——エチャノバ（Rufino Hechanova）蔵相は、フィリピン・ヨーロッパ海運会議代表に対し政府は全力をあげてマニラ港の荷役混雑を解決することを約束して船賃値上実施の1ヵ月延期を要請した。
▼ 新輸入手続きの結果——輸入に際し、あらたに輸出申告文書を必要とする関税規則の実施（7. 1）により、不備によって通関を拒否されたものは300件であり、マニラ港の税関業務を妨害している。これまでにこの規則を受入れた国は日本だけである。
- 9 日 ▼ 予算案成立——総額17億4572万4173ペソにのぼる1966年度一般支出法案は、両院を通過した（大統領原案は約20億700万ペソ）。上院票決は14対3，下院は満場一致。
- 10 日 ▼ フィリピンの推定人口——サンセス・統計局発表によると、本年7月1日現在のフィリピンの推定人口は、3234万5000人、推定国土面積は約30万平方キロ、1平方キロ当たりの人口密度は108人である。（7. 10）
▼ 電信・電話会社、外資制限を要求——フィリピンラジオ通信（RCPI）社長とリパブリック電話会社副社長は、「フィリピンは無差別に外資を歓迎するのでなく、国家利益にとって戦略的な経済活動分野を確定すべきだ」とのべ、電気通信業をここにふくめるよう政府に要請した。
▼ アジア開銀本部設置を正式申入れ——メンデス外相は訪比中のエカフェ6人諮問委との会合で、マニラ港に近い地所をアジア開発銀行建設用地に提供すると申入れた。
▼ レイテ沖に外国潜水艦？——南部レイテで国籍不明の潜水艦と重武装の外人

を目撃した者が4度あったので、ペラルタ国防相は警察隊長オリバレス准将に海軍、軍情報隊、米軍と協力して調査するよう命じた。

12日 ▼米援助で農家貸付——エナレス NEC 総裁と E. B. Neal 米 AID 長官代理との間で、PL 480 による余剰農産物販売代金 162 万ペソを使って、農業保証・貸付資金を設置することに協定がまとまった。これは中央銀行が財務官となり、土地改革地域の地方銀行が農民の生産貸付に使用できるようにしたもの(7. 12)。

▼第2特別会期終る——上下両院は、マカパガル大統領が他の法案の緊急証明をしないと決定したため、休会となった。第2特別会期中に成立したのは予算案だけである。

▼大統領、食糧生産・輸出について——ファベリーヤ PIA 長官は、国内で生産可能な品目の輸入を削減すべきであり、そのため大統領は食糧生産増大、輸出産業多角化の措置を講ずるよう命じたと語った。この措置とは、①土地改革、②総合米・とうもろこし開発計画、③農村銀行へのクレジット拡大、④総合食品工業設立のためクレジットと技術の援助、⑤中央銀行のデコントロールによる輸出産業多角化の誘因、⑥鉄鋼など基幹工業の全面援助。

13日 ▼輸入申告要件の一時的緩和——エチャノバ蔵相は、デ・ホヤ関税局長の要請を容れて、輸入の際の文書提出要件緩和に同意した。その実施については同局長の自由裁量にまかせるが期間は7月31日を超えないものとする。

▼最高裁の MERALCO 値上げ支持——最高裁は、マニラ電力会社(MERALCO)に料金値上げの権利をみとめた決定の再考を求めた公共事業委員会(PSC)の請願を却下した。

▼大統領、物価高と密輸に権限行使——マカパガル大統領は現在の国家的問題は第一に密輸、次に高物価であり、現在の議会はこれの解決に協力できないとして、大統領の権限を行使することを決めた。密輸防止のため、現在の輸入タバコに対する高関税を下げることの検討を関税委員会と NEC に命じた。

14日 ▼国鉄近代化計画承認——閣議はフィリピン国鉄(PNR)のシソン総裁の3500万ドルにのぼる国鉄近代化計画実施を承認した。さきにも総裁の訪日の際日本からの借款がとりきめられていた。

16日 ▼ベトナム派兵はつつける——メンデス外相は、①議会がベトナム援助支出法案通過に失敗したが、現在の派遣隊の引揚げはしない、②タイのタナット外相のASA計画にはなお解決を要する困難があり、慎重考慮中である、と語った。

17日 ▼CCP の新役員——商業会議所(CCP)は、1965~66年度の役員として会頭

フィリピン（7月）

Aurelio Periquet Jr., 副会頭 Pio Pedrosa, その他13人の理事を選出した。

18日 ▼ベトナム派遣隊は駐留継続——ペラルタ国防相は議会が派遣継続に必要な100万ペソ支出を更新しなかったが、ベトナム派遣隊は同地にとどまる、とのべた。

19日 ▼インドネシア不法入国者送還について——メンデス外相は、Abdul Rasjid インドネシア大使と会見、インドネシア人不法入国者送還のため、フィリピン海軍砲艦のインドネシア水域に入る許可を今日まで与えない理由についてただした。

（注）7月中に3回に分けて計2579名を送還する予定であった。

20日 ▼米とうもろこし小売商に外国系ふえる——米とうもろこし庁発表によると、米とうもろこし小売商を営む外国人の内縁の妻および帰化人の数が増しており、前者で同庁に登録出願中の者777（未登録約1000）、後者は1275である。

21日 ▼大統領、教室不足に措置——マカパガル大統領は閣議で、予算委員長に対し、目下の教室不足を補うためより重要でないプロジェクトから文部省に資金を流用することを命じ、文相には公立学校の学級定員増員実施を命じた。

22日 ▼米国資金によるベトナム派兵示唆——ペンダトゥン下院副議長はワシントンで、「フィリピンはゲリラ戦に熟達し、医者・技術者・看護婦・民間活動家・兵員の用意があるが兵站を欠いている。アメリカは資金を出して2万ないし5万のフィリピン人をベトナムに派遣できないのか」とのべた。

（注）本年1月4日の項参照。

23日 ▼AAに対する外交方針——メンデス外相は、フィリピンは国連に重点を移し、同じ志をもつAA諸国とともに穏健的役割を果すよう働きかけることになるだろう、とのべた。

24日 ▼大統領、土地改革の推進を言明——マカパガル大統領は、公有地および以前の外人所有地に入植を許す宣言の署名と土地権利証書手交式で、最近閣議が決めた主要三問題、①消費者物価上昇抑制、②密輸、③土地のない者に土地を与えること、の夫々について委員会を設置する方針を確認し、議会の協力が得られないから大統領の権限を行使する、とのべた。

なお、これについて25日マルコス大統領候補ら野党は選挙を数ヵ月後に控えた「絶望的な政治の手品」と非難した。

25日 ▼ソ連の外交的働きかけを確認——マカパガル大統領は、ソ連がフィリピンとマレーシアに接触を求めているという情報を確認し「ソ連がわが国に足場を得る

ことを防ぐのは我々の確固たる政策である」とのべた。

27日 ▼ **CANR, 関税引上に反対**——農業天然資源会議所 (CANR) のモンテリバーノ会頭は、関税引上げは経済混乱、物価値上り、失業、不正、輸入における過小評価、密輸、脱税増大をもたらすとして、大統領に反対の電報を送った。

▼ **南部の米軍駐留を否定**——ペラルタ国防相は、フィリピン南部 Sarangani 島に米軍が駐留しているというアンタラの報道を否定し、ミンダナオの基地は全くフィリピンの防衛のためである、とのべた。

30日 ▼ **金融の一部緩和**——通貨委員会は金融を若干緩和する施策を承認した。これにより民間銀行が利率6%の再割引ワク (未使用分7600万ペソ) 以上に資金を必要とする時は、暫定的に特別融資として利率9%で貸付を受けることができる (5000万ペソのワク)。

▼ **米援助により灌漑施設**——エナレス NEC 議長はマカパガル大統領に、灌漑施設新設5と改良67に500万ペソを支出する協定をアメリカと結んだことを報告した。これは1964年12月23日のクレジット協定による PL 480 による農産物売却からの借款である。30年賦、年利0.75%。

31日 ▼ **エナレス, 国民経済の構造的変化を指摘**——エナレス NEC 議長はテレビ会見で、次の数字をあげて国民経済に根本的変化が生じたと指摘した。

国民所得に対する寄与率 (%)

労働力の構成比 (%)

	1938	1964		1939	1959	1964
農業	65.8	33	農業	77	58	54.9
工業	10.2	20	工業	17.8	36.3	38.9

8月

3日 ▼ **住宅計画のための基金**——マカパガル大統領は、政府の住宅計画の資金確保のため、社会保障制度 (SSS)、フィリピン国立銀行 (PNB)、フィリピン開発銀行 (DBP)、公務員保険制度 (GSIS)、Nacida 銀行の5政府金融機関が当初2500万ペソを出資して共同基金を設けるよう指令した。

▼ **ココナツ仲継貿易に反対**——コブラ生産者団体と農業天然資源会議所 (CANR) は、伝えられる政府がインドネシア産コブラの仲継貿易に承認を与える計画に対して反対の態度を表明した。

(注) フィリピン・インドネシア・ココナツ委員会は6日、そのような計画は関知しないと否定した。

フィリピン（8月）

7日 ▼ 政府人事異動——マカパガル大統領は、閣僚2名の上院議員立候補に伴う内閣改造を次のように最終的に実施した。

1. Pedro Pascasio 文部次官兼文部大臣代理
2. Juan S. Cancio 官房長官代理
3. Alberto de Joya 大統領反汚職委員会会議長
4. Pablo Mariano 関税局長代理
5. Pedro G. de Peralta 商工次官兼商工大臣代理
6. Eugenio Eusebio GSIS 理事長
7. Placido Mapa, Jr. 大蔵第二次官

▼ 自由党下院議員候補決定——自由党執行委員会は、下院議員候補者正式リストを発表した。翌日追加されて計100名となった。残る4名は近く決定。

9日 ▼ NAMARCO 商品の値下げ——大統領官邸は、交易公社(NAMARCO)取扱主要商品の価格を現行から30%引下げると発表した。これは最近設置された3つの閣内特別委員会中の物価委員会の勧告によってなされた。主な品目は、カンブめの肉、ミルク、魚類。

▼ シンガポール分離について——メンデス外相はシンガポールのマレーシアからの分離について「我々は知らなかったが、遺憾なことである。ただ情勢の発展を見守ることができるだけだ」と語った。

10日 ▼ 米比裁判権協定改訂調印——メンデス外相とブレア(William McCormick Blair)米大使との間で改訂米比刑事裁判権協定が正式調印された。

11日 ▼ ベトナム国防相ら来比——フィリピン在郷軍人連盟の大会(8.13~15)出席のためベトナム代表団(団長 Nguyen Hun Co. 国防相)来比。なお現在フィリピン・ベトナム協会結成が進行中。

▼ 共産主義者の跳梁に警告——ペラルタ国防相は、軍情報機関の「国内共産主義者が報道機関を通じて今後数ヶ月の政治戦を利用して混乱と無秩序を産み出そうとしている」という情報にもとずき、国警隊に警戒・逮捕を命じた。

▼ 新予算法案発効——マカパガル大統領は新予算法案に署名したが、問題になっていた議院費から下院費1816万ペソと上院費426万ペソその他を削減した。

12日 ▼ 日本、セメント工場に借款——フィリピン開発銀行(DBP)は東京で、第一銀行および三菱銀行との間で、パシフィック・セメント会社がミンダナオに建設するセメント・プラント(日産セメント1万6000袋)に対する350万ドルの借款

契約を結んだ。

- 13日 ▼ 送還にインドネシア船使用——メンデス外相とインドネシア外務省アジア局長 Imam Sukarto 准将との実務会議で、インドネシア側がインドネシア人送還のためインドネシア船がフィリピン水域に入ることの認可を求めフィリピン側が承認した。

▼ シンガポール承認は慎重検討——メンデス外相はフィリピンのシンガポール承認の問題について、この問題は最大の慎重さで検討されており、決定は考えられるほど容易でない、とのべた。

- 14日 ▼ 米航空会社に暫定許可——民間航空局は、期限切れとなったパンアメリカン航空とノースウエスト航空のマニラ航路(週3便)は、二国間航空協定交渉の結論が出るまで暫定的に延長許可を与えた、と発表。

- 15日 ▼ 在郷軍人団ベトナム支援を約す——フィリピンとベトナム両国在郷軍人代表はこの日閉幕した在郷軍人大会の結果について共同コミュニケを発表、ベトナム側の要請にこたえてフィリピン側ができるだけ早急に可能な財源をつくして援助することを約した。

▼ ペラエスに対立候補——国民党は、さきに無党派で Misamis Oriental 選挙区から下院選挙に出馬することを最終的に決意したと伝えられるペラエス副大統領に対し対立候補を立てることを決定した。

▼ 海軍の演習はじまる——海軍独自の第1回演習「Hasaan 作戦」が南シナ海で始まった。艦艇13, その他海兵隊, 水中作戦隊, 海軍航空隊が参加。

- 17日 ▼ 大統領, 関税改訂——マカバガル大統領は「国内工業の成長を促し, 消費者を物価値上げから守るため」大統領命令で次の31品目の関税を改訂した。同時に利益を受ける国内製品の不当な値上げには改訂取消しをほのめかした。

引下げ——26品目(巻タバコ, 小幅織物, ジープ, 抗生物質用ビン, グラインディングボールなど)

引上げ——5品目

- 18日 ▼ インドネシア人送還延期——インドネシア代表がインドネシア人送還について、ミンダナオに特に利害をもつ者は送還させないという条件を付したため、20日に予定された送還(856人)は延期となった。

▼ 海運運賃値上げを再延期——フィリピン・ヨーロッパ海運会議はフィリピン行積荷運賃の25%値上実施をあらたに、9月20日まで延期した(7月8日参照)。

- 20日 ▼ スイスとの通商協定へ——バルマセーダ商工相はスイスとの貿易バランス改

フィリピン（8月）

善とスイスの投資増大を誘発するためスイスとの二国間通商協定の交渉を勧告した。（8. 20）

▼ **アメリカから借款**——カスティーリョ(Andres Castillo) 中央銀行総裁はニューヨークで、アメリカの銀行（複数）が必要な時はいつでも2200万ドルの短期（120日）借款を与える約束をした、と発表した。

▼ **サバ問題国連提訴を否定**——メンデス外相は、ロペス(Salvador P. Lopez) 国連大使がフィリピンがサバに対する要求を国連総会にかけると示唆したという報道を否定し、提出するに適当な場所は国際司法裁判所である、と語った。

▼ **インドネシア人送還で合意**——外務省とインドネシア大使館は、1541名の不法入国者中1407名を送還し、残り134名については更に検討することで合意した。

22日 ▼ **NAWASA と NPC に値下命令**——マカパガル大統領はフィリピン水道下水公社(NAWASA)と全国電力会社(NPC)に対しサービス料金値下げを命令した。

23日 ▼ **米比航空協定交渉開始**——米比航空協定交渉がマニラで、比側カイコ(Librado D. Cayco) 外務次官、米側 R. M. Service 代理大使の間で開始された。

▼ **ベトナムへ第3隊**——軍技術者33名（民間活動・外科医・医者・農村保健）は27日帰国予定の派遣隊と交代するため南ベトナムに向かった。これはベトナム派遣の第3隊である。

24日 ▼ **大統領、人事異動**——マカパガル大統領は次の人事異動を行なった。

1. Teofisto Guingona 開発銀行総裁
 2. Milagros Abella 全国家内工業開発公社(NACIDA) 総裁
 3. Hilarion Henares 地域開発大統領補佐(PACD) 官兼務
- その他4名。

26日 ▼ **第10年度賠償計画案承認**——マカパガル大統領は、賠償委員会作成・NEC 勧告の第10年度賠償計画試案を無修正で承認した。その内訳は次の通り。（単位1000ドル）

カテゴリー A: 資本財	I 政府部門	12,918
	II 民間 "	20,104
カテゴリー B: 資本財以外の資財	I 民間部門	2,700
カテゴリー C: サービスおよび臨時費	I 政府部門	1,438
	II 民間 "	340
	総計	37,500

27日 ▼ 米比航空協定交渉中断——米比航空協定交渉は合意に達することができないまま「米側代表の都合で」中断され、共同声明が発表された。

▼ マレーシアの指紋採取に報復——メンデス外相は、フィリピンが入国した中国系マレーシア人から指紋をとる条件を課したことにに対する報復としてマレーシア政府が人種にかかわらずフィリピン人入国者に指紋の義務を課したことについて報復を示唆した。

（注） フィリピンは今年5月中国系全入国者に指紋採取を課した出入国規則を公布した。8月31日、外務省は9月15日から全マレーシア人入国者の指紋採取を発表した。

▼ アメリカに武器援助を要請——メンデス外相は、「東南アジアでの紛争の発展からみてアメリカが古くなった武器をとり代えることでわれわれを援助することができるように希望する」とのべた。

▼ ILO 脱退を示唆——メンデス外相は、フィリピンは、ILOが共産主義者の宣伝の場に利用されていることがもっと根柢をもって納得させられるなら、代表を引揚げる、と言明した。

（注） 5月 ILO 総会に出席した Guevara 労働次官は去る8月21日、ILO 会議が共産国や左翼の国々に支配されているとして脱退を勧告した。

30日 ▼ 賠償輸入の消費財品目決定へ——エナレス NEC 議長は、30日の第2回公聴会で製造業者、通商産業組織、在郷軍人グループ代表が日本の賠償で輸入を許される消費財品目のリスト試案について意見一致したと発表した（品目リスト試案は資料参照）。

31日 ▼ ニューギニア反乱指導者・援助を求める——訪比中の「西パプア自由委員会」（本部オランダ）委員長 Nicolaas Jouwe は、マニラ・プレティン記者に、パプア人がインドネシア人に対し反乱を起こしたことを確認し、「ニューギニア人民解放」のためフィリピンに助力を求めた。

資 料

I AA 会議に関するペラエス報告

Manila Daily Bulletin, '65. 7. 6

1. アジア、アフリカ・グループの団結力はその他の地域グループの団結力に比べて元来著しく弱いが、分裂の圧力が強力に作用している今日では団結力はますます脆弱となった。アジア、アフリカ・グループがかかるとの圧迫に長期間抵抗し、この圧迫を克服することができるか否かは現在のところでは疑問視される。この圧迫、換言すれば、諸国相互の嫉視反目、野望を抱く諸国指導者間の競争意識、諸国を味方としましたは懐柔することに懸命な列強の対抗意識と競争とは余りにも強烈なためこれを克服することは結局不可能となることが懸念される。

しかし1955年のバンドン会議を通じてアジア、アフリカ諸国の団結を堅めるに役立ったこれら諸国の共同目的、すなわち帝国主義と植民地主義との打倒を目指す闘争は現在までに多大の成果を収めてきた。フィリピンは植民地主義または帝国主義のあらゆる残滓との闘争を継続することに誠心誠意協力する義務を負っており、それと同時に、アジア、アフリカ諸国と協力して団結の新基盤を探究、確立することに努めねばならない。かかる新基盤とは世界の低開発諸国民すなわち開発途上の諸国民を悩ましつづける人類の宿敵、すなわち貧困、無知、疾病、社会不正との闘争にほかならない。

1964年にジュネーブで開催の国連貿易開発会議において明らかとなったようにこの経済開発という共通目的は、帝国主義または植民地主義の課した政治上の束縛からの解放闘争ほどには民族感情を著しく高揚するものではないが、以前の政治闘争に劣らず極めて重要である。

したがって、私は衣食住の劣悪な条件に悩む人類3分の2の生活水準向上を目標とする長期闘争においてフィリピンがその他低開発、すなわち開発途上の諸国との共同戦線結成のため地域的または地域間の努力に従来通り積極的に参加することを勧告する。

2. 既成の地域ブロック又はグループの例に洩れず、アジア、アフリカ・グループは初期の結合力を喪失している徴候がある。結局この集団は別々のアジアとアフリカとのグループに分裂し、アフリカ諸国群はさらに進んで意思疎通する小集団に再分裂するものと予想される。

事態がかように進展することは、国連にとっても全世界にとっても慶賀すべきであ

る。アジア、アフリカ・グループは現在では国連加盟国全体の2分の1以上を占めており、そのため結束は乱れ、統制を欠き、遺憾ながらいたずらに多数決に頼って議決を強行する傾向を示してきた。例えば国連総会でこの集団は安全保障理事会における大国の拒否権行使に劣らず決定的で、その意味で好ましからざる「拒否権」行使の筆に出ることができた。

私は、フィリピンがアジア、アフリカ・グループの生成変容の過程を綿密に観察し、その結果に基づいて地域協力と地域組織化の新態様に敏速に順応することを勧告する。

3. 領土拡張主義政策を推進する中共が核エネルギー保有国として登場したためアジア、アフリカ・グループ内で諸勢力の新しい同盟を暗示する気運がすでに明白となった。アジア自体においては中共の近接諸国が数個のグループに分極化する傾向が発展した。かかるグループのうちインド、日本、タイ、セイロン、ラオス、フィリピンの6国は将来開催のあらゆるアジア、アフリカ諸国会議で実質的な力をもつ穏健な影響力を発揮できることをアルジェで証明し、さらにまたこれら諸国は中共の拡張主義政策が醸成するあらゆる不測の事態に対応する措置を協議と協力を通じて有効に行なうことができることを証明した。

私はフィリピンが、予想されるアジア地域における勢力分野再編成に備えて、平和と共同福祉のために努力しかつ穏健な政策を推進する友好諸国の結束を堅めるに必要な中核体の確立に積極的役割を果す準備をすることを勧告する。

4. 現在の事態に基き観測するならば、延期となった第2回アジア・アフリカ会議が予定通り1965年11月5日アルジェで開催される見込みはないであろう。その第一の理由はアルジェリアの新政権が50ヵ国乃至60ヵ国の外相と政府首班との主人役となれる程度にまで安定するには4ヵ月以上の期間が必要だからである。第二の理由は会議に出席のためアルジェに赴いたものの6月26日の流会に失望した多数国外相達がそれほど早急にアルジェに再び喜んで赴くことは考えられないからである。しかも15ヵ国の大使から成る常設委員会が6月26日にすでに集合中の外相会議を独断で散会に追い込んだやり方は多数外相を失望落胆させ、彼等はいかなる屈辱的経験を再び喫することを避けるに相違ない。第三の理由はアジア・アフリカ会議に特定国の参加することにつき明確強硬な見解を採る多数国はソ連、マレーシア、南鮮、南ベトナムに会議参加を要請することの可否が開会当日に至るもまだ決定しない会議に代表者を派遣することをためらうからである。その理由は会議自体がかかる論争点にわざわざされて流会となる危険が多分にあるからである。

私はフィリピンが当分の間会議に参加又は不参加の意志表示を行わないことを勧告

フィリピン（8月）

する。フィリピンが現在採るべき態度は（1）アルジェリアにおける事態の進展を注視すること、（2）会議に関係あるアジア、アフリカ地域での事態の進展に注目すること、（3）最低限度必要な秩序と安全保障との確立と特定の重大論争点の事前解決とを条件として会議参加の可否につき断を下すこと、（4）会議がアジア、アフリカ・グループの団結を脅かすのでなく強化することを確めねばならないこと、である。

5. 以上とは別に、穏健な政策を標榜するアジアの5カ国ないし6カ国会議の結集に備えてアルジェで関係国間で協議が開始されたが、この協議は当然続行すべきである。すでに述べたように、穏健な政策を推進するこれら5カ国乃至6カ国はアジアの変転きわまりない政治情勢により鋭敏に反応する有力なグループである。インドとセイロンとが新政治路線を辿ることとなったため、信条を共にする非共産諸国が団結を強化し協力を緊密化する新しい同盟の可能性は有望となった。

私はフィリピンが、第2回アジア・アフリカ会議に提出される諸問題に共通にアプローチできるように、今日以降11月までの間に会議開催の是非をめぐる緊急の問題をインド、日本、タイ、セイロン、ラオス、その他穏健な政策を採る国ぐにと協議することを勧告する。この方法を採るならばフィリピンはマフィリンドや東南アジア連合(ASA)よりも広い基盤に拠り、東南アジア条約機構(SEATO)よりも永続性に富む新しい非共産主義「協約」の確立に役立つアジアでの諸勢力の新規分布に向かう傾向を促進することとなる。 (文中ゴシックの箇所は原文のまま)

II フィリピン家計調査

Manila Daily Bulletin '65. 7. 22

フィリピン・センサス・統計局は家計調査報告書で賃金と給料とを源泉とする1961年の所得総額が33億ペソの目標額に達したと述べた。

1961年に現金払又は現物支給の賃金と給料とを代償として就業した勤労者の全国総数は480万人と推計されたが、この総数の中260万9000人、つまり54.3%の者の勤労所得総額は250ペソに達しなかった。

賃金及び（または）給料を源泉とする中位所得額は230ペソ、勤労者1人当たりの平均所得額は695ペソであった。申告した勤労者の5分の1の者の勤労所得平均額は250～1000ペソ、他の5分の1の者の勤労所得平均額は1000～3000ペソであった。賃金又は給料を源泉とする所得総額が3000ペソを超えた勤労者が全勤労者中で占める割合は2.7%に過ぎない。

以上述べた調査資料の重要性を評価するに当って、センサス・統計局は、賃金又は

給料を所得源泉として申告した勤労者の中には、自家営業またはその他の所得源泉から生じた別個年間所得のあった者が含まれていたと推定されることを指摘した。

賃金または給料を所得源泉とする都市勤労者の1961年に於ける中位所得は950ペソで、この額は農村勤労者の中位所得179ペソに比し5倍以上であった。この都市勤労者所得と農村勤労者所得との差額は、都市勤労者71万7000人の平均所得1312ペソと、約309万2000人に達する全有給勤労者の約3分の2が居住する農村区域での農村勤労者平均所得353ペソとを比較する場合にはさらに一層大となる。

有給勤労者の2分の1以上、約262万6000人が農業有給勤労者で、その中位所得は163ペソであった。これに対して、2183の非農家勤労世帯が申告した中位所得は840ペソであった。農家勤労者の平均所得は256ペソで、この額は1223ペソに達する非農家勤労者の平均所得の5分の1に過ぎなかった。

かように家計調査結果を見ると非農業有給業務が農業と農業関係諸部門とに於ける有給業務よりも概して多収入であったことは明かである。農業を所得源泉とする勤労者の年間中位所得は153ペソ、農業と非農業部門とを所得源泉とする勤労者の年間中位所得は237ペソ、専ら非農業部門を所得源泉とする勤労者の年間中位所得は1018ペソであった。

専らまたは主として農業を賃金または給料の源泉とする勤労者の中位所得と平均所得とが最低である現象は、これら勤労者が家計調査施行当時の有給勤労者全国総数の約5分の3、つまり46.0%（訳注：64%の誤りか？）を占めていたとの事実に着眼すれば、注目すべきことである。次に調査区別有給勤労者の中位所得を示せば下記の通りである。

第1調査区（マニラ地区）	1,754ペソ
第2調査区（イロコス、山間部地方）	……
第3調査区（カガヤン流域、バタネス）	157ペソ
第4調査区（中部ルソン）	294ペソ
第5調査区（南ルソン、隣接島嶼）	525ペソ

かように中位所得は第1調査区では最高で、以下第5調査区、第4調査区が続き、第3調査区は最低であった。但し第3調査区の平均勤労所得は339ペソで、第2調査区の平均勤労所得338ペソを1ペソだけ超えていた。平均勤労所得に基く順位では2262ペソの第1調査区が首位にあり、1009ペソの第5調査区が第2位、647ペソの第4調査区が第3位である。

国勢調査統計局の指摘するところによれば、マニラ周辺地区を主とする都市区域を

フィリピン（8月）

主とする都市区域の有給使用人は、農村区域の有給使用人よりも、安定した条件に基づき雇用されており、また割高な有給業務に従事しているため、有利な境遇にあるものと推定される。同様に、非農業世帯に属する勤労者は、農家世帯に属する勤労者に比して同じく有利な境遇にある。

次に家計の支出面を考察して見よう。全国世帯が支出した食費は1961年現在で約41億ペソであった。この食費総額の約5分の2つまり39.2%は穀類と穀類加工品との費用で、別に5分の1つまり20.4%は魚類とその他海産物との費用、約8分の1すなわち11.7%は肉類と鶏卵との費用、別に約8分の1すなわち11.9%は根菜類と蔬菜果実との費用、8分の1をやや超える13.3%は食糧雑費であった。牛乳と乳製品との費用は食費総額中僅か3.5%であった。

家計調査結果を綿密に検討すると、全国または数調査区に共通する食費構成類型にわれわれの関心を惹く若干の事実が含まれている。つまりこの食費構成類型では、食費総額の28.4%は米、4.6%は（穀食用又は生食用の）トウモロコシ、3.0%はパンであった。全国平均では世帯当たり食費の4.2%は（穀食用又は生食用の）トウモロコシに支出された。住民の大半がトウモロコシを主食とする特定調査区ではトウモロコシ費用はこの全国平均支出額を超えた。この支出額を調査区別に示すと下記の通りである。

第3調査区（カガヤン流域）	5.3%
第7調査区（西ビサヤス）	5.7%
第8調査区（東ビサヤス）	17.7%
第9調査区（南西ミンダナオ、スールー）	5.5%
第10調査区（東北ミンダナオ）	11.3%

第1調査区（マニラ周辺地区）の世帯が支出する一部食費はその他調査区の同一内容の食費を超えている。両者を主要費目別に比較すれば下記の通りである。

費目	マニラ周辺地区の支出割合	全国支出割合
パン	5.8%	3.0%
肉類、鶏卵	19.7%	11.7%
牛乳、乳製品	7.5%	3.5%

住宅を所有しない世帯の支払った家賃は住宅費総額の16.5%を占め、持主居住家屋または無料居住家屋の推定家賃は72%に達し、残りの11.5%は少額の修理費、課税、保険掛金、家屋担保で借入れた建築資金の利息、休暇中他所に滞在中の家族の宿泊料である。第1調査区（マニラ周辺地区）の家屋賃貸料は住宅費総額（約8297万5000ペソ）の34%を占めた。

一般世帯が消費する燃料は主として薪炭で、この燃料費は約1億2694万1000ペソの光熱給水費中40%を占めた。光熱給水費の主要内訳は燃料費、石油代金（24.2%）、電気料金（15.5%）である。

洗濯石鹼、青色染料、糊、その他の洗濯用品は家事費用総額の51.8%という大きな割合を占め、この費用の3分の1に相当する32.4%は家事使用人、園丁、アマの賃金と諸手当とであった。この費目だけでも第1調査区（マニラ周辺地区）では家事費用総額の51.7%に達した。

理容料金と化粧品代金との合計中約32.3%つまり4874万7000ペソは散髪料金、マッサージ料金、その他の男子理容料金であった。女子の場合には整髪料金、マニキュア料金、その他の美容料金は約11.3%つまり約1706万7000ペソであった。以上を除きこの費目の内訳は化粧石鹼代14.1%、ポマードと艶出し香油との代金11.1%、歯ブラシ、煉歯磨、水歯磨の代金が11.15%であった。

要するに、以上述べた資料は勤労所得の地域差、都市勤労者と農村勤労者との間に存する差、農家出身勤労者と非農家出身勤労者との間ならびに農業勤労者と非農業勤労者との間に存する差を評価するための手掛りとなる。しかしこの調査には諸種の制約が附随していることを軽視してはならない。申告数字の取消しが困難なことはかかる制約の一例であるし、なおまた、調査を通じて蒐集される個人関係資料の秘密厳守が法律で保障されていることを調査員が対人調査に際して保証するにもかかわらず、高額所得層の一部世帯が所得総額の申告を好まないため、所得申告額が過小評価されているかもしれない。

消費支出の調査では主として世帯の食費が過大評価されたと推定される。その理由は一部申告者が食糧品目毎に実際消費量を過大に申告し、実際消費食糧よりも良質の品目を申告したと推定され、それと同時に、実際に消費した品目を水増しして申告したと推定されるからである。

しかし以上のような不備欠点はあるにせよ、今回の家計調査を通じて得た資料は1961年現在フィリピン人世帯における生活水準、所得配分状況、消費のための支出状況を明らかにするに役立つ。

III 賠償により輸入される消費財品目（試案）

Manila Daily Bulletin, '65. 8. 31

①写真用材、設備、付属品。②化粧品、化粧調剤、その原料。③飲料、果実酒、アルコール飲料、巻タバコ。④鉱業用材。⑤皿、カップ、受け皿、ボール、台所用品、

フィリピン（８月）

台所道具，アルミの家事用品。⑥重建設機械（道ならし機を除く）。⑦自動車類，部品，付属品など。⑧タイヤ，チューブ。⑨食用油，肝油，パラフィンろう，みつろう。⑩漁業用材・設備（国産されている綿製魚網をのぞく）。⑪織物用繊維（合成または天然）。⑫各種建設資材。⑬鉱物燃料，滑剤，その関連資材。⑭つや出し紙，ガラス紙。⑮アルミ箔（foil, leaf），鋳物，鍛造物，薄板，押し出し。⑯尿素肥料。⑰事務設備。⑱PVC.およびポリエチレンシート。⑲農業用具・設備。⑳海産物，野菜，果物，糖菓など食品。㉑電気製品。㉒カー・エアコンディショナー，カークーラー。㉓光学機械，計測器，医科機械。㉔シガレット・ペーパー㉕セロファン・シートおよびストリップ。㉖雑貨。㉗ NEC 承認の上在郷軍人と製造業者間で交渉される原料。

フィリピン

概 況

国内の動きはあげて11月の選挙に向かって回転している。この中で中央銀行の新金融措置が論議を呼んだが、やがて平価切下論議に発展したことから明らかなように、それはフィリピン経済の当面する困難を反映している。また前月にひきつづき農工兩部門の代表者間で経済政策をめぐる論議がおこなわれた。

新金融措置とその背景

中央銀行は9月7日、(1)商業銀行が国債準備要件を免れるため政府預金を政府あて支払い手形の売却に変える傾向に対して、後者についても国債準備を保持させること、(2)外貨資産と外貨負債の比率(1961年6月24:1, 64年末1.15:1)を少なくとも1:1に保たせること、(3)商業銀行の発行する未決済信用状残高の諸準備資産の総額に対する比率を30%以下に保つべきことを決定、国内金融引締体制強化、外貨ポジション保持、信用状開設規制の措置を講じた。

銀行界および商業会議所(CCP)、フィリピン輸出生産者協会などの業界団体はこれが国内の金融を一層窮屈にし、かつ「実質的な外貨規制への復帰」であると批判、輸入規制の結果物価の上昇は必至であり、対外競争上不利となる反面、目的とした密輸防止には効果がないという懸念を表明した。これに対し、中央銀行側はこれが為替管理ではなく、かつ正当な通商活動を制限するものではないと説明(10日、カスティージョ総裁)、結局、中央銀行と銀行界、産業界との間で協議が行なわれて、21日三者は同措置が「銀行が貿易外取引で外貨を売ることが許される要件を規定したもので、正常な通商活動への融資を妨げず、工業部門に対する信用事情を一層窮屈にすることはない」という点で合意し、また翌22日には通貨委員会は銀行協会側に譲歩して、先の措置を「6ヵ月以内に使用される見込のない未使用の信用状を30%準備率の要件から除く」という解釈を示して緩和した。

フィリピン

ところでこの間ヴィラータ(Leonidas Virata)比米生命保険会社副社長(10月2日、工業会議所会頭に選出さる)は9月24日、ついで10月1日のTVインタビューで経済政策について包括的な提案を行なった。つまり、密輸によるフィリピン市場の混乱に対し、為替レートと関税の改訂あるいは外貨規制の復活を提案し、同時に為替レート変更に際しては、工業への大量の融資、税制改革、物価抑制、輸出奨励が必要だとのべた。

ヴィラータの提案は工業会議所(PCI)自体からは平価切下が、必要な資本設備・部品の輸入コストを高め、外国投資家の購買力を高めて、フィリピン工業家を競争上不利にするとの反対を受けた(9月30日、George T. Marcelo 理事)反面、輸出生産者協会からはフィリピンの輸出力を強めるとして支持された(10月2日、Jose Montilla 会長)。こうした平価切下論議の反響として香港市場ではペソ価が急落、9月1日100ペソ対147.2香港ドルであったレートは、28日142香港ドルとなった(28日香港発 UPI)。

ファベリーヤ PIA 長官 [9.39]、カスティージョ中央銀行総裁、ロレンソ開発銀行総裁 [いずれも 9.28]、エナレス NEC 議長 [10.1] など政府当局はいずれもこの噂をつよく否定し切下げは絶対はないとのべた。この根拠は外貨準備が1年前の1億2890万ドルに対し今年7月1億7300万ドルと自由化以来の最高に達し、また IMF と米国民間銀行からのスタンバイ・クレジット約2億3000万ドルを有し、ペソ価を安定レベルに保つのに十分だというのである。

ヴィラータの平価切下論は、彼自身決して一義的なものとして提出しているものではないし、PCI 自体に反対がつよいのもすでに見たところである。ただ、中央銀行の措置とその経緯、ヴィラータの提案全般を通してみると、そこに次のようなフィリピン経済の当面する問題のむずかしさをうかがうことができよう。

フィリピンは久しく密輸——輸入の形式をとらない外国商品の流入(いわゆる smuggling あるいは technical smuggling)に悩まされてきた。そしてこれが一方では、国内産業を圧迫しその不振の重要な一因となり、産業界では折にふれてこうした密輸を抑制する措置を政府に要請しつづけてきた。他方、この密輸は、貿易外の外貨送金の増加と見合うものであって、これが外

貨準備への圧迫、ないしは市中銀行の対外債務を増加させその対外資産負債ポジションを悪化せしめるという結果をもたらしているわけである。

前述の中央銀行の措置はこれに対して輸入信用状の開設を抑制し、外貨資産・負債ポジションを規制し、かつ国内金融を引きしめることによって、こうした事態に対処しようとするものと理解できよう。

だが問題は、このような外国商品の流入による国内産業圧迫に対して、国内産業の競争力をいかに強化するかであり、これがこうした二、三の金融措置によって果して十分な効果をあげうるか否かになお議論の余地が残されよう。ヴィラータがより広汎に為替レートの切下（調整）、関税改訂、国内産業への資金投入、減税という一連の施策を提唱したのもこの意味からであろう。いずれにせよ平価切下論そのものは、当面の外貨ポジションに比較的余裕があること、切下げが伝統的輸出品の輸出増進にさほど寄与するとはみられないことなどの事情もあり、なお精密な検討を要するように見える

（この問題の背景となる最近における中央銀行の金融措置の概要は資料Ⅱを参照）

◆経済政策をめぐる論争のその後

先月紹介した農業天然資源会議所 (CANR) など農業側と工業会議所 (PCI) アラネタ理事長との論争がひきつづいて大略次の経過で行われた。

- 9・3 フィリピン・アバカ生産輸出業者協会ピラヌエバ会頭：合成繊維と競合して苦境のアバカ産業は外資（民間・政府）を誘致してのみ防衛できるとし、政府に外資に対する投資環境整備を求める。
- 9・4 アラネタ：モンテリバーノ (CANR会頭) は、平等待遇権、植民地経済の永続、無制限の外資導入などを説いて L-L 協定延長のためにたたかっていると非難。
- 9・5 フィリピン・ココナツ生産者連合会：製油のため大豆を免税で輸入せよというアラネタの要求は、国内ココナツ生産者に大きな脅威である、として CANR の関税政策を支持。
- 9・6 CANR アラネタの非難 (9.4) に対し：モンテリバーノは、よく検討して国家的利益という見地から L-L 協定の破棄、再交渉または修正を決定すべきだとのべたにすぎない。
- 9・9 アラネタ、*Manila Bulletin* 紙に寄稿：CANR が L-L 協定の延長のた

フィリピン（9月）

めにたたかっていないというのはアメリカ市場における糖業の特権的地位継続のためにたたかっている、平等待遇権をよるこばないというのか。

9・10 モンテリバーノ：国内資本が不足している以上、わが国経済にとって外資歓迎こそ失業者（340 万余）に職を与え、所得を増す途である。憲法その他現行法はすでに外資に対し十分な規制である。

9・13 フィリピン輸出生産者協会、CANR の外資歓迎政策を支持。

9・13 アラネタ：経済開発にとって鍵となるのは外資ではなく、創始産業（アルミ精錬、抗生物質、自動車類の製造など）に対する適切な保護政策であるとして、基礎産業優先の自立的工業化を主張した。

9・17 CANR：アラネタの9・9 発言は CANR の真意をゆがめるものと非難。この間にあって商業会議所（CCR）は次のように経済政策に関し態度を明らかにした。

9・1 CCP のペリケット(Periquet)新会頭の就任の政策演説：

- ① 外資の参加を歓迎するが、借款ないし合弁における少数株の形がのぞましい。
- ② 国内産業とくに幼稚産業の妥当な関税保護を支持する。
- ③ すでに質的量的に国内で自給している消費財の輸入制限がのぞましいが、とくに消費者の利益と公共の福祉から行なうべきだ。
- ④ 通商特恵の延長が米人の特権延長の条件にされないという条件で L-L 協定の再交渉がのぞましい。

9・15 ペリケットは理事会を代表して、国内産業を外国製品の不当な競争から守るため賠償による免税の輸入に反対した。

関税委員会は36品目の関税率の調整について9月1日、公聴会を行なったが、モンテリバーノはこの手続きを非難し、消費者や国民経済に害となる「無差別的な関税調整」に対し警告した。

以上のような動きの中で14日 NEC は、「成熟した産業」への関税保護や政府補助金を削減ないし廃止する可能性など、新しい関税・輸入政策を近く発表する意向を示した。

日 誌 (9月)

- 1 日 CCP 新会頭, 政策表明——商業会議所 (CCP) のペリケット (Aurelio Periquet) 新会頭は就任にあたって, 外資, 関税保護, 輸入制限, L-L協定などについて, 政策演説をおこなった (詳細は特記事項参照)。

「森林開発の10年」宣言——マカパガル大統領は, 森林とその開発・保存の重要性を認識させるため, 1965年8月から1975年7月の期間を「フィリピン森林開発の10年」と宣言し, その推進のためフィリピン林業開発委員会を任命した。

- 4 日 「パプア解放運動」指導者問題——Abdul Karim Rasjid インドネシア大使が3日, カイコ (Librado Cayco) 外務次官に対し, 「スカルノ大統領を侮辱している」西パプア解放委員会 Nicolaas Jouwe のフィリピン滞在に抗議し退去を要求したことにに対し, 同次官は Jouwe がフィリピンの国内法をおかし, 秩序を乱し, フィリピンの好意を乱用しないかぎり, 国外退去を命じない, と回答した。

- 5 日 家内工業の現状——Hilarion Pilapil 全国家内工業開発公社 (NACIDA) 副社長は, 次のように1964~65年度の家内工業の状況を報告した。

1. 登録家内工業企業数9466, 資本総額1670万ペソ, 雇用者2万4020。
2. 過去2年の融資援助4717件, 110万ペソ。
3. 賠償委員会からの資本財援助割当70万ドル。
4. 国内および対外総売上507万ペソ。

ココナツ開発委員会設置——マカパガル大統領は, ココナツ産業開発の全国的調整を任務とするココナツ開発委員会を設置する行政命令を発した。委員長には R. Diaz 官房長官, 委員には諸政府機関, 関係団体の代表が任命される。

- 6 日 最高裁, 電力料金値上を許可——最高裁はマニラ電力会社 (Meralco) に対し, 7月16日付公共事業委員会 (PSC) 命令の定めた率で料金を値上する権限を与えた。値上率——家庭用23%, 事業所・工場24.99%, 病院・定額消費者および月1~30kwの消費者は5~17%。

- 7 日 中銀, 外貨規制措置——中央銀行通貨委員会は密輸防止と輸入制限のため次の措置をとった。

1. 通牒第206号

商業銀行の政府預金に対する流動性比率を維持する要件の強化。

フィリピン(9月)

2. 通牒第207号

すべての公認の為替取引銀行はその外貨資産と外貨負債との比率を少くとも1対1に維持すること。

3. 1961年7月20日付覚書の修正

全商業銀行はその諸準備資産の総額の30%をこえて未決済輸入信用状残高を増加させてはならない。(解説参照)

Jouwe, 自発的の退去—Nicolaas Jouwe は、彼の安全についての治安当局の助言に留意して、フィリピンを自発的に離れアジア某国に向かった。

8 日 **インドの「侵略」に反対するデモ**—フィリピンの学生約60人(注)は「インドのパキスタン侵略」に抗議してマニラのインド大使館前でデモをおこなった。

(注) 新華社—ANSでは200人。

アジア人民反共連盟大会開く—アジア人民反共連盟第11回年次会議マニラで開会(～12)。26ヵ国代表が参加。これと同時に SEATO 創立11周年記念式典が行なわれた。

10 日 **VOA 送信局建設をみとめる協定**—比側カイコ外務次官と米側 Minister Richard M. Service の間で覚書が交換され、Tarlac 州 Conception に VOA 送信局建設をみとめる協定が発効した。

(注) 協定内容は21日外務省からはじめて発表された。これは1963年5月6日調印のラジオ放送設備協定—「パンプー計画」の実行である。

11 日 **APACL 決議**—マニラで開催中のアジア人民反共連盟会議の閉会にあたって、ベトナムの共産主義者を敗北させるための即時行動を呼びかけ、国民政府が中国本土で第二戦線を開くことを支持した宣言を採択した。

大統領、追加人事—マカパガル大統領は次の人事を行なった。Salvador L. Mariño=官房長官代理。Ruperto Martin=法務次官。

14 日 **インドネシアと国境通過とりきめ**—フィリピンとインドネシア両国代表は両国民の国境通過とりきめを調印した。これは1956年の両国国境通過協定がチェックポイントについて理解を欠いて実行できなかったため、その地点を今回とりきめたもの。

近く新しい関税・輸入政策—エナレス NEC 議長は、最近の世上の議論にもとずき、すでに「成熟段階」に達した産業から関税保護や政府補助金を削減ないし廃止する可能性を検討中で、新しい関税・輸入政策を近く発表する、とのべた。

立候補希望者数—選挙委員会発表によると、今秋の選挙に立候補資格証明書

を提出した立候補希望者数は次の通り（カッコ内は議席数）。

大統領13（1），副大統領6（1），上院議員36（8），下院議員423（104）。

DBPの事業状況——フィリピン開発銀行（DBP）総裁発表による1965年度の事業状況は次の通り。

1. 重要産業への貸付——1242件，1億0746万0221ペソ（対前年7901万2081ペソ減）。主な貸付先——金属工業，公共事業，精米・とうもろこし，化学薬品および化学製品，その他。
2. 大会社の外国借款への保証——6851万6500米ドル。
3. 家内工業・小工業への貸付——455件，83万2038ペソ。
4. 不動産貸付——1140件，1592万6800ペソ。
5. 政府貸付（土木事業のための設備機械購入用）——35件，2094万2685ペソ。

16日 **最高裁，米の免税放出を許可**——最高裁は関税局に米とうもろこし庁（RCA）の輸入米を免税で放出することを許可する判決をした。

17日 **マルコスの伝記映画上映いとめらる**——最高裁は満場一致で，マルコス大統領候補の伝記映画 Iginuhit ng Tadhana（「宿命の人」）上映の一時禁止をみとめた控訴院判決を棄却した。

20日 **アバカ放出法案，米下院を通過**——米下院は，戦略備蓄からアバカ約9700万ポンドを放出する権限法案を可決，上院に送付した。

海運運賃値上再延期——フィリピン・ヨーロッパ海運会議は，9月20日に予定されていたフィリピン向け運賃25%値上の実施を11月22日まで再延期した。

印パ紛争について——国連総会へ向けて出発するに当たり代表団長メンデス外相は，「国連が印パいづれかあるいは双方に経済的・軍事的制裁を課すことは妥当である。フィリピンは武力を使って休戦を強制する国連総会のどんな動議をも支持する」と言明した。

22日 **外貨規制措置を補正**——中央銀行通貨委員会は，フィリピン銀行協会との会談で，6ヵ月以内に買取または引出される見込のない信用状未使用分を30%準備率の要件から除くことを明らかにした。

23日 **PPP，ペラエスを批判**——フィリピン進歩党（PPP）は正副大統領候補名で声明を発表し，ペラエス副大統領が同党設立を支持しながら，下院議員に当選するための政治的便宜から，マカパガルを支持して原則からはなれたことを遺憾だと述べた。

フィリピン（9月）

ブリキの輸入関税引上——政府は大統領令を公布、ブリキの輸入関税を従来の30%から40%に引上げた。これは国家経済会議（NEC）と関税委員会の勧告によるものだが、NECはこれがブリキ産業および関連産業の「大量解雇と操業停止をさける最上の方法」だとのべた。

中国人の本土入国——外務省領事業務部によると、香港へのビザをもった多数の中国人が香港から中国本土に入国している事実を発表した。これらは革命以前にフィリピンに入国した永久居住者で多くは老人である。

24日 カイコ、外交優先を説く——カイコ外務次官はマニラ海外記者クラブの会議で演説し、フィリピンは海外の侵略に対して軍事的に防衛することはできず、外交によってこそ統一を守りうる、とのべ、国防および軍予算の一部配を要求した。

米比航空協定交渉問題——カイコ外相代理は記者会見で次のようにのべた。

① 民間航空局が米比航空協定の交渉前に二つの米航空会社に利権を与えたことが交渉を比側に不利にした。米側は自己の提案に固執し、交渉ではなくて命令（dictation）であったから交渉不調は当然だ。交渉再開の正式な提案はなく、再開の見込みはない。

② シンガポールの外交的承認には二つの条件（注：内容不明）を要する。領事交換とりきめは検討中である。

25日 小売業国民化法の実施状況——バルマセーダ（Cornelio Balmaceda）商工相は、昨年6月19日発効の小売業国民化法（共和国法1180号）の実施状況に不満で、Eliceo Quirino 商業局長に11月30日までに全小売業を検査するよう覚書を送った。

27日 比米合弁でカーボン・ブラック工場——フィリピン民間開発公社（PDCP）は、フィリピン・ユナイテッド・カーボン社のカーボン・ブラック・プロジェクトへの融資を承認した。資本金約1000万ペソのうちアシュランド糖油会社のユナイテッド・カーボン部門が51%、49%が国内投資家の出資であり、外貨および国内通貨の長期の融資は主としてPDCPが行なうものである。同プラントの当年初年産能力は1500万ポンドである。（9.27）

28日 灌漑計画でWFPに援助要請——エナレス NEC 議長は世界食糧計画（WFP）に対し、国家灌漑局（NIA）の灌漑施設77の修復・改良3ヵ年計画に使用するため、食糧3878トン、約299万ドルの援助を要請した。（9.28）

タール火山の爆発——マニラ南方120キロにあるパタンガス州タール（Taal）火山が早朝大爆発した。

フィリピン（9月）

大統領、米の廉価売出を命令——大統領官邸は、大統領が米とうもろこし斤に米をガンタ（1.24kg）当たり1ペソで売るよう命令したと発表。

29日 通商代表団、ビルマへ——政府関係機関および業界（多くはフィリピン織物業協会）代表から成る通商代表団がビルマ訪問に出発。織物輸出交渉と通商協定締結交渉のため。

30日 米国、比と交渉の用意——ニューヨークのフィリピン国連代表団から30日フィリピン外務省にとどいた電報によると、ラスク米国務長官はこのほどメンデス外相と会談した際、アメリカは米比軍事基地問題中の未解決の問題その他両国間の刺激物についていつでも外交交渉を再開する用意がある、とのべた。

資 料

I 国家経済会議(NEC) 年次報告

Manila Daily Bulletin 紙 '65. 9. 3, および 9. 5. の要約による

政府が赤字支出の泥沼にますますふかくおちいつている一方、賃金所得者はペソ貨の購買力が1960年水準から21%減少したため、生活費高騰にうめき苦しんでいる。

消費物資の価格は1964年に9.6%上昇したが、これは1963年の5.0%上昇にくらべれば2倍である。1964年の17.0%という食料品価格の空前の上昇は、1963年の増加率の3倍弱であるが、これが生計費上昇の唯一の因となったのである。

小売面では穀物と食肉の価格がそれぞれ19.9%、19.4%と激増した。前者は1963年の4.9%増の約4倍、後者は2倍強である。……マニラの一般卸売価格は上昇をつづけた。それは1964年に前年に比べ8.3%上昇した。この場合輸入製品の価格がこの上昇に多少影響している。

熟練・非熟練労働者の実質賃金は大幅に低下した。実質賃金が漸進的に低下する傾向がひきつづき1964年もあり、熟練労働者で4.9%、非熟練労働者で3.5%低下した。

分務員・教員・一般ホワイト・カラーなど多くのグループの実質賃金は非常に低下した。生計費は1964年に9.6%上昇したが、これに対し給料所得者の所得は2.9%の増加、農業、非農業の賃金所得者の所得は1.7%の増加であった。

政府支出の赤字は一般借入と中央銀行からの借入で補填されたが、ここに異常にはげしいインフレを生じさせた一半の責任がある。

1962年マカパガル政権の最初の年を通じて政府財政活動は5800万ペソの赤字を生じた。1963年に政府の赤字は1億8100万ペソであった。1964年度に政府の支出総額は20億7250万ペソと推定され、財源見積り19億0450万ペソに対して約1億6800万ペソの赤字を生じさせた。一般会計だけで年度末1億3250万ペソの赤字は最近10年間で最大であった。それに次ぐのは1963年度で赤字1億0600万ペソであった。

中央銀行から借入れて政府が収入をこえて支出した結果は、信用基盤は拡大されたが、需要水準増大の圧縮を意図した信用ひきしめの効果はうりけされた。しかし、たとえ政府が赤字支出を大々的に行なっても、事業部門には金融ひっ迫があり、事業活動は明らかに停滞した。

金融機関から政府預金を引出すかもしれないという脅威が重なって、最近の経済開発の混乱した徴候が不安感を投げかけ、それにより経済活動停滞のさし迫った可能性

について危惧が広まった。

物価——コスト関係を生じている構造的変化が以前保護・優遇されてきた多くの産業をして金融ひっ迫と深刻な操短を生ぜしめ、これら産業部門の国民経済に対する寄与に影響を与えた。金融ひきしめは広い戦線にわたって産業の生産能力を低下せしめた。

幼稚産業は内部融資の不足により、依然経済的な生産レベルで操業できないでいる。その結果、生産能力の利用は前年以上に大きく改善することはなかった。生産低下および生産能力以下の利用がつづいた結果、企業の投資意欲はにぶり、過剰生産能力は企業の見込に影響して新しい投資はリスクが多く収益が低いものと考えさせた。

その他NECリポートの指摘する諸点：

1. 1963および64収穫年に米ととうもろこしの作付面積は減少した。これは明らかに政府が永続的に大量の米を輸入する政策をとっていることから生じた。
2. 1964年に失業者は72万4000人から87万1000人に増大したが、これは新記録である。
3. 米ととうもろこし庁および国家配給公社(NAMARCO)の「廉価物資」配給のからくりが成功したのは、政府の融資、配給の対象範囲、困窮地域の需要圧迫の緩和という限界内においてだけである。

II フィリピン中央銀行の金融措置

Manila Daily Bulletin '65. 9. 28. の解説記事

フィリピン中央銀行が1963~65年間に商業銀行の融資能力増進をめざして実施した一連の通貨・信用措置の概略は下記の通りである。

1. 貯蓄性預金と定期性預金との金利引上げ

銀行の信用基盤の一部をなす民間貯蓄の増加を誘致するため、中央銀行は商業銀行の貯蓄性預金と定期性預金とに支払う金利の最高限度を1963年4月1日から下記の通り引上げた。

- a. 商業銀行は貯蓄性預金に対し最高3.5%までの利子を支払うことができる。
- b. 貯蓄銀行、農村銀行、開発銀行は貯蓄性預金に対し最高4%までの利子を支払うことができる。
- c. あらゆる銀行は定期性預金に対し次の限度までの利子を支払うことができる。

期間 90日以上……………3.75%

フィリピン（9月）

期間180日以上……………	4.00%
期間270日以上……………	4.25%
期間360日以上……………	4.50%

但し、農村銀行、貯蓄銀行、開発銀行の定期性預金の利率は1963年末に再び改訂され、90日以上180日未満の定期性預金には4.25%を限度とし、180日以上の定期性預金には4.5%を限度として支払うことが可能となった。

貯蓄性預金と定期性預金との金利をかように市中金利水準と競争できる水準にまで上げたため、商業銀行の貯蓄性預金と定期性預金は1963年には30%（3億6300万ペソ）伸びた。これは1962年の増加率22%（2億1800万ペソ）に比し大幅な増加を示すものである。

次に中央銀行は1965年1月20日に通牒第190号を発して、農村銀行に対し、貯蓄銀行、開発銀行、協同組合銀行が1965年1月1日以降に支払うことを許可された利率（貯蓄性預金利率は4.5%、定期性預金利率は5%）と同一の利率を用いて利子を支払うことを許可した。貯蓄貸付組合も1965年3月2日以降に同一の特典を許された。

効果：この金利引上げ措置は、金融界全体を通じて預金増加が不振となっていたにもかかわらず、1965年上半期に貯蓄銀行、農村銀行、開発銀行、協同組合銀行の貯蓄性預金と定期性預金とを7.9%（1810万ペソ）増加させることに役立ったものと推定される。

2. コール・ローン市場の設立

中央銀行は1963年6月にコール・ローン市場設立案を承認した。これは手形交換決済にともない生じた中央銀行の準備預金残高の不足をカバーするための銀行間の貸借を促進するためのものであった。銀行間でのコール・ローン市場が設立されるならば、金融市場の発達を促進され、加うるに中央銀行は「最終的な貸手」としての機能をより有効に発揮できることとなる。

3. 銀行に対する特別援助資金の貸付

a. 政府預金の引出しが商業銀行に与えた打撃を緩和するため、中央銀行は1964年3月6日の通貨委員会決定第363号により、1963年12月から1964年3月までに引出された政府預金の50%に相当する金額の特別貸付を商業銀行に与えることを認可した。この特別貸付は利率6%、8ヵ月にわたり毎月均等分割払により返済されるものとする。この貸付は再割引ワクからは除外される。

効果：1964年中に中央銀行はこの特別貸付を商業銀行11行に総額5120万ペソ与

フィリピン(9月)

えた。このうち同年末現在の未返済額は3190万ペソであったが、これは1965年3月までに全額返済された。

b. 1964年12月23日付中央銀行通牒第189号にもとずき、所要の最低流動性比率を満たしていない商業銀行は、当該不足分を補填するため、中央銀行から政府証券の形で貸付を受けることができる。この貸付は要求あり次第引出すことができるが、この申込は1965年1月31日までとされている。この金利は年10%。

効果：最低流動性比率をみたしていない6行のうち1行だけがこの不足分補填のため1964年12月31日までに120万ペソを借入れた。1965年1月現在でこの融資の未返済額は670万ペソに増加したが、1965年5月には全額返済された。

c. 中央銀行は1965年3月19日商業銀行に対し再割引ワクのうち未使用分を全額砂糖取引に要する資金の再融資にあてることを許した。この措置は1965年3月31日まで実施された。これは米国の砂糖輸入方式が年間割当から4半期割当に分割されたため砂糖在庫資金の追加が必要となった事態に対応するものであった。この特別貸付は期限120日、再割引率6%であった。

効果：この融資期間中に商業銀行は総額2050万ペソを借入れたが7月までには全額返済された。

d. 中央銀行は1965年6月27日通牒第202号の認可に先立って、中央銀行の商業銀行に対する当座貸越を貸付に切替えるため金利12%の特別援助資金を貸付けることを認可した。

効果：この措置に基いて5行がこの特別融資により借入れを行った。融資額は1965年6月27日現在で総額1億2810万ペソに達し、7月末までにこのうち1億2780万ペソが未返済であった。これに対して6月末現在で最低額が30万ペソとなっていた当座貸越高は7月末現在で3.90ペソとなった。

e. 中央銀行は1965年7月納税資金の引揚げに対応するため、商業銀行の3%再割引ワクの未使用分を使用する代りに、満期まで45日以内で1965年9月15日以前に期限到来の適格手形を引当てとして、年利9%の特別貸付を行うことを1965年7月30日付で認可した。この特別貸付は商業銀行が6%再割引ワクを使用し尽くした場合に限り融通されるものとし、貸出を受ける期間は1965年7月3日以降8月30日までである。

効果：この融資を受けた銀行は8行に達し、8月27日現在でこれら銀行の借入残高は860万ペソであった。

4. 中央銀行の再割引ワク改訂

フィリピン（9月）

1964年5月に中央銀行は、商業銀行に対する再割引ワクを1963年3月31日現在の純資産額の2分の1から、1964年3月31日現在の純資産額の2分の1に改訂した。1964年3月31日以降に設立された新銀行は払込済当初資本の2分の1と等額の再割引ワクを与えられるものとする。次に再割引ワクの最低4分の1は3%の優先再割引分とされる。通貨委員会決議第363号（政府預金引揚げのための貸付金）に基く特別貸付を除き、特別援助貸付も商業銀行再割引ワクに算入される。

効果：1964年5月に商業銀行再割引ワク算定方法が改訂されたため、再割引ワク増加分は8110万ペソとなった。このことは既設銀行の純資産の増加と新設商業銀行3行に対する3%再割引ワクの追加を意味する。1964年末には再割引ワクは1510万減少した。その主な理由はフィリピン国立銀行(PNB)に対する割当額が特に1540万ペソ減となったためである。外国銀行支店に対する再割引ワクは実施日現在の「対在外本支店債務勘定」の2分の1相当額とされ、これら支店と中央銀行との再割引業務はケース・バイ・ケースで処理された。商業銀行の未使用再割引ワク総額は1964年12月末現在で1億3940万ペソに達し、この額のうちで300万ペソはフィリピン国立銀行の分、1億3640万ペソは民間商業銀行の分である。

次に中央銀行は民間商業銀行に対する別個の救済措置を定めた通牒第197号を1965年5月19日に発した。この措置の目的は、商業銀行に対する再割引ワク最高額の算定基準を1964年3月31日現在純資産額の2分の1から1965年3月31日現在の純資産額の2分の1に改訂するにあった。但し、中央銀行の規則に違反した一部商業銀行の再割引ワク最高額は現行水準に据置かれた。

効果：再割引最高額算定基準がかように改訂されたため、民間商業銀行の再割引最高額は4150万ペソ増加して、1965年6月末現在で総額2億8060万ペソとなった。

5. 商業銀行の貸出金利と中央銀行の課する優遇再割引料との格差の撤廃

前記の措置とは別に、中央銀行は1964年5月26日、商業銀行の課する貸出金利と中央銀行が1962年8月以来課してきた優先再割引料との差額を3%と定めた要件を撤廃した。

効果：この要件の撤廃は銀行の資金借入れに多くの影響を与え、そのため1964年6月～12月には銀行借入金平均月額が870万ペソとなり、この額はこの要件の実施期間（1962年8月～1964年5月）の平均月額710万ペソに比し著しい増加ぶりを示した。要件撤廃措置の影響をもっとも明瞭に示すものとしては、1964年1月～5月の期間における銀行借入高平均月額が360万ペソであったに対し、1964年6月～12月の平均月額が870万ペソとなったことがある。

6. 銀行手元現金と政府証券との支払準備への算入

中央銀行は1964年5月26日に支払準備の一部として使用できる銀行手元現金の割合を、ペソ預金総額の5%をこえないことを条件として、50%から100%に引上げ、それと同時に、ペソ要求預金に対する支払準備に算入しうる政府証券の保有限度を所要支払準備の19分の5から19分の6に引上げ、この保有限度は1964年12月には19分の10に再引上げとなった。

効果：この措置は1964年12月31日現在で商業銀行支払準備残高を1億3290万ペソ増加させた。

7. 準備金積立の一律化

中央銀行は商業銀行のあらゆる種類のペソ預金債務につき、はじめて10%の一律支払準備を課し、1965年5月1日より実施する旨の通牒第194号を1965年3月19日に発した。この措置は、はじめ10%の所要準備積立のうち10分の7は政府証券で保有し、10分の3は、中央銀行に対する預金と銀行手元現金とで保有するものとされ、うち手元現金による準備はペソ預金総額の1%を超えてはならないこととされていた。しかし、この要件に応じて支払準備の10分の3を保有することは商業銀行にとって困難であったため、中央銀行はこの要件を撤廃し、代って10%の所要準備中10分の9までは政府証券および（または）手元現金で保有し、残りの10分の1は中央銀行に於ける預金残高とすることを定めた通牒第202号を1965年6月30日に発した。

効果：この措置により商業銀行の過剰準備は1965年6月30日現在で2900万ペソ増加した。

8. 特定食料品目輸入の特別定期預金積立要件からの免除

中央銀行は1965年9月10日付通牒第208号を通じて中央銀行商品統計分類表中「SEC」、「SEP」、「NEP」の3区分に属する一切の食料品目の輸入に対し特別定期預金積立要件を解除した。この措置を通じて約400万ペソの特別定期預金積立金が解除されるものと期待される。

9. 商業銀行貸付金利と中央銀行の食料生産・加工関係適格手形再割引歩合との差額を5%以内と限定

中央銀行は重要な国内食料加工業の発達を促進するため、1965年9月10日に通牒第209号を発して、商業銀行貸付金利と食料生産・加工業に対する融資から生ずる適格手形の中央銀行再割引歩合との差額を5%以内に制限した。それと同時に、この性質の再割引については関係書類に記載された目的が正しくかつ実施検査済であることを商業銀行が証明する要件を免除した。

フィリピン

概 況

選挙戦は大詰に近づき、各地で流血事件が起るなど、激しさを増した。マルコス大統領候補が、経済統制、物価、失業、汚職、土地改革や米の自給政策などの諸点を衝いて失政を非難したのに対し、現職のマカパガル候補は議会の妨害による政策推進の困難をあげて再選後のより強力な実行を誓った。この中で、経済界の論議の的となっていた平価切下措置が行なわれた。

平価切下措置と工業界

11月6日、マカパガル大統領は、ペソの平価を1ドル：3.90ペソに固定し、輸出代金の20%留保要件を廃止する措置を発表した。周知のように、ペソのIMF平価1ドル：2ペソ(46・12・18以降)は、62年の自由化に際し、輸出代金の20%だけに適用されることとなり、それ以降他の一切の為替取引は自由レート(おおむね1ドル：3.91ペソ)により行なわれてきたが、今回の措置はIMF平価を3.90ペソに改定して実勢レートを公式にみとめ、同時に20%留保要件を廃止して輸出取引の為替レートを従来の実質3.51ペソから3.90ペソに切下げることとしたものである。

この時点でこうした措置がとられたことは、20%留保の廃止という野党候補の主張を意識してのことであろうが、より根本的には9月来この問題をめぐる論議が発展していたという背景が考えられる(9月号参照)。

ヴィラータ(Leonides Virata)工業会議所(PCI)新会頭は、内外市場で国産品の競争力を強め密輸を阻止するために、①平価切下げおよび関税引下げ、②産業金融、③税制改革、④20%留保廃止など輸出インセンティブ、⑤物価政策改定などを一括して提案した(M. B, 10. 4, 10. 22, 10. 29)。

しかし、これに対し同じPCIの政策・調査担当理事(その後辞任)のリチャウコ(Alejandro Lichauco)は、ヴィラータ提案はPCIの現行政策に反し、外国企業を利し、かつ農業輸出部門の要求に全面的に屈服するものだと反論した(10. 5)。リチャウコの反対提案は、①奨励産業(抗生物質・ココナツ化学製品・鉄鋼など)のフィリピン人企業には1ドル：2ペソのレートを選択的に

適用する、②20%留保を廃止して輸出税を選択的に課す、③国内生産が可能な物資の輸入制限、④貿易外送金の規制、⑤在比外国企業に対する金融引締め、の5点であった (*M. B.*, 10. 15)。この対案はマルセロ (*George T. Marcelo*) 副会頭ら PCI 会員から多くの支持を受けることになった。

その後10月末から11月はじめにかけ、商業会議所 (CCP) (10. 27)、農業天然資源会議所 (CANR) (11. 4) と関係業界団体が相次いで20%留保の早期廃止要求の立場を表明し、マルコス候補が20%留保廃止を公約して (10. 28、なお、彼のより包括的提案は11.2のそれで、すなわち、①輸出税の代替なしに20%留保の廃止、②為替・輸入の制限を再び課さない、③現行の金融引締政策の変更、④政府金融機関による長期再融資、⑤政府支出の削減と不良政府企業売却、であった)、大勢は次第に公定レート固定、20%留保廃止の方向へと向かうに至ったものである。

ところで、以上に見られた PCI 内部の対立——ヴィラータ対リチャウコ——は穏健なナショナリストと若い戦闘的ナショナリストとの対立という評価も受けている (*M. B.*, 10. 7)。その当否は別として、この対立の中には基本的には国内産業を外国の競争から保護しつつ工業化を進める上での次のような二つの方策の対立がうかがわれる。一は為替レートを比較的ペソ高に据置いて関税を引上げる、つまり資本財輸入を容易にしながら、その製品を関税で外国商品の競争から守る関税重点の立場。他は、為替レートを切下げ関税を引下げる、つまり、外国製品の流入を抑制しつつ輸出拡大をはかる平価切下重点の立場。いずれも同じ要請にこたえながらどちらかといえば、前者はより選択的・直接的な行き方、後者はより一般的・穏健な行き方ともいえよう。立入って推測すれば、そこには平価切下によって打撃を受ける輸入資本財に依存する産業と輸出において有利となる国内原料 (農産物など) を使う産業との利害の対立が考えられよう。そしてフィリピン工業化の現段階では、単純な加工・包装工業が多いこと、さらに全般的に機械設備を輸入に依存し、輸出よりむしろ国内市場確保が急務である点、いきおい選択的・直接的対策を求めるものとみられる。

今回の措置は、さしあたり従来の自由レートを公定レートと追認したことで輸入面の不利は招かず、20%留保廃止=輸出レートの実質的切下げによって、輸出面を補強し、かつ若干の金融緩和 (年間約2.5億ペソの通貨増発) を行なったということであろう。もちろん最大の受益者は輸出、したがって農業輸出部門で、今回の論議にあらわれた工業界の要求は今後をまたねばなるまい。

日 誌 (10月)

- 1 日 ▼ 航空協定問題でアジア諸国と共同歩調か——カイコ外相代理は、「比米航空協定再開の計画はない。米側は非妥協的な態度の結果、最近日本、ビルマ、南ベトナムとの協定に失敗した」とのべ、この問題でこれら諸国と共同歩調をとる態度を示唆した。
- 2 日 ▼ PCIの新役員——工業会議所(PCI)は年次総会で、新会頭に Leonides Virata, 第1副会頭に Augusto Caesar Espiritu, 第2副会頭に George Marcelo, および15人の理事を選出した。

▼ Jaycee の新役員——フィリピン青年商工会議所は全国総会で会頭 Jesus P. Perlas Jr. 以下の新役員を選出した(就任は来年1月1日)。
- 4 日 ▼ 学生の訪中に処置——外務省は、フィリピンの学生3名が中国学生連合会の招きで中国を訪問中という報道が事実なら、旅券の条件に違反したもので旅券をとり消す、とのべた。
- 5 日 ▼ キ首相、来月訪比——マレーシア訪問中の南ベトナムのグエン・カオ・キ首相は、来月フィリピンと南朝鮮に同様の訪問をする、と語った。
- 7 日 ▼ 土地改革に米援助——国連総会から帰国したメンデス外相は、ラスク米國務長官との会談の結果について、「アメリカ側は比政府の土地改革計画への米国援助について会談を開き、米比基地協定交渉を再開する準備がある」と語った。

▼ 木材業者、運賃値上げに反対——フィリピン木材業協会は、フィリピン北米運賃同盟のフィリピンからアメリカ向け運賃の10%引上げ案は「きわめて独断的かつ差別的」と非難した。この結果日本、台湾、韓国からのアメリカ向け運賃に比し25~65%高くなるといわれる。

(注) 商業会議所はこの要求を支持した(10. 18, MB)。
- 8 日 ▼ 白鋼板輸入関税引上げ——フィリピンの白鋼板輸入関税は従来の30%から40%に引上げられた。これは国家経済会議の勧告にもとずき国内工業の競争上の立場を強めるためにとられた。
- 9 日 新輸入規則の緩和要求——商業会議所(CCP)は、輸入に際し外国輸出業者の輸出申告を提出するという新関税規則の結果、税関に輸入品が滞貨されている事実を挙げて規則の緩和を要請した。(10. 9)

(注) 24日 Pablo Mariano 関税局長代理は、正当な理由のある輸入業者は申告文書を欠いても、文書提出を保証する証書を提出して商品を引取り得ると

フィリピン (10月)

いう解釈を示した。

▼醸造労組新協約締結——全国醸造業等労組(4118名—PAFLU 所属)はサンミゲール会社(SMC)と賃金その他の労働条件について次のような協約を結んだ。

①一律1.35ペソ賃上, ②労働時間を週44時間に短縮, ③退職金の回復, ④1960~62年のメーデー参加者への賃金支払, ⑤労組員に対する告訴撤回と争議で解雇された者の復職。

15日 ▼外相、インドネシアの対中関係について——メンデス外相は記者会見で「インドネシアは北京と緊密な結びつきをもっているから、スカルノ大統領は中共との関係を徹底的に再検討すべきだ」と語った。

17日 ▼各労組、マルコス支持表明——東部ビサヤスの128の労働組合があらたに、「マルコス—ロペス支持労働運動(LML)」に加わったとLML事務局から発表された。これまで参加していたのは各地方59組合であった。

▼選挙戦に暴力団——アブラ州 Carmelo Barberro 知事は、同州 Bangued 警察が潜入した暴力団員44人(あるいは70人)のうち23人を逮捕した結果「大規模な暴力を煽る政治的企図」が明らかになったと発表した。

18日 ▼フク指導者への報奨金増額——ペラルタ国防相は、フク団活動が増大したという情報機関の報告にもとずき、フク団の次の4首領の殺害、逮捕、投降に協力した者への報奨金を2~3倍に増額した。

Pedro Taruc, Faustino del Mundo (別名 Sumulong 司令官または Fidel 司令官), Cesario Manarang (別名 Alibasbas 司令官または Terio 司令官), Efrén Lopez (別名 Freddie)。

19日 ▼イロコスの選挙戦で死傷者——イロコス・スール州 Narvacan 街頭で、同州第2区 Pablo Sanidad 候補(L, 現)派は政敵の Lucas V. Cauton 候補(L, 非公認)を支持する同第1区の Floro Crisologo 候補(L, 現)派を襲撃、交戦の結果、死者7名、負傷者6名を出した。

▼インドネシアの反共措置を歓迎——外務省はインドネシア陸軍がPKIとその下部組織の活動を停止したことを歓迎し、この行動はインドネシアでの自由勢力の勝利である旨の新聞声明を発表した。

▼イリガンの工業団地計画——マカパガル大統領は、港湾建設のためイリガンの Camp Overton 地区32ヘクタールのイリガン市移管を承認した。これは同市、全国投資開発公社(NIDC)、計画実施局(PIA)共同の工業団地プロジェクトの一環で、現存および計画中の工場(イリガン総合鉄鋼工場その他)に対する輸送・貯

蔵施設を提供する。

20日 ▼米国から米の援助——大統領官邸は、昨年のマカパガル訪米の際ジョンソン大統領が約束した10万トンの米のうち2万5000トンが近く到着する、と発表。これにはタール被災者に対するとうもろこし200トン、衣類などの寄付がふくまれている。

22日 ▼林業の現状——林業会議所マニャラク (Gaudencio S. Mañalac) 会頭発表によると、今年第1・四半期に林業は外貨獲得で第2位となり、最終財ベニア・合板の輸出は昨年同期に比し量において25%、価格において34%の増加をしたが、丸木と挽材の輸出は量で4%、価格で16%減少した。彼は工業化をつよめて木材一次製品に代って完成品を輸出する必要を強調した。

▼基地内売買への課税で協定——外務省の発表によると、米比両国代表は19日在比米軍基地内での物品(自動車、電気製品など)販売への収税について「相互に満足できる」取り決めに達した。これは11月15日から自動車および奢侈品の売買をふくむあらゆる取引は基地毎にもうけられる収税ユニットを通過することが必要となる。

▼南ベトナム従軍兵の休養受入れか——メンデス外相は、「南ベトナムに従軍中の米兵に対する休息とリクリエーションのセンターをフィリピンに設けることに反対しない。ただしこのことでまだ正式の申込みはなく、米側はなお検討中である」とのべた。

▼インドネシアの穏健化を歓迎——メンデス外相は、「インドネシアの事態の転回はフィリピンの国家利益にとってよい方に向かっている。私はインドネシアの穏健化の動きを歓迎する。」とのべた。

25日 ▼イリガン製鋼所定礎式——イリガン総合製鋼所の定礎式が、マカパガル大統領出席のもとに行われた。

▼F-5 9機を引渡し——ブレア (W. McCormick Blair) 米大使はアメリカの対比援助の長期協定の一部として9機のジェット戦闘機ノースロップF-5を正式に引渡した。

27日 ▼新 OEC 局長任命——マカパガル大統領は自由党の選挙責任者となった Eleuterio Adevos の代りに、Bienvenido Medrano (バタンガスの実業家) を経済調整局(OEC)長に任命した。

28日 ▼Comelec 米の放出予防措置——選挙管理委員会 (Comelec) は米とうもろこし庁(RCA)に対し、政府が米のストックを与党のために利用して配給しないよう

フィリピン (10月)

に72時間以内に次の事項の報告を命じた。

1. 米・とうもろこしの貯蔵場所と責任者のリスト。
2. 米・とうもろこしの在庫量。
3. 65年7月1日以降現金及び信用で売った量と買手の日報。
4. 7月1日以降の受払の概況報告。

(注) 最高裁は翌日、Comelecの介入停止を求めたRCAの提訴を却下した。

▼ AA閣僚会議にロペスを派遣——メンデス外相は、ロペス (Salvador P. Lopez) 国連代表は、AA閣僚会議に出席するよう命ぜられた、代表団はほかにラゴス大使、ナイジェリア大使などで構成される、と語ったが、フィリピンがAA諸国に穏健化の影響力を行使するため完全な代表団を送るようアメリカが促したという報道の事実を否定した。

(注) メンデス外相は、さきに(10月22日)フィリピンは首脳会議に代表を送るかどうかを保留して閣僚会議にはオブザーバーを送る、とのべていた。

メンデス外相はアメリカの圧力について翌日かさねて否定した。

29日 日本との援助交渉まとまる——日本の援助を受けるため訪日・交渉中であったフィリピン民間貿易業者、工業家、農業家等から成る代表団が帰国、次の開発プロジェクトで援助をとりつけたと発表。

1. 海中資源開発会社の設立 (完全にフィリピン人の所有・管理)。
2. 80~100ヘクタールのモデル実験農場設立 (日本の技術導入)。
3. 日本の製造業者、輸出業者との個別契約締結。

31日 ▼ マルコス「フェア・ディール」を提唱——マルコス候補は、新聞記者および4労働団体代表(約500人)を前に、当選したら労使代表から成る特別委員会を設け、次の点で現行の社会・労働法の検討・改善に当らせるとのべた。

- ① 警察力行使により政府がスト・スキャップに対する秩序維持のための介入。
- ② 現行賃金スケール。
- ③ 労働者の投資への参加増大。
- ④ 労働団体とその財産に対する免税。

資 料

I 1965年上半期のフィリピン経済

Manila Times, 1965. 10. 5 ~ 7

〔解説〕

以下は10月4日計画実施局(PIA)ファベールヤ(Armand V. Fabella)長官が発表した「1965年上半期の国民経済の動向に関する専門調査」の要約である。発表のタイミングや文中の実績の評価(たとえば物価)などからみて、批判的に参考にすべきであろう。

1965年上半期のフィリピン経済はひきつづき基本的に堅実で安定していた。ただしこの期間には明暗両様の諸傾向が生起したが、これは必ずしもフィリピン経済に限らず世界のあらゆる国に当然認められる特徴であった。

〔主要特徴〕

1965年上半期につき計画実施局の行なった経済分析では、次の主要特徴が指摘された。

1. 金融逼迫が一般化したにもかかわらず1月以降5月までの期間には国内資金貸付残高は1億6000万ペソであった。
2. 通貨量は1月～5月に1億5260万ペソ減となった、ただし5月現在の水準は前年同期の水準に比し、9360万ペソ増であった。
3. 国庫支出額は12億9000万ペソで、13億2000万ペソの現金徴税額よりも少く、従って現金収入超過額は3000万ペソであった。かような国庫支出抑制は諸種の影響を与えたが、これの影響を最も多く受けたのは通貨量の動向であった。
4. 外貨保有高は6月現在で1億5180万ドルであったが7月には貿易が出超となったためと諸種貿易外収入の見込が相対的に改善されたために1億7290万ドルの最高水準に達した。
5. 新規登録事業会社の払込済資本投下は累計1億9000万ペソに達し、在来の事業会社の純投資は累計9000万ペソとなり、両者とも著しい増加を示した。
6. 生産のもう一つの指標、商工業電力消費量は1964年上半期の消費量に比し1億3000万キロワット時増の12億キロワット時に達した。
7. 物価は1965年上半期には一部地域で低下し、国家交易公社(NAMARCO)が物価の30%引下げを行なった8月以前に全国消費者物価指数は1964年12月の138.3

フィリピン (10月)

から1965年6月の135.5に低下し、マニラの消費者物価指数は同一期間に144.5から137.5に低下した。

〔物価の下降〕

全国とマニラとの消費者物価指数は「毎年上半期を通じて物価を下落させる恒例の諸種季節的影響を調整した場合にあってすら」下降傾向を辿った。かように季節差調整済みの全国消費者物価指数は1%をやや超えた下降を示した。物価下落傾向は全体として、中央銀行の金融引締めと貸出抑制によって安定するに至った物価事情を表示した。

また1964年12月の異常な高物価はいくつかの要因によったもので、その主なものには伝統的なクリスマスの消費景気と、昨年ひきつづく2度の颱風のため発生した食用作物の大被害による食糧供給不足とがあった。

マニラ、西ビサヤス、南タガログ、東タガログの主要地域での物価変動が検討されたが、これら地域では人口密度と所得の集中度が高いので全国単一の物価指数を作成する場合にこの地域が大きなウエイトをもっている。マニラ、セブ、パコロドの三大物資集散地が所在するこれら地域の物価水準は全国物価水準を大きく規定する。フィリピン経済活動にあってマニラが重要な地位を占めていることは明らかであって、このことは特定の月においてマニラ消費者物価指数と1ヵ月後の全国物価指数との相関関係が97%の高率を示すことによって証明される。

1964年下半期の費目別物価高騰は調査の便宜上マニラ消費者物価指数に限り検討されたが、その結果によると1964年12月現在消費者物価指数の増加分中3分の2は食料品目の増加分で、約4分の1は雑品目および実用品目(各13%)の増加分であった。

〔食料品価格〕

1964年下半期食料品価格の増加分中85%は魚と野菜の価格の増加分であった。ただし1965年上半期には米が安値であったため食料品価格指数は下降傾向を示し、このことは政府の産米助成措置が奏効したことの確乎たる証拠であった。

さらにもし政府が米、缶詰肉類、缶詰魚肉、その他の必需品を低額所得消費者層の入手できる程度の価格で提供することに努めなかったとすれば、食料品価格は暴騰し、マニラ消費者物価指数と全国消費者物価指数も同様に暴騰したことであろう。国民福祉の水準を維持することは政府の責務である。ただしそれにはそれ相当の経費が必要である。責任あり、進歩的な政府の責務は福祉事業と所要経費と勘案して長い目でみて経費を要せず福祉事業を運営出来るよう措置するにある。

〔外貨準備の増大〕

計画実施局が1965年上半期の経済実績を分析した結果によると、外貨ポジションは堅調である。外貨保有高は6月現在で1億5180万ドルであったが7月には1億7290万ドルに達した。この7月現在保有高は1964年同期の保有高に比し2950万ドル増、1962年同期の保有高に比し920万ドル増である。但し輸出最盛の年であった1963年の水準に比し140万ドル減であった。しかし外貨保有高の著増以上に心強いのはこの保有高増加が極めて急速に行われたことである。7月現在保有高が最新の調査数字であるが、それによると為替管理撤廃以後の最高の保有高1億7290万ドルを維持している。

選定された経済指標によると外貨保有量は1964年7月の1億2990万ドルから1965年6月には1億5180万ドル、次に7月には1億7290万ドルと飛躍した。このように外貨事情が好転した理由は、

- (1) 商品貿易に於ける出超
- (2) 政府事業施行によるドル貨純流入量の増加
- (3) 諸種貿易外支出面におけるドル貨純流出量の減少

であった。

〔輸入事情〕

輸入代金は上半期を通じて減少したが、その理由はこの期間を通じて金融引締めが行われたためである。

輸入品は主として生産財で、これの支払代金は1965年1月～3月に輸入代金総額の90%近くを占めた。

フィリピンでの米国の政府支出は大体においてフィリピン政府の国外での経費支払額を超えた。しかし米国の経費支払額は従前の額に比し減少した。その理由は米国政府が国際収支の好転の見地から対外支払の引締め措置を採ったためである。

〔通貨量〕

通貨と金融とに関する分析結果によると、1月から5月までの間に流通通貨量は1億5260万ペソ縮小した。しかしそれにもかかわらず5月現在の通貨量は昨年同期の通貨量に比し7320万ペソ増であった。通貨量が諸種の理由で縮小していることは政府支出の膨脹が暗黙裡に非難されている現在にあってはきわめて歓迎すべき現象である。上半期を通じて政府の資金撤布額は12億9000万ペソで実際徴税額13億2000万ペソよりも少く、そのため通貨量は2億3200万ペソの収縮となった。しかし政府の支出引締めによるこの通貨収縮は、民間部門での600万ペソの支出増と対外受取超過に伴う7400万ペソの撤布増とのため相殺された。

国内貸付残高は「金融引締め」にもかかわらず上半期中に1億6000万ペソ増とな

フィリピン（10月）

り、これは月平均で3200万ペソ増である。諸種経済指標によると国内貸付残高は1964年5月には64億9100万ペソ、同年12月には68億5510万ペソ、1965年5月には70億1730万ペソと増加しつづけた。

〔国庫収支〕

政府の現金保有高は3000万ペソ増——実質には8000万ペソ増——となり、この増加分は中期国債、債務証券、長期国債の発行から生じた収入であった。上半期には1500万ペソの中期国債が発行され、1300万ペソの債務証券と長期国債とが売却かれ、中央銀行からの国庫一時借入金2500万ペソがあった。

現金収支を勘定別に検討すると一般会計では収支はほぼ均衡している。その他会計では現金残高は確実に増加したが、一般会計の現金残高はそれほど増加しなかった。

政府は特別費目向資金の流入にもかかわらず、一般会計上支出可能な資金の調達に苦慮せざるを得ないとの妙な立場に置かれ、そのため中期国債、債務証券、長期国債を5000万ペソ程度発行せざるを得なかった。

〔金融措置〕

このような財政事情の背景は、一般会計収入となるはずの資金を主として葉煙草助成金、幹線道路特別資金、基礎産業免税措置などにもとづく特別会計に繰入れるという法律案が国会を通過したからである。

1965年上半期には関税収入は3500万ペソ減となった。しかし国内徴税額は大体目標額に達した。1965年7月の予備調査結果によると、国内徴税額は1964年7月の1億6200万ペソに対し1億7600万ペソとなり、関税収入は1964年7月の5500万ペソに対し本年7月には4400万ペソと推計された。但し9月1日以降同月17日までの関税収入は予算計上額の2851万9450ペソを超えて2964万0359.57ペソに達した。

〔生産事情〕

生産の面では新規事業会社の払込済資本が1964年分に比し16%増となった。このような払込済資本増加が建物機械類の取得に役立つ程度に比例して経済的意味での投資が活気づけられるものと期待できる。国民総生産と国民所得とのこの四半期の数字がまだ入手不能なためこの調査では選定された生産指標を資料として用いた。

増産傾向を示したもののやや緩慢となった増産速度を示した生産指標は商工業と公益事業とにおける電力消費量で、これは1965年上半期には1964年同期の消費量に比し1億3000万キロワット時（12%）増の12億キロワット時であった。

工業生産は部門によって増産又は減産となった。1965年上半期の生産と1964年同期の生産とを比較すれば、小麦粉は18%増、鋼塊、棒鋼、薄鋼板、鋼板は合わせて3%

増、これに反して綿織物と自動車タイヤとは外国製品との競争が激しかったためそれぞれ22%および18%減となった。

林産物も種類によって増産又は減産となり、挽材とベニヤとは1964年の生産量に比し23%増および43%増となった。しかし丸太と合板とは1964年の生産量に比し6%減および11%減となった。

II フィリピン金融財政政策の評価

Manila Times, 1965. 9. 11~13

〔解説〕

以下は *Manila Times* 紙9月11~13日に連載されたエナレス (Hilarion M. Henares) 国家経済会議(NEC)議長の演説である。この演説(代読)は、低開発国の金融財政の諸問題について討議した Rehovoth 会議(イスエラル)で行われたものである。政府の立場からの金融財政政策の説明であるが、政府の政策をめぐる論議が盛んな折柄、問題の理解に参考となろう。

なおエナレスは、これに先立って新聞紙上に要旨が発表された、政府の政策を攻撃する調子の NEC スタッフ・レポートは、この会議のために執筆され NEC が採用しなかった多くの草案の一つが「政治的陰謀」により発表されたものと非難している (*Manila Bulletin* 紙, 9. 16 および 9. 18)。ここに紹介するテキストは、彼により最終的な正文だとされたものである。

ついでながら、このような事情は、最近公刊された NEC の1963~64年度報告の要約(9月号資料 I)にもつきまとっていた。エナレスによると、このテキストに使ったプレス・リリースは、NEC の名を使いながら報告内容中の暗い面のみ挙げて明るい面を無視した「政治的」要約だといふのである (*Manila Bulletin* 紙, 9. 7 および 9. 8)。

これらの経緯は、選挙を目前にひかえて、現政権の経済政策と実績が争点になっていることと NEC の構成が議長のほか上院, 下院, 民間各3と各派をカバーしているという事情から理解できよう。

〔本文〕

フィリピンが現在推進している金融財政政策の性格を決定したものは、最近2年6ヵ月間にフィリピン経済に生じたある種の基本的変化である。1965年現在、フィリピンは未だに一面では平価切下げから生じた利益を享受し、しかも他面ではこの措置から受けた傷手に苦しんでいる。

公定為替相場を2ペソ対1米ドルに釘付けし、為替管理を励行する措置が1949年以

フィリピン (10月)

来長期間実施されて来たが、1960年に漸く統制が徐々に緩和されるに至り、1962年には統制撤廃措置が完全実施の運びにいたった。1950年下半期、積極的な財政政策と、これによる銀行貸出高膨脹により、インフレーション的な過剰支出となり、為替相場の実勢と公定レートが乖離した。このペソの対外「過高評価」により国際収支は悪化の一途を辿り、外貨の闇取引が盛んとなった。更にまた、このことが原因となって、半加工輸入原料に依存し、輸入認可にともなって事実上与えられる為替補助によってかなりの程度儲けていた加工工業は操短の事態にいたった。

本来は4ヵ年調整措置として立案され1960年に実施された統制漸廃措置は、為替相場を実勢に近づけることを目的とし、この目的にそって特定輸入品に特定為替相場を定める複為替レートを実施当初に確立した。

1962年1月、新政府は予定を2年繰上げて為替管理制度を突如全廃した。実施された措置は2つある。その一はあらゆる外国為替取引に適用されてきた政府許可制の撤廃、自由市場の復活で、その二は為替相場の自由な変動を許すことによって、相場の自主決定を行わせることであった。この方法を採用するため実勢為替相場は2.00ペソ対1.00米ドルの公定比率から3.90ペソ対1.00米ドルの現行比率に切下げられた。この自由為替相場は、中央銀行の広範囲にわたる支持措置により、1962年中央以降かなり安定してきた。

輸出収入全額の20%を2.00ペソ対1.00米ドルの旧公定相場で中央銀行に引渡す条件だけは、この統制撤廃措置の適用を受けずに残された。この20%を除き残りの輸出収入は、自由譲渡を認められ、かつ現行相場での交換を許された。以上の統制撤廃を実施すると同時に、政府は社会経済開発5ヵ年総合計画の実施に着手した。

〔為替管理制度廃止の効果〕

1. 統制撤廃の効果は即時に貿易収支の著しい好転となって現われた。すなわち過去10年以上も持続した入超は1962年には著しく弱化した、1963年には始めて出超となった。しかし現実には即しない為替相場から生じた著しい収支不均衡は排除されたものの、外貨保有事情は少しも好転しなかった、ただしこれは全く別個の理由によるものである(後述)。この外貨不足はフィリピン金融政策の基調を成している。

2. 統制撤廃が予想されたため、生産費の構成と所得の流れに大きな変動が生じた。輸出市場に製品を供給する農鉱部門では、為替相場の切下げのため、ペソ価収入が著増した。前述の輸出収入20%留保は、農鉱部門の輸出収入増大に起因するインフレーションを抑制するためのものであった。現行為替相場ではこの20%留保率は輸出収入に賦課される10%税金としての意味を持っている。

(備考1) 輸出収入がかりに5米ドルとすれば、4米ドル(つまり80%)は1ドル3.90ペソの交換比率であるから15.60ペソとなり、残りの1米ドル(つまり20%)は2ペソで評価される。従って5米ドルは合計17.60ペソとなり、1米ドル当り平均ペソ価は約3.50となる。この輸出収入額と現行相場との差額1ドルあたり0.40ペソはインフレーション抑制を狙いとする10%(つまり3.90ペソ)の徴税額と等しい。ただしこの10%徴税額は、政府の直接収入となる純然たる意味での課税ではなく、中央銀行が徴取するため、「外貨保有高再評価」の項目に記載されるものの、実質上は不胎化された剰余金である。

3. 既述した農鉱部門の場合とは異って、輸入依存の一部製造工業部門では収益が減少し、一部の弱体部門は危機に襲われた。収益の減退程度は輸入原料依存度に比例した。

(備考2) しかしこの点については注目すべき例外がある。それは建設業と同関連産業とで、これら2部門は安全性を求め大保険会社(公営、民営とも)から常に融資を受けうること、投資家なるものは不動産や賃貸ビルに基礎をおいた企業をどうしても選好することのため、好況に恵まれている。家庭用器具製造業は販売会社から融資を受けて中産階級を対象として販路を開拓しており、製品の売りは好調である。

4. 輸入依存の特定製造工業部門が直面した問題は、利益減少の問題だけに限らず、バランス・シートも問題である。長期延払制度に基き旧為替相場で生産設備を輸入したが、現在では高い為替相場でこれを割償還せねばならないこととなった。輸入コスト増大と外債再評価額増加とのため、資金の新規需要が生じた。

5. 免税措置。議会は一連の免税措置を可決して製造工業の救済策を講じた。しかし税負担の一部分を、統制撤廃の受益者になった部門に転嫁する立法措置を講じていない。

6. 為替管理制度は、1950年代は、ドルを優先的に特定の工業部門の新設と経営とに割当て、完成品輸入に対する割当てを制限したりして、通商政策の手段として、かつ国内工業の保護手段として利用されてきた。統制撤廃の結果として、工業保護の責任は関税政策に転嫁されることとなり、しかもこの政策の実施には諸種の行政上の困難が伴った。脱税を目的とする密輸入と偽装輸入とは、単に国の外貨保有量を枯渇させるだけでなく、国産品よりも安値な外国製品を国内市場に氾濫させた。

かような事情にあったため、金融政策の主要目的は、増加する資金需要を無制限に賄うことに反対し、保有外貨の濫費を防止するという防衛的性格が強かった。この政策に基き商業銀行の信用増加は厳重に抑制された。他方、財政は、収入減のため不足金を生じ、これを通貨創造的債務、すなわち中央銀行および商業銀行制度とからの借入

フィリピン (10月)

れで補填した。金融政策の方向は主として次の3つの要因によって決定されるといえる。

第1の要因は外貨保有の水準と増減を管理し、また為替相場を安定させることの必要性である。政府の為替直接管理が廃止されたため、外貨保有の管理は間接的、かつ一般的な性格のものとなった。つまり国内融資を規制する国内支出の適正な管理によることになった。

フィリピン経済のごとき特殊な経済では、消費者の外国品愛用のためと特殊な国内生産構造のため、輸入傾向は高い。例えば、原料と中間製品の輸入のために、手持あるいは借入資金の大部分が使用されており、これが産業に対するイン・プットの主体を成している。この理由で外貨保有量は、国内融資の緩和あるいは制限に対してかなり敏感に反応する。

第2の要因は国内物価の水準、特に食料品価格を安定させることの必要性である。物価を安定させるためには、通貨量と融資量とを規制せねばならない。しかし同時に政府の米その他食糧消費者補助計画に対して国庫金支出を拡大する必要がある。消費量に引合う程度の外国産食糧を、米穀局(RCA)と交易公社(NAMARCO)とが大量輸入せねばならない。食糧の場合と同様に、葉煙草生産にも大量の補助金が交付される。

第3の要因は国庫支出(行政費、開発費)を税収で賄うことが最近特に困難となったため、政府は予算面に生ずる不足金を補填するために、融資と貸越しとを中央銀行に強要せざるを得ない立場に置かれていることである。税収が国庫支出を賄えない程不足している一因としては、議会が一連の免税措置を可決し、しかもこの免税に伴う税収減を補填するに必要な新税設定の立法措置を採らなかったことがある。もう一つの理由としては、外国為替買取手数料の徴収が廃止されたことである。

さらに重要な要因としては、統制撤廃後の所得の変動に応じて税負担の再配分を行わなかったことである。例えば農業所得に対する税の徴収は行政的に困難である。というのは農業経営にあっては工業経営の場合や鉱業経営の場合と異なり帳簿が整備されていないからである。

要するに、議会が政府の予定した新税創設案に反対したため税収減になったのであって、政府の予定したこの一連の新税法案には新輸出税創設法案(統制撤廃後のペソ貨収入増の一部吸収を目的とする)、法人所得税増徴法案、ガソリン、ディーゼル油税徴収法案があった。

国庫収支に生じた不足金を補填するには借入金が必要であった。フィリピンの証券市場は小規模なため、銀行以外の資金源の開拓を目指す国債を消化し切れなかった。のみならず、政府が開発資金調達のため発行した国債の大部分は、現行の資金コスト

から判断して実情にそわない4%という利率であるため、商業銀行は別として一般大衆に歓迎されていない。商業銀行が国債を買入れ、保有することの動機は3つある。すなわち、(a)これら債券は、一定の制限付ではあるが、法定準備金積立要件を履行するのに必要な銀行準備金として有効である(備考3)。(b)これら債券の額面価格は元金を保証する中央銀行によって維持されている。(c)これら債券は中央銀行が即時買取るものであるため、商業銀行は投資の流通性を維持でき、かつ投資の流動性と安全性を少しも損なうことなしに、準備金、超過資金として収益をあげることができる(備考3)。

(備考3) フィリピンでは銀行準備金は下記の各種資産の法定組合せに基き保有されている。保有現金、中央銀行預金、フィリピン政府発行の有価証券、外国からの受取勘定残高と米国有価証券。

したがって、政府発行の国債を買取る者がいないため、中央銀行が最大の保有者となり(保有率は約44%)、全銀行(中央銀行と各商業銀行)の保有率は約67%となっている(備考4)。発行高の残余(約33%)の大部分は、政府信託基金と金融業務を営まない各種の政府財務機関とによって消化されている。したがって民間の消化する割合は2%程度に過ぎない。

かくして国庫不足金は、政府が発行し銀行が引受けて現金化する国債と、中央銀行の直接融資ならびに特定の金融機関が政府に対して行う貸越融資とで補填されている。かような事情にあるため、中央銀行は安定性を損わない範囲内で通貨の流動性を維持できるようにするため商業銀行に貸出抑制を行なうよう指示した。

(備考4) 1963年に5000万ペソの10年据置7分利付債券が、銀行引受でなく、一般市販を通じて債券を消化させる最初の試みとして発行された。しかし売行きは不振であった。次に政府は1965年初期に1500万ペソの15年据置6分5厘利付水道事業公債を外国市場に売出して、フィリピンの信用程度を打診したが、この場合には売行きは頗る好調であった。

輸出税の徴収が行われていないため、中央銀行は貸出抑制措置の代りに、輸出収入の20%を徴収、留保する措置を引続き実施し、留保された輸出収入を市場維持に必要な外貨財源として利用してきている。商業銀行貸出抑制措置は、中央銀行により1962年に初めて実施された。これらの措置は法定準備金積立額の増加、再割引率の引上げ(1962年に3%から6%に引上げ)、純資産を基準とする再割引割当枠の商業銀行に対する再賦課など、従来常用されて来た措置であった。それにもかかわらず商業銀行貸出高は、1962年には13.3%増、1963年には24.7%増となり、中央銀行を含めて全銀行の貸出総額は、1962年には11.4%増、1963年には22.8%増となり、これにともなって通貨量は、1962年には12.9%増、1963年には未曾有の18.0%増となった。マニラの消

フィリピン(10月)

費者物価指数上昇率は1962年には8.7%、1963年には7.9%となった。

1962年には一覽払預金の法定準備金積立率は15%から19%に引上げられ、1963年には普通預金と定期預金との法定準備金積立率を5%から6%に引上げ、1965年には法定積立率はあらゆる種類の預金につき10%に統一された。ただし信用状開設に必要な特別定期預金については、既に100%積立が履行されていた。

かように通貨膨脹傾向が顕著となった事態に対応するため、中央銀行は大蔵省と協議の上で、1964年に一連の銀行貸出抑制措置を実施したが、この金融引締め措置は前例のない程厳しいものであった。最も徹底した引締め措置は、約1億ペソに達する政府の定期預金と普通預金を、商業銀行から引揚げたことであった。1965年初期には、民間銀行における政府の当座勘定もまた閉鎖された。これらの措置は民間銀行から大量の準備金を引揚げるものであった。中央銀行は、この準備金回収の一部補償をなす意味で、回収された普通預金と定期預金の2分の1に相当する緊急貸付を商業銀行に行なった。この貸付の償還期限は、1965年初期であった。回収されなかった政府預金については、従来実施の措置とは別に抑制措置が実施され、商業銀行1行当たり政府預金最高額が決定された。次に通常の準備金積立率とは別に、政府預金の30%と同額の政府発行債券を商業銀行に保有させるため、最低流動性準備規定が公布された。この最低流動性準備率は1965年には100%に引上げとなった。説明するまでもなくこの最低率引上は、実質上は法定積立率の引上げを意味した。ただし再割引割当枠は1964年5月と1965年5月の2回にわたって増加された。以上述べた金融引締め措置が嚴重に励行されたため、1963年12月から1964年7月までの7ヵ月間に、通貨量は12%減(3億5050万ペソ)となり、1965年4月現在も旧水準に達していない。

以上述べた諸措置は、この演説の冒頭に指摘した各種理由により資金需要最盛期に実施された。

銀行は、準備金の大幅な収縮を断行したにもかかわらず、投融資を順調に回収できなかった。その理由は以下述べるごとくである。第1の理由としては、銀行から融資を受けた民間会社の多くは、既述の通り銀行に劣らず資金調達難に悩み、そのため借入金の皆済ができなかった。第2の理由としては、製造工業に長期貸付を行う金融機関が少なかった統制時期に、銀行が長期融資を行って製造工業の成長を促進してきたことである。銀行がこの伝統的な役割を一举に放棄して、融資の急速な回収を行うとすれば、資金需要最盛期に当って製造工業界が打撃を受けるのは当然である。

したがって再調整は、投融資の回収ではなく、中央銀行から借入れた資金を銀行制度に注入するという形をとることとなった。

中央銀行からの借入金が銀行資金の中で占める現行比率は、米国における通常の比率を超えている。銀行貸付金残高は、預金額を上廻っており、そのため銀行は預金以外の資金で金融操作を行っている。銀行間預金も巨額に達している。

資金需要量に比べて資金不足が如何に深刻であるかは、金融市場での金利が、銀行引受手形では8.25%、金融機関振出手形が14%、金融機関からの消費者借入金が36%になっている事情を一見すれば明らかである。

かような最近の金融事情は、フィリピンの金融政策が、慎重を期し妥協を排する保守主義に立脚していることを示すもので、かかる保守主義は、金融事情をかなり安定させるに役立った（但し一部の見解によると、かかる保守主義に立脚した金融政策は経済の急速な発達を阻害した）。しかし最近の金融情勢、特に統制撤廃後、金融政策の限界が目立ってきた（ここでは中央銀行の措置に限定）。都合のよい広範な金融市場が存在しないため一層これが顕著となった。金融政策は、それだけで構造的変化の諸問題に対処できるものではない。

例えば金融操作の弾力性は、概して財政の力によって決められる。何らかの理由で政府が金融操作にインフレーション誘発の惧れがない財源を利用できない場合には、金融機関が所要の財政資金を調達せねばならず、それと同時に他の部面における金融を抑制せねばならない。

所得と貯蓄の流れと構造を調整する財政措置（主としての課税）を採ることが出来ない現状にあっては、金融政策が発揮できる最善の機能は、物価暴騰又は収支均衡の攪乱を防止するため、できる限り諸制限を課すという消極的な役割をはたすことである。これ以外の措置をとると、金融引締めへの圧力が、かような引締めに堪える能力に乏しい特定部門にだけ加えられる惧れがある。

この点で課税の規模と配分がきわめて重要となる。フィリピンは過小課税国で、徴税額は国民所得の10%に過ぎず、この割合はフィリピンと同一の開発段階にある後進諸国での割合よりも低い。徴税額は、経常費と社会経済5ヵ年計画達成のための政府投資を賄うには不十分である。課税配分状況は公正を欠いている。都市区域外に所在する資産で、未課税のものが決して少くない。簿記の完備している工鉱業部門が所得税を負担し、その他の部門が伝統的なくれみのを利用して税負担を免れていることは不公平である。

留保率20%の違法訴訟に最高裁判所が下した判決に基き、この留保率の合法性は確認された。しかしそれにしてもこれは課税に代るものとしては拙劣でもあり、弾力性に乏しいものでもある。少数の例外はあるが、これは選択の余地を残さない直接徴収

フィリピン (10月)

方法であって、この方法を通じて徴収された収入は、中央銀行の「再評価」勘定に記帳されている。これは経済上の見地からは、強制貯蓄である。したがって政府はこれを収入源として処理することはできず、この分だけ政府の不足金は増すわけである。

フィリピンの最近の金融事情は、政府が資金調達で銀行に依存する程度を軽減するためには、国債を消化する証券市場を育成せねばならないことを明かにした。しかし国債を市中で消化させるためには、政府の財政基盤が強固であることを必要とし、したがって証券市場の育成にはかかる強固な国家財政——良好な徴税成績の裏付けある財政——が先決要件となる。証券市場の育成には、投資力に応じて大衆投資家の投資意欲を喚起するに足る高利、かつ期限が異なる各種証券を出すことが必要である。

かような条件の整った証券市場が存在するならば、中央銀行は有効に公開市場操作をすることができよう。

しかしフィリピンの最近金融事情で確認された最も有意義な事実、フィリピン金融界にとって必要なものが、堅実本位の金融財政政策ではなくて、公私の資金需要と現行企業および新規投資事業の資金需要とを正確に反映する先見の明ある総合財政政策であるとのことであった。

為替相場引下げのため、コストとバランス・シートの額に変動が生じ、これに対応するため、輸入品に依存している特定製造工業部門では、現行債務を長期借入金に替えるためと運転資金の新規調達のために、従来の借入金よりも借用期間の長い借入金が必要となった。

以上とは別に、投資と金融との堅実な発達を促進するためには、短期融資、長期融資、株式などの補足資金を用いて、各種新企業が資産構造を維持するため要する資金を賄わねばならない。

商社会社の資金需給構造が製造会社の資金需給構造と異なることは説明するまでもない。両者が農企業や公共事業の資金需給構造と異なることも勿論である。現金・受取勘定、在庫品、固定資産の金額と割合とは、産業部門により異なり、各部門に適応する資金調達方法は、これらの量と割合とに基き決定される。

したがって、各種産業部門の資金需要に応ずるためには、単に安易な金融措置に過ぎない銀行貸出増加を行うだけでは充分でなく、財源から需要者に各種の適切な資金（短期貸付金、長期貸付金、その他）を供給するに必要な各種金融機関の設置運営という複雑困難な措置が必要となる。

フィリピンには多くの保険会社がある。しかし保険会社の資産は主として保険証券引当貸付と不動産とである。そのため現在では、金融市場の不備を補うため、多くの

新規開発公社と投資銀行は自己資金で社債の買入れを行っており、それと同時に資金調達のため会社が発行する社債の保証を行なっている。

以上述べた金融操作は、実施後日未だ浅く、幼稚な域を脱していない。有価証券の有効な分配機構を確立することと、かかる金融機構に好適な証券を考案、発行することとは決して容易でない。要するに、生産増強の最大要件は金融市場と資本市場との確立と育成とである。これら市場が発達するならば、単に不動産価格を吊上げるため利用されるかまたは建売り建築物建設業（これは現に花形産業となっている）に流入するか、または国外に流出している国内資金の大半を、これら市場に吸収することができよう。現在かような非生産的使途に供されている資金は、有効妥当な金融仲介制度が発達した場合に始めて、適当な投資目的を求めている潜在貯蓄を吸引できるであらう。

フィリピン

11月の概況

一年余にわたってはげしくたたかわれた全国選挙（11.9）は、6代目大統領にマルコス、副大統領にロペスを選出して、ナショナルスタ（国民党）を4年ぶりで政権につけた。同時に上院では国民党、下院ではリベラル（自由）党が多数を占める形勢となった。

選挙の結果と新政権の行方

今回の選挙では、現職の有利さで早くから徹底した全国的キャンペーンを行っていたマカパガル（自由党）に対して、新人のマルコス（国民党）がまんべんなく得票して勝利した。この結果について一般に、マカパガルの敗因として同政権の施政がひきおこした物価上昇、高い失業率、金融引締め、成長率の鈍化といった最近の経済情勢悪化をあげ、また両党の性格の類似性・均質性から、この政権交替によって内政・外交いずれの面でも重大な政策の変更はない、とみている。

たしかに、今回の選挙では、野党から現政権の公約と現実とのギャップが終始追求され、そのことを中心に論戦が行われ、両党の本質的対立を示す論点があられなかったことは否定できない。

このことは前回（1961年）の選挙とも様相を異にしている。それまでのガルシア政権（国民党）は「フィリピン人第一主義」の政策を打出していたがこれには50年代の経済統制期に成長し実力を増してきた国内産業家層を中心に、工業化を妨げフィリピンを従属的地位におく「平等待遇」、L-L協定、米比基地協定などに対する批判が高まり、市場の多様化、対アジア外交推進の要求があがっていたという背景がある。マカパガル（自由党）はこれに対して、「デコントロール（統制撤廃＝自由化）」と外資導入の政策をかかげ、「大連合」党と提携して、反汚職のスローガンで国民党を打倒した。アメリカの利害も当然これを支持した。したがって、1961年に争われたのは、ガルシア政権自体その要求について妥協性を増していたとはいえ、「フィリピン人第一主義」の是非であった。

その後マカパガル政権は、デコントロールは別として主要な政策をほとん

ど展開できず、一方一旦後退させられた国民的な諸要求が新しくたかまっていたが、全体として同政権はこれに明確な立場をとりえなかった。

今回、このように内から生まれ育ったいくつかの国民的要求が直接の争点とならなかったのはなぜだろうか。ナショナリスタ党がその後、初期の積極的方向を失なって両党が均質性をつよめ、産業家を中心としたこの要求の荷い手自身、動揺的な政党とともに強大な敵対勢力とたたかうにあたって、当面は直接的対決を避け政権についたどの政党に対しても実質的に自己の要求を提出してこれを貫いて行こうとする戦術をとっているものと思われる。

したがって、かかげられた政策面では今回の選挙結果は重大な断絶を生まないようであるが、内部にこの動きがある限り、今後の新しい展開の可能性を残している。そしてこの点で国民党はより大きな可能性をもっているといえる。たとえば今回選出されたタニャーダ上院議員は民族主義的要求の荷い手として知られている。また *Wall Street Journal* は、マルコス政権の政策をチェックするものとして、副大統領ロペスに代表される砂糖資本と党内のガルシア元大統領という、二つの利益グループをあげているが(同紙11.24)、ロペス家は実はL-L協定の前途を見越して工業界に転身してそのナショナルな傾向が指摘されており、またガルシアは先に見たようにフィリピンのナショナリズムのむしろ推進者であった。むしろここにはアメリカ側の危惧が示されているものとも考えられる。

新政権の今後を占なうものとしてすでに若干の動きがある。工業界の一部からは、選挙直前に行なわれた20%留保の全面的廃止に反対し選択的統制の道を要求する声があがっている(特記事項参照)。対外政策でいえば、やはりガルシア時代の、過度の対米依存の脱却——アジア・ヨーロッパ市場の開拓、アジアの一員としての地位の追求(*Le Monde* 11月16日号は「アジアに足をおくことが、国内改革とともにフィリピンをして、戦後フク団反乱の因となった困難をもう一度回避させるであろう」と論評している)という問題であろうが、これについて今までにあらわれた動きはかなり矛盾した方向をとっている。一は、SEATOの経済的・文化的側面の重視、アジア開銀・共同市場への積極的参加、日比条約批准、自立経済の主張であり、他は野党時代反対していたベトナム派兵容認を思わせる論調である。全体としてそれが何を指向するか、今後の動きを見守りたい。

◆選挙結果

11月9日に行われた選挙の結果(暫定)は次の通りである。

(1) 大統領 (1名)	Ferdinand E. Marcos (N)	(新) 3,670,859
	Diosdad P. Macapagal (L)	(現) 3,005,318
(2) 副大統領 (1名)	Fernando Lopez (N)	(新) 3,363,670
	Gerardo Roxas (L)	(新) 3,312,861
(3) 上院議員 (全国区制 改選8名)	① Jovito R. Salonga (L)	(新) 3,468,258
	② Alejandro Almendras (N)	(現) 3,319,249
	③ Genaro Magsaysay (N)	(現) 3,295,649
	④ Sergio Osmeña, Jr. (L)	(新) 3,063,147
	⑤ Eva Estrada Kalaw (N)	(新) 3,052,951
	⑥ Dominador Aytona (N)	(新) 2,896,232
	⑦ Lorenzo Tañada (N)	(現) 2,880,743
	⑧ Wenceslao R. Lagumbay (N)	(新) 2,830,468
	⑨ Cesar Climaco (L)	(新) 2,817,664

(4) 下院の党派別議席数(定員104名)

自由党	62(現36, 新26)
国民党	36(現21, 新15)
無所属	6(現2, 新4)

(備考)

- この結果は(1)~(3)については *Manila Bulletin* 紙に発表された最後の開票速報(11月19日付)によるものである。その後選挙委員会、ついで議会による投票結果の調査・確定の作業が行われている。大統領・副大統領の当選確認が12月17日両院集会で行われた。上院の第8位当選者は、Climaco がリードしているもののまだ確定しない。Climaco が当選すると非改選議員と合わせ、N-11, L-10, PPP-2, 無所属1となる。
- (4)は *M. B. 紙* 12月15日付の記事中に出てくる数字である。下院の選挙区別開票結果が紙上に発表された最後は11月15日で、これは選挙委員会ではなく PNS (フィリピン通信) の行なった集計(14日午後5時現在)である。この時の当選確定者は自由-29, 国民-13, 無所属5で、これに小選挙区という点からその時現在各選挙区で最上位のものを当選が有力視されるものと仮定すると次のようになる。

	当確	有力	計
自由党	29	34	63

フィリピン (11月)

国民党	13	23	36
無所属	5	0	5

下院についても、若干の選挙区で当選の有効性が争われているようである。

3. 1～3において自由・国民両党以外の党派の得票については、11月14日付の発表まではフィリピン進歩党(PPP)の候補の得票もふくめて新聞紙上に発表されたが、以後の発表では無視されている。こころみに、同党の二大政党に対する得票率を検討するために、発表された最後の得票(13日午後6時現在)をとりあげてみると以下の通りである。

大統領	Marcos (N)	3,283,108
	Macapagal (L)	2,673,414
	Manglapus (PPP)	337,457
副大統領	Lopez (N)	2,999,977
	Roxas (L)	2,947,286
	Manahan (PPP)	218,852

◆ペソ切下げ措置への反響

11月6日発表された新公定レート設定、20%留保要件の廃止措置に対して産業界は一律に、投機を少なくし、輸出に対する刺激となるなど、事業と投資に対するより有利な環境を設定し、また金融情勢をゆるめるものとして歓迎した(11月7日、PCI、CCP、CANRなど)。ただ、この中でも農業輸出部門を代表するとみられる農業天然資源会議所と輸出生産業者協会は、20%留保の廃止は前からの要求でおそきに失した、1962年末までにとられるべきであったと、むしろ不満をもらし、とくに後者は「まったく政治的なからくり」とさえ論じた(11.9)。

レート切下げの幅については銀行界から Alfonso Colalang フィリピナス銀行信託会社会長(元銀行協会会長・中央銀行副総裁)が、外貨ポジションからいって現在の1ドル:3.90ペソのレートが長く維持できるか疑問である、現実的なレートは当面4.30~4.50ペソで、これには金融緩和をとともうべきだとのべた(11.19)。

ところでCPIでは、ヴィラータ会頭が11月22日産業力強化と称して、企業の競争力強化、税制改正、政府の通商政策改善、融資と輸出市場の拡充を挙げているのは、この措置を歓迎した上でそれに伴うべき手当を要求しているものと思われる。

しかし、先般来PCI内でヴィラータとの間に見解の対立を表面化させたリチャウコはいくつかの機会を捉えて(11.19, 26, 12.4)、外貨取引に対する選択的統制の必要を強調した。彼によると、マカパガルの11月6日の決定はあやまりであって、留保廃止は、例えば木材の輸出には留保を残し、その加工品であるベニヤ・合板の輸出に

対してははずすというように、選択的に行なうべきだったというのであり、今後新政権は全面的デコントロールを再検討して、①諸種の貿易外送金、②国内で生産可能の商品を輸入するための送金、③国内の金融を利用している外国企業子会社の送金、などの場合の外貨取引に対しては選択的に規制をすべきで、そうしなければ4～6ヵ月のうちにまた平価切下げを迫られるようになる、というのである。さらに自由企業とか開放経済という考え方を再考し、国内産業に保護を与えて国内市場を確保せよ、と要求している。一方、最近のCCPの公式政策では、貿易外送金に対して税ないしプレミアム賦課を提案している(11. 21)。

新大統領に選出されたマルコスは、さきに平価切下げ、20%留保廃止のイニシアティブをとり、また統制逆行はしない旨の公約を行なっていたが、新政権発足を前にして産業界の一方ではこのように選択的統制——国内産業保護を要求してつよくはたらしきかけているのである

日 誌 (11月)

- 1 日 ▼ **PALのシンガポール路線開始**——フィリピン航空(PAL)は、マニラーシンガポール間に週1回の定期便の運航を開始した。
- 2 日 ▼ **マルコスの公約**——マルコス候補は、大統領に選出されたら直ちに行なう正式公約として次のような経済上の改革5点を発表した。
 - ① 輸出税の代替なしに、中央銀行の20%留保要件を直ちに廃止する。
 - ② 外貨および輸入の統制を再び課すことはない。
 - ③ 現在の金融引締め政策を変更する。
 - ④ 政府金融機関に命じて、資格ある産業に長期融資を即時供与する。
 - ⑤ 不必要な政府支出と非収益政府企業を整理して上記措置のインフレ効果を相殺する。
- ▼ **スウェーデン通商使節団**——スウェーデン通商使節団一行18人が商業会議所(CCP)の招きで来比(～5)。
- 3 日 ▼ **世銀、農業信用に借款承認**——ワシントン滞在中のカスティーリョ中央銀行総裁からの通知によると、世界銀行は農業信用プロジェクトに対する500万ドルの借款を承認した。これは小農民の機械購入と小灌漑施設建設に対し中期・長期の借款を与えることに使用される。

フィリピン (11月)

6 日 ▼ 平価改訂と20%留保の廃止措置——マカパガル大統領は、「中央銀行通貨委員会の勧告にもとずき、①ペソの平価を正式に1ドル:3.90ペソに固定する。②輸出に対する20%留保要件を廃止する。ペソ平価決定措置は輸出部門に誘因を与えるが、物価上昇を伴うものではない。これによってドルの投機やヤミが起ることはないし、20%留保廃止がインフレを生じることはないだろう。」と発表した(10月号解説参照)。

▼ マカパガルの公約——マカパガル大統領は、再選されたら行なうもっとも緊急な計画を次のように発表した。

①土地改革計画、②大規模なハイウエー・システム、③農村電化、④貧窮者に対する全国的住宅計画、⑤あらゆる学齢児に無料義務教育を保障する学校計画、⑥生産者に奨励(最低米価1カバン当り18.50ペソ)と消費者を保護する(1ガンタ当り米価1ペソ)米・とうもろこし補助金、⑦道徳の再生。

▼ 石油労組のスト中止——2月来のEsso労組の争議に同情して企てられていたフィリピン石油・化学自由労組による4大ガソリン会社(Esso, Caltex, Shell, Filoil)に対する全国ストは、大統領が産業関係裁判所(CIR)に対し同争議の強制調停を申請したため中止された。CIRは同夜直ちに事情聴取を行なった。

8 日 投票日前夜の治安状況——投票日の前夜、警察隊(PC)司令官オリバレス(Flaviano P. Olivares)准将は、PCの選挙準備は完了したとのべ、次のように治安状況を説明した。

1. 配置されたPC 1万7070、軍隊2056。このほか都市・地方警察2万1693。そのほか軍隊(数不明)に24時間勤務体制。

2. 多数の州市町村が紛争・暴力行為の発生しやすい地域に指定され、またPCや選管の直轄地域に指定された。(数は省略)

3. 選挙前の暴力事件49件で死者46人、負傷者22人を出した。

▼ 運賃値上げ中止——フィリピン・欧州運賃同盟は欧州諸国からマニラ向けおよびマニラ経由の全貨物に対し、11月25日から予定していた25%付加料の実施を中止すると発表。

9 日 ▼ 選挙投票日——全国4万5234選挙区で投票が行われた。各地で両党派による政治上の殺人、暴力、不正投票、投票箱強奪などの事件が起ったが、大量的な不正やテロの報告はなかった。

10 日 新ドル現物相場および新市中金利——中央銀行通貨委員会は、新公定レート設定にともない、次の措置を発表(通牒211号および212号)、即日実施した。

1. 中銀および市銀の米ドル現物相場

100米ドルに対し、

(1) 中銀買相場下限	388.05ペソ
" 売相場上限	391.95 "
(2) 市銀買相場下限	386.10 "
" 上限	391.95 "
(3) 市銀売相場下限	388.05 "
" 上限	393.90 "

2. 市中預金金利の引上げ

中銀が監督下のすべての銀行に対して許可した金利最高限度。

(1) 普通預金の預金金利		5.75%
(2) 定期預金の " 90日もの		5.75 "
	180 "	6 "
	270 "	6.25 "
	360 "	6.5 "

▼ **開票のおくれに抗議**——地方の開票の選管集中がおくれていることに對し、マルコス候補、プヤット (Gil J. Puyat) 国民党総裁など国民党側は、大統領と州、市町村の開票責任者を非難し、迅速な開票を促した。

11日 ▼ **マルコスの政策表明**——当選確実となったマルコス上院議長は内外記者団と会見し次のようにのべた。

1. SEATO についてはその経済・文化的面を重視し、したがってアジア開発銀行、アジア共同市場の考え方に賛成し、積極的参加を推進する。
2. 当面の急務は経済、財政の再建であり、このため生産の増強、物価高騰の抑制、冗費の節約、非収益的公社の処分などの措置を行なう。
3. 日比通商条約批准のためには必要な国内法整備が先決である。

▼ **ベトナム市場の有望性**——ファベリーヤ PIA 長官は、工業会議所と商業会議所の代表に、ベトナムはフィリピン製品にとって巨大な潜在市場だとのべ、軍需ならびに民需向けの食料、衣料、建設資材、専門的役務などの需要は巨大かつ永続的で、戦争終結後の建設期には助長されさえる、と説明した。

13日 **選管、マルコス当選を確認**——選挙委員会の Juan V. Borra 委員長は午後6時現在の得票を発表し、「国中に誤解からくる緊張が増大しており、これを早急に緩和するため、集計された開票状況からみて、次期大統領にマルコス氏が選出さ

フィリピン (11月)

れることが確定的な傾向だと考える」旨発表した。

14日 ▼ 香港市場へペソの流出——香港の新生晩報の報ずるところによると、フィリピンの選挙後、大量のペソが香港市場に移動し、金融筋によると、この3日間香港で預金されたペソは毎日800万香港ドルに達した。これはフィリピン官吏や華僑がマルコス大統領による通商政策の変更と事業のフィリピン化のより強力な推進を懸念して行なったものといわれる。

15日 ▼ 米政府の1966年度砂糖割当案——アメリカ政府は1966年の砂糖輸入割当案を決めたが、フィリピンの割当は106万トンである。これは1965年度の117万8216トンから微減である。

(注) 今回の案で米国の輸入量は980万トン、前年は991万1783トンであった。

フィリピンの1965年の数字は、当初割当107万3000トンに追加された結果である。

▼ マカパガルの「深夜人事」——マカパガル大統領は、最高裁判事など総数39名にのぼる任命と昇進を行なった。

(注) プヤット国民党総裁はさきに新政権成立前に「深夜人事 (midnight appointments)」を行なわないよう要請していた。

17日 ▼ 現政権の国庫の状況——国民党総裁プヤット上院議員は「現政府は第1・四半期終りの9月30日現在で通常の前年支出のためすでに4億0100万ペソを借り出している」との報告を発表した。この日マルコス議員は会計検査官、予算執行官と会談して政府の財政の実状について報告を受けた。

一方、大統領新聞関係秘書は、現政府は1961年引継ぎの際の378万ペソよりもはるかに良好な現金バランスを引き継ぐだろう」とのべた。

▼ 文盲追放運動——Vitaliano Bernardino 公立学校局長は、フィリピンの文盲率は、1948年の48%から1960年の28%に減少したが、絶対数は微増して約500万であるとのべ、今後6年間に義務教育制の漸次的実施のほか成人(とくに15~35歳)の文盲追放運動に協力するよう覚書を発した。(11. 17)

19日 ▼ 米下院外交委調査団来比——米国下院調査団(下院外交委員会農業小委員会9名一団長 Clement J. Zablocki) 来比、米比間の問題について現大統領および次期大統領と意見交換の予定。

(注) 同調査団は来比前に日本、朝鮮、沖縄を歴訪、このあと台湾、香港、タイ、南ベトナム、インド、パキスタンを訪問の予定。

20日 ▼ ロペスを農相にという要求——米とうもろこし生産者連合会は全会一致で、

「フィリピン農業の厄介な問題を効果的に解決するにもっとも実能力的な能力をもつ」 Fernando Lopez を農相に任命することを支持する決議を行なった。

(注) ロベスはキリノ大統領時代に農相をつとめた。

▼ **マルコス、日比経済関係について**——マルコス上院議長は日本人記者団と会見し、「日比友好通商条約批准にはフィリピンの利益を保護するための諸措置が必要であるが、私の政権中に経済正常化を実現できよう。同時に日比貿易の増加が必要である」とのべた。

21日 ▼ **CCP の政策**——商業会議所 (CCP) の Jose P. Tambunting 理事 (CCP 立法委員長) は「CCP は、新政権はまず徴税制度の改善をはかって税収を確保すべきで、それをしないで新税をかけることで赤字をうめることに反対する」とのべ、さらに最近理事会で承認された次のような CCP の政策を発表した。

1. L-L 協定の再交渉には賛成だが、平等待遇権および無差別条項延長には反対。
2. 密輸問題解決のための関税引下げに反対。
3. 公共事業以外の政府企業の売却に賛成。
4. 密輸防止のため若干の場合外貨の貿易外送金に税金かプレミアムを課すことに賛成。

▼ **AID と新借款協定**——エナレス NEC 議長と Wesley C. Heraldson 米国 AID 局長との間で1470万ペソを限度とする新借款協定が締結された。これは農産物協定によりフィリピンに供与される10万トンの米の売却代金1257万ドル中約30%を経済開発プロジェクトの資金に使用するもの。 (11. 21)

22日 **マルコス、米議員と会見**——マルコス下院議長は訪比中の Zablocki 調査団を招待したカクテル・パーティの後で、「当面はどこからの援助も受けなくてわれわれの問題を解決できるようにしたい。訪米の決意はしていないし、正式就任 (12. 30) 前に行けないことは確実だ」とのべた。

なお外務省筋によると、12月10日からフィリピンに立寄る Michael Mansfield 米国民民主党上院院内総務一行は新旧大統領との会見を希望し、米国政府の使節として来比する可能性があるといわれる。

▼ **得票集計の正式調査**——選挙委員会は上院議員選挙について全国の得票集計の正式調査を開始した。

(注) この結果は進行とともに公表することになっていない。12月5日上位7人については11月18日付のように確定したが、非公式筋だと、残る1人は

フィリピン (11月)

Climaco 候補 (L) が有力。

24日 ▼ マルコス、開発計画の重点について——マルコスは、経済顧問に、社会・経済開発計画の重点項目を立案するよう命じたといわれる。マルコスは外貨、公共事業建設、教育、米作の問題をあげたといわれる。

▼ 米の流通制度の検討——フェリシアーノ (Jose Feliciano) 農相兼米・とうもろこし庁 (RCA) 長官はスタッフに対し、RCA の小売商人がガンタ当り 1 ペソの価格を守らないなど配給法規を犯しているの、現行流通制度に代る諸提案を検討するよう命じた。

(注) なお大統領官邸の同日発表によると、農相は RCA 長官の職について大統領に辞表を提出した。大統領は受理はするが、後任を決めない方針といわれる。

26日 ▼ エナレス、関税改定案提出——エナレス NEC 議長は、NEC が調整を勧告した全品目をふくむ関税率改定の修正案を大統領に再提出した。これはすでに国産が可能で輸入品と競合している品目には関税率引上げ、国産されていない基礎原料品目には関税率引下げを提案している。

(注) この案は前国会で下院だけを通過して未成立の総合関税法案にもとずいている。

27日 ▼ マルコス、対米関係について——27日付 ワシントン・ポスト紙は Stanley Karnow 記者の次のようなマルコス新大統領との会見記を伝えた。

私は以前アメリカのベトナム政策に確信的でなかったの、フィリピン兵のベトナム派兵に反対したが、アメリカは今やその決意を示した。私は就任後国会に2000名の派兵を勧告するつもりだ。

比米関係の最近の紛争は、障害というより刺激物だ。我々の間に容易に解決できない問題はない。

緊急援助を求めるために訪米することは考えていない。われわれは自力で問題を解決しなければならない。

(UPI—MB)

▼ 米原子力空母の入港——米原子力空母 エンタープライズはセブ湾に入港した。原子力誘導ミサイル・フリゲート艦ベインブリッジが随伴。

29日 ▼ 密輸防止市民委の設置決まる——大統領官邸は、大統領が密輸防止運動の効果的推進のため、大統領を補佐する密輸防止市民委員会設置を決定した、と発表した。

(注) マルコスはさきに、彼の大統領正式就任の12月30日までは、新旧大統領が協力して取組むため市民委員会を設けて調整するという提案をしていた。

フィリピン

◆マルコス大統領の就任演説

12月30日、大統領就任式が挙行され、マルコス政権が正式に発足した。マルコス新大統領は就任に当たって次のように彼の方針を宣明した。（就任演説全文は *Manila Daily Bulletin*, 1965. 12. 31 参照。）

彼はまず、不安定なアジア・アフリカの中にあつて弾丸 (bullet) でなく投票用紙 (ballot) で指導者と政党をえらび出すフィリピンの安定を誇つたあと、次のように現在のフィリピンが「精神・品格・勇氣」を失なっている実情を指摘し、独立闘争をたたかった父祖にくらべ「劇的ではないが同様に緊急な課題」である「社会・経済の変革」に国民の奮起を訴えた。彼のあげる実情とは、官民の私欲の追求、法の悪用、社会不安、富の偏在などの風潮であり、汚職官吏、国庫枯渇、国費の浪費、公務員の怠惰、軍隊の士気喪失などの現象である。

経済的にもフィリピンは「危機」に面している。国庫は枯渇して最近数ヵ月間に内外から最大限の融資を受け、新規借入の途がない状態で、公共事業費にあてる資金は皆無である。産業は停滞状態で、破産や操短が多く、失業者は増加し、必需物資・サービスの物価は安定せず、主食は確保されていない。これに対してマルコスはまず公務員の自己犠牲を要求し、国費と国の経済力の浪費を節約する緊縮財政を強調した。

次にマルコスは多年この国を悩ましてきた懸案である不法行為——密輸をあげた。公務員と業者が結託し、不法分子、密輸組織とその庇護者が法と政府の力を無視していることに対し、法の完全支配の回復のために大統領の権限を最高度に行使する決意を示し、全国民の協力を訴えた。

民主政治の基盤として社会経済の基盤を拡大することが問題解決のより大胆な方法であり、このため全国民に所得増加の機会を与え、生産拡大のための投資を奨励する。

国際情勢についてフィリピンは国家利益と社会意識とを指針とする。その比重がとみに増大しているアジア・アフリカにあつて、フィリピンは連帯を求めるアジアの諸友邦にこたえて団結の強固な基盤を打ちたてなければならない。フィリピンが今日ほどアジアに対する新しい指向を必要としたことはない。古来つながりあるアジア諸民族との文化提携を強化し、繁栄と平和のための運動で彼らと協力しなければ

フィリピン(12月)

ばならない。そのためにはわれわれ自身の研究と相互関係とを通じてえられるアジアに対する理解と洞察が必要である。

世界の他地域で人類に脅威を与えるものはわれわれの社会にとっても脅威である。われわれは今世紀に生じた諸種の危険を坐視できない。いかなる地域であれ自由のための闘争に無関心ではいられない。しかしその際いかなる態度であれ、国際情勢に即応し愛国的立場からの正当性に裏づけられ、われわれ自身の利益にもとずいて決定されなければならない。

こうして終りに彼の「偉大な祖国」のヴィジョンがえがかれるが、それは法の権威が確立した社会正義、社会福祉、国民の解放と進歩の社会、山林原野・天然資源の開発、農産物を原料とする工業化が進んだ経済、東南アジアの進歩と通商の中心となった国際的地位、というヴィジョンである。

以上にみられる、マルコスの政策の要点は、①緊縮財政、②密輸取締り、③社会経済開発、④アジアとの連帯、⑤自由諸国との提携(その際も国家利益優先)、と要約できよう。これらの諸点は正式就任前の政権準備の作業の中で、(③の方向ははまだ不明確であるが)多かれ少なかれ浮き出てきている。とくに密輸取締りのキャンペーンが大々的に行なわれ、これに関連して、ペラルタ国防相、オリバレス警察隊長官が解任され、マルコスは自身で国防相を兼任し、軍の「刷新」を進めようとしている。

マルコス政権の閣僚のほぼ全陣容が、就任式までに明らかにされた(資料参照)。

◆1965年のフィリピン経済

商業会議所(CCP)のペリケット(Aurelio Periquet, Jr.)会頭の行なった本年度経済活動の総括が12月11日付の *Manila Bulletin* 紙に報道されている。同会頭はまた23日付同紙に同じ問題で寄稿しているが、これは先の記事のうち、主として1966年の展望の部分に当たり、しかも少々散漫なので、ここでは11日付の記事を要約して次に紹介する。同じ問題でバルマセーダ商工相の寄稿がある(巻末資料——18日商工省が発表した新聞発表と同じものか)が、これは自己の在任中の経済活動の評価にあたって必ずしも客観的とはいえず、民間からのペリケットの総括の方がよりきびしい見方となっていて、それだけに興味ぶかい。なお30日付同紙は経済記者協会(BWAP)のえらんだ本年度国内経済界10大ニュースをかかげている。これもちがった形で本年度経済の動きをまとめているので参考までに後にかかげる。

(1) ペリケット CCP 会頭の見解

1. 1965年の経済ハイライト

- ① 成長率の鈍化 (1955年価格を基準とする国民総生産からみて)。
- ② 製造業、とくに織物、エレクトロニクス、自動車組立、紙パルプなどの不振分野での生産停滞。
- ③ 銀行、金融、ある輸出産業など近年まで業績のよかった分野でも利益低下。
- ④ 政府の税収不足と赤字増大。
- ⑤ ひきつづき資本流出と貿易外輸入の増大。

2. 経済活動停滞の原因

- ① 中央銀行の信用引締政策。
- ② 密輸活動 (直接密輸および不正申告による「技術的」密輸) の増大。
- ③ デコントロールおよび自由市場による競争激化と利益率低下。
- ④ デコントロール政策に対する不安と思惑からくるペソの安定性への不安。
- ⑤ 選挙に対する不安。

3. 積極的側面

- ① 主要物価の比較的安定、② 米その他必需食料品の供給確保、③ 貿易収支の堅調、④ 土地改革の実施、⑤ 20%留保廃止とペソ平価固定。

4. 今後の動向

- ① 20%留保廃止によって年約2億5000万ペソの通貨が市場に出ることから若干の金融緩和。
- ② 小売活動が活発化し、在庫が減少し、多くの企業の流動資産保有状況が改善されよう。
- ③ 金融引締と在庫増大によって操業が低下していた製造工場は生産活動を正常に復するであろう。
- ④ 米その他主要食料品の生産に信用供与その他の刺激が与えられよう。
- ⑤ 20%留保廃止により、輸出品生産と輸出活動が活発化しよう。
- ⑥ 徴税強化により政府収入が増大し、財政状態が改善されよう。
- ⑦ 主要食料品に価格補助を続けない限り、主要食料品の価格は上昇し、供給が不足しよう。
- ⑧ 失業問題の緩和はほんの僅かであろう。

(2) 国内経済界十大ニュース

- ① 20%留保要件廃止と新ペソ平価設定。② アジア開発銀行本部にマニラえらばる。
- ③ 最低賃金の50%引上げ。④ 公共料金の引上げ (水道、光熱、電話、運輸)。
- ⑤ 密輸、金融引締、自由化による競争激化にもとづく国内産業の困難激化。⑥ 米輸入問

フィリピン (12月)

題で論争。⑦民間航空の未曾有の拡大 (新航空会社 3, PAL の民営化, PAL の新国際線) ⑧帰化比人への制限解除による銀行所有の緩和と貯金・定期預金の利率引上。⑨米 2 民間航空会社の第 3 便取消しに発展した航空権紛争。⑩ Makati 証券市場設立。

日 誌 (12月)

- 1 日 ▼ アジア開銀本部はマニラに決定——11月29日からマニラで開会中の ECAFE 第 2 回経済協力関係会議で、アジア開発銀行の本部在地は 3 回の投票の結果マニラに決まり、本会議で満場一致採択された。

(注) 投票の結果は公表されないが、最終投票ではマニラ 9, 東京 8, 棄権 1 あるいは 10—6—2 という。

▼ マレーシアと国交回復へ——マルコス (Ferdinand E. Marcos) 次期大統領は、マレーシアの Tan Shiew Sin 蔵相との非公式会談で、両国の国交回復について討議し、就任後の国交回復に努力を約束とともにフィリピンの密輸防止運動へのマレーシアの援助を打診した。

(注) 密輸タバコは北ボルネオを経由して持ちこまれているといわれる。8 日 マレーシア外務省は、サバ州政府がフィリピンの密輸取締に全面協力する旨語った。

- 2 日 ▼ アジア開銀全権会議開会——第 2 回エカフェ関係会議が開会、つづいてアジア開発銀行全権会議 (参加 26 カ国) が開会された (~ 4)。
- 4 日 ▼ マルコス、華僑に協力要請——マルコス次期大統領は、国内中国人実業界に対し、全面的密輸取締運動への協力を要請し、また為替レートや米取引への投機をやめるよう警告した。
- 6 日 ▼ 新政権の財政緊縮措置を勧告——国民党プヤット (Gil J. Puyat) 総裁は、マカパガル大統領の退任時 (12月30日現在) の財政赤字 2 億 0713 万 7179 ペソおよび今後の赤字約 1 億 1500 万ペソを加え今財政年度末 (6 月) の赤字は 3 億ペソを超えると (ほかに中銀からの財政借入 2 億 0500 万ペソ、フィリピン国立銀行その他からの負債 4 億 9192 万 5 千ペソ) マルコス新政権が、重複した機能をもつ役所の廃止、臨時雇傭者の解雇、不必要な政府財産の売却、現行補助金法の廃止などドラスチックな措置をとるよう勧告した。

▼ 軍隊、フク団掃討へ——パンパンガ州 Camachili に非常線を張っていた第 10

大隊戦闘隊と警察隊の「Tamaraw」機動部隊は、朝2回にわたってフク団の一隊と交戦、Librado Dizon (別名 Libring 司令官) を殺し、Dominador Garcia (別名 Ely 司令官) の妻を捕え、軍の側では負傷3名を出した。

(注) 9日には、3大隊 (第10、第20大隊戦闘隊および第1警察大隊戦闘隊) 他に4州の地方警察隊など計3000人がバンバンガ州とブラカン州の境に展開した。

▼ **アジア工業化会議と「台風」会議**——エカフェのアジア工業化会議、マニラで開会 (～12、20)。また別にエカフェの「台風に関する専門家会議」が8日からマニラで開会。

▼ **閣内人事異動**——大統領官邸発表によると、官房長官代理 Salvador Mariño は前職の法相に、Ramon Diaz (上院選挙に立候補して落選) が官房長官に、それぞれ復帰する。

▼ **南阿と通商関係断絶へ**——マルコス次期大統領は国連総会特別政治委員会にメッセージを送り、来年1月1日から南アフリカ共和国と通商関係を断つことを約した。

(注) 南阿経済封鎖参加については、64年5月6日参照。

7日 ▼ **「小売業」の規定について一審判決**——第一審裁判所は、小売業国民化法に関して、取引が卸売か小売かを決めるのは取引量でなく、売られた品目が買手によって使用されるかどうかの点である、との判決を下した。

(注) 原告の the Central Azucarera Don Pedro はこれを不服として10日最高裁に上告した。参照—1964年5～6月、とくに6月19日。

▼ **密輸防止市民委辞任**——密輸防止市民委員会の委員全員 (3人) は、新旧大統領の密輸問題に対する不一致を理由に辞任した。

(注) 委員側はさきの12月1日の会合で、委員会の権限・機能の明確化を求めている。マカパガル大統領は、マルコスの提案により、11月29日同委を設置したが、これはマルコスのいう正式就任まで新旧大統領が密輸防止で協力するためのものではなく、現政府に助言を行なう諮問委員会であった。一方マルコスは、密輸取締運動に当たってベラルタ国防相とオリバレス警察隊長官の解任を求め、ベラルタは辞表を出したがマカパガルはみとめなかった。委員側も解任を支持していたといわれる。

9日 ▼ **国民党政権の7大目標**——プヤット国民党総裁は、マニラ・ロータリークラブで演説し、国民党マルコス政権の7主要目標を指摘した。

①法の支配の回復、②米とうもろこしの自給確立、③工業化による経済開発

フィリピン (12月)

促進, ④財政規律, ⑤行政能力の強化, ⑥フィリピン人の権利の保護・伸張,
⑦政府の徳性高揚。

10日 ▼ **新政権の米価政策**——マカパガル次期大統領は、米とうもろこし生産者組合代表と会見し、次期政権の米価政策として当面、ガンタ当たり1.30~1.50ペソに安定させ、最終的には1ペソに下げると説明した。これに対し生産者側は肥料と種子の供給、灌漑施設改善などについて援助を要請した。

▼ **帰化人、外人の銀行株式取得制限を緩和**——通貨委員会は、外人・帰化フィリピン人などの銀行株式取得を禁じた1957年の中央銀行の規則を次のように緩和した。

1. 帰化比人はその銀行株式のうち20%まで取得できる（残り80%は生来の比人だけ）。
2. その株式保有の比率が比人70%、帰化比人20%、外人10%までの会社だけが銀行株式を取得できる。このような会社の株式取得の限度はその銀行株式総額の40%とする。

▼ **自由党の議員集会**——自由党の新しく選出された下院議員は会議を開き、①下院における現在の指導権をひきつづき保持し、②党総裁の権力を中央執行委員会に移し党組織を乱すことには反対する旨、決定した。

(注) 下院で多数党になった自由党内では、Cornelio T. Villareal 議長と Salipapa K. Pendatun 副議長とが次期下院議長のイスを争っており、また国民党から多数派工作のはたらきかけが行なわれている。ペンダトウンは、9人の中央執行委員会を設けて党権力を総裁から同委員会に移すことを提案していた。

11日 ▼ **反ダンピング措置を要求**——全国経済保護協会プヤット(Gil Puyat, Jr.)会長は、ヨーロッパ・香港から多量のダンピング商品が流入して重要国内産業（電気製品、織物、製粉など）が脅威を受けている、としてより有効な保護措置を要求した。

▼ **自由党の党内調整**——自由党の全国理事会が開かれ、マカパガル総裁の提案にもとずき、執行委員会(24名)内に11人から成る幹部会を設け、党務について総裁を輔佐させることをきめた。

(注) これにより下院議長をめぐる党内対立を調整し、党の分裂に手を打ったことになる。事実上前日の議員集会の決定を支持したものとみられる。

▼ **マルコス・マンスフィールド会談**——マルコス次期大統領は、マンスフィールド上院議員のひきいる米上院調査団を自宅に招いて秘密に会談した。これには

前駐米大使 Narciso Ramos が同席した。権威筋によるとマルコスは、米国と同盟国でない国が友好的な国より多くの援助を受け、フィリピンのように伝統的・歴史的な同盟国が事実上援助を乞い求めなければならないことを遺憾とした。ベトナム問題は討議されなかったといわれる。

▼ **マカパガル、敗因について**——マカパガル大統領は、自由党全国理事会の席上、今次選挙の敗因につき、「経済統制を自由化したことと、土地改革計画の推進が、特権階級や富者の利害にふれたためである。これは改革者の受けねばならない犠牲だから後悔しない。国民は数年ならずして自覚し自由党を権力に復帰させるであろう。」とのべ、党の団結を訴えた。また公生活、政治活動からの引退を表明した。

12日 ▼ **外国企業に外貨規制を要求**——Alejandro Lichauco 前 PCI 政策担当理事は国内金融を利用して外国企業子会社の貿易外送金を政府がきびしく規制するよう要求した。

13日 ▼ **新政権と基地協定改定交渉**——ブレア (William Mc. Blair) 米大使はマルコス次期大統領を訪問して、米政府は係争中の米比軍事基地改定交渉をいつでも再開する用意があると伝え、これに対しマルコスは新政権は交渉継続の用意がある、現政権が会談をつづけ交渉を終了させても反対しない、とのべた。

14日 ▼ **米兵士の休養センターを受諾**——外務省は、政府がベトナム戦線から休暇で帰る米軍兵士の休息・リクリエーション・センターとしてフィリピンを使用したという米国の提案を受諾した、と発表した。協定内容は、①兵士数は限定する②地域はマニラに限定しない、③到着はマニラ空港で、週2～3回、④到着後平服に着換える、⑤旅券は不要、⑥空いたホテルに収容。

(注) 外務省発表は「米国の提案」としている一方、「ベトナムの共通の大義への寄与の一部としてフィリピンが申し出たもの」ともべている。

▼ **正副大統領の当選確認延期**——憲法により大統領・副大統領に関し、地方(56州、44特別市)投票調査委員会からの得票集計報告を正式調査し、当選者を宣告するための上下両院集会が開かれた。両院得票調査委員会で集計の結果、下記のようになったが、自由党側は僅差となった副大統領選挙の開票について約20の州の集計報告に不正のうたがいがあるとして大統領のみの当選宣告を切りはなして行なうことを主張して、議事が行きづまり、翌日に持ちこされた。

最終得票結果

大 統 領	マルコス (N)	3,861,324
-------	----------	-----------

フィリピン (12月)

	マカパガル (L)	3,187,752
	マンガラプス (PPP)	384,564
副大統領	ロベス (N)	3,531,550
	ロハス (L)	3,504,826
	マナハン (PPP)	247,426

(注) 憲法第7条第2節は、大統領・副大統領に対する投票結果の報告は、各州・市の調査委員会の証明を経て上院議長に提出され、両院議員出席の下に開披・集計され、多数者が当選と宣告される旨を規定している。

15日 PSC、バス値上げを承認——公共サービス委員会(PSC)は、全バス会社が16日から次のように料金値上を行なうことを承認した。

1. 最初の7kmまでは、15セントボ(現行10セントボ)。
2. それ以後1kmをこえる毎に、「正常」道路(1, 2級道路)では2セントボ、「准標準」道路(3級道路)では2.5セントボ。

16日 ▼ 大統領、関税率を改訂——マカパガル大統領が、大統領命令によって関税率の一部改正を行なった旨16日発表された。新税率は公布後30日目に発効する。それによれば、本改正は、国内産業の保護を目的としており、これにより税率が変更されるものは90品目に及び、その多くは引上げである。主な品目は次の通り。

食料、化学製品、ゴム・紙製品、織物、陶磁器類、ガラス、鉄鋼・アルミ製品刃物、機械、電気製品。

17日 ▼ 正副大統領の当選を正式宣告——上下両院集会は前日からの徹夜の討議の末、大統領にマルコス、副大統領にロベスの正式当選を宣告した。

▼ 米国からスタンドバイ・クレジット——米国から帰国したカスティージョ(Dr. Andres Castillo)中央銀行総裁は、新ペソ平価防衛のため米国商業銀行と新たに9700万ドルのスタンドバイ・クレジットの取りきめをした、と発表した。

(注) これにより米国とのスタンドバイ・クレジットは従来の4750万ドルと合わせ、1億4450万ドルとなり、IMFとのスタンドバイ・クレジット4040万ドルと合わせるとデコントロール以来最大の1億8490万ドルが中央銀行のペソ防衛に使用できることとなった。そのほかに現在の外貨保有は約1億9000万ドル(2月8日参照)。

▼ 外国企業の国内金融利用——エナレス NEC 議長は、外国企業が国内資金を利用してフィリピン中小企業の相対的に小さい融資の源資を枯渇させているとのべ、中央銀行が実状を調査して、外国企業の借出限度を規定するよう要請した。

19日 ▼ 賠償による車輛買付保留——マルコス次期大統領は、在東京の代表団に対

し、賠償による日本からの国鉄用車輛6000万ドルの買付契約は、この契約に関する不正の調査が終るまで調印を保留するよう通告した。

22日 ▼ 米、17基地の使用を放棄——メンデス外相とブレア米大使の間で、米側がフィリピン内の17軍事基地の使用権とクラーク空軍基地の約1万haの土地の使用権を放棄する協定および米比がコレヒドール防衛戦で戦死した兵士の記念碑を建設・維持する協定が調印された。

(注) 17軍事基地は1947年の米比軍事基地協定により保持され、1959年8月のSerrano-Bohlen協定で放棄の了解に達していた。クラークの1万haはSerrano-Bohlen協定でカバーされていなかった。

▼ 選管、上院選の上位7人の当選宣告——選挙委員会は、今次選挙の上院議員当選者につき国民党側から疑義が出されている第8位は最高裁判決まで保留し、次の上位7人を当選と宣告した。(数字は確定得票)

1. Jovito Salonga (L)	3,629,834
2. Alejandro Almendras (N)	3,472,689
3. Genaro Magsaysay (N)	3,463,159
4. Sergio Osmeña (L)	3,234,966
5. Eva Estrada Kalaw (N)	3,191,000
6. Dominador Aytona (N)	3,037,666
7. Lorenzo Tañada (N)	3,014,619

(注) 第8位はCesar Climaco (L)、第9位がWenceslao R. Lagumbayとなったのであるが、国民党は第8位のクリマコにつき若干の州の開票結果の不正を挙げ異議を申立てていた。最高裁は20日、クリマコ候補の当選宣告を23日まで保留するよう命じた。一方、自由党は最高裁に対し、8人全員の当選を宣告するか、宣告を延期するよう提訴していた。

▼ 当分、公共事業計画に財政支出せず——マルコス次期大統領は、新政権は最初の6ヵ月間は、①民間資金による公共事業計画の可能性の検討、②公共事業計画への政府財政の窮乏、の点から公共事業資金を支出しない、と発表した。

▼ シンガポールと外交関係樹立か——クアラルンプールの外交消息筋は、「フィリピンは今後2ヵ月間にシンガポールを承認し、外交関係を樹立すると思われる。マルコス氏はすでに、就任後の最初の行動の一つはマレーシアとの外交関係復活であろう、と語った。」とのべた。(UPI-MB)

▼ ジープニイなども値上げ申請——Enrique Medina PSC委員長は、ジープニイと自動カレサ運行业者の値上承認申請(最低料金を10セントボから15セントボ

フィリピン（12月）

に上げ、1 kmの料金を $\frac{3}{4}$ セントポ値上げ）について来月公聴会を行なうと言明した。一方船舶所有者もPSCに対して料金値上げを要求している。

23日 ▼米航空会社の第3便取消し——民間航空局は、12月28日から米国の2航空会社、パン・アメリカン航空とノースウェスト航空に対する暫定許可——週3便の飛行のうち第3便を取消すと発表した。この命令はマカパガル大統領の承認を得て行なわれた。

（注） 比側は、航空会社数（比1，米2），経由地点（比3，米10），航空権，便数（比週3便，米週6便）などの不平等点を挙げ、PALのマニラ—東京—ホノルル—サンフランシスコおよびそれ以遠のルートを要求していたが、1964年8月の両国大統領の共同コミュニケに沿った交渉はデッドロックに乗上げ、交渉再開の見込みがつかない状況にある。参照—1964年8月，65年8月。

24日 上院の第8位はラガンバイに——最高裁判所は、クリマコ候補(L)に投ぜられた Lanao del Sur, Lanao del Norte, Cotabato の50投票所の開票結果には作為があるとして、選挙委員会はそれらの区での得票を無効にするよう命じた。

26日 ▼アジア開銀代表にバルマセーダ——マカパガル大統領は、バルマセーダ商工相を来月バンコクで開かれるアジア開銀準備国際委員会のフィリピン代表に指名し、同時に同開銀本店のマニラ設置を準備する国内調整委員会を設置する、と発表した。

（注） バルマセーダの代表任命にはマルコス次期大統領の同意があるといわれる。

27日 ▼内航運賃値上げ——PSCは国内船舶会社が料金を、貨物18%，旅客10%値上げすることを承認した。PSCはその理由として、1960年以降最低賃金法改正と自由化によりコストが40%上って赤字となっていることを上げた。

（注） これによると5年間のコスト上昇の細目は、部品43%，燃料40%，保険55%，借入金利子50%，維持費40%，旅客食糧・供給品65%，人件費50%。

28日 ▼灌漑施設建設で世銀借款申請——マカパガル大統領は、7基の灌漑施設建設のため350万ドルの世銀借款を申請したと発表。

（注） さきに10基建設のため750万ドルを申請。全部で5000万ドルを申請するはず。

▼バス料金値上げで公聴会へ——PSCは、バス料金値上げについて、首席検事、市民の団体などの旧料金復帰請願を受けて、来月20日に、その請願について公聴会を行なうと発表した。

29日 ▼ 新政権の財政金融政策の方針——ロムアルデス次期蔵相は新内閣の財政金融政策について、①不振の産業を救うために金融緩和、②絶対に必要な時以外は外国からの債務を負わない、③政府支出は、収入の範囲で行なう、との方針を明らかにした。

▼ マニラの外国人小売商の動向——商工省 Eliseo Quirino 商業局長は1954~64年間のマニラ市内外国人小売商の実態を次のように発表した。小売業国民化法により小売商をやめなければならない者のうち、373人は国籍を取得した。また327人の外人製造・加工業者は小売商の登録を要せず製品を売ることができる。

(注) 小売業国民化法は1954年に成立、1964年6月から実施に入った。参照—1964年6月19日。

	1954	1964	増減
外国人小売商登録者総数	7,005	3,741 (*)	-3,466
内 訳			
個人所有者	5,974	3,741	-2,435
法人(合名, 株式, 社団)	1,031	0	-1,031
外国人小売商登録者総資産 (個人所有者のみ) (ペソ)	104,420,221	135,614,655	+31,194,434

(*) マニラ市への平均年間流入224人をふくむ。

▼ マレーシアとの国交回復とサバ問題——大統領就任式に列席のため来比したマレーシアの Dato Ismail bin Abdul Rahman 内相は「サバ問題は国交正常化後もよろこんで討議する。我々がマニラ協定から逸脱したことはない。」とのべた。一方インドネシア代表 Surjadi 予算相は「マレーシア・フィリピン間の国交正常化はマニラ協定のワク内で行なわれるべきだ」と語った。

30日 ▼ 大統領就任式挙行——ルネタ公園で、フィリピン共和国第6代大統領マルコスと副大統領ロペスの就任式が行なわれた。35カ国の外国代表が列席したが、うち主な列席者: Hubert H. Humphrey 副大統領(米), 丁一樞首相(韓), Thanat Khoman 外相(タイ), Ismail bin Dato Abdul Rahman 内相(マレーシア), 岸信介元首相(日), 張群総統府秘書長(国府)。

▼ マルコス、経済政策を表明——本日付の *Far Eastern Economic Review* は、要旨次のような R. H. Leary のマルコス新大統領との会見をかかげた。

1. 今後当面する最大の経済問題

①生産能力と開発の要求に比し低い生産。——生産の主要な責任は民間部門

フィリピン（12月）

にあり、政府はこれを奨励・刺激し、また汚職と密輸の取締りにより生産コストを下げ、公正な競争を防ぐ。

②国民大多数の所得の低さ。——基本的には農民に対する政府の援助を増強して解決する。

2. 農業生産増大の方法

短期的には、肥料、優良種子、灌漑施設、融資等により援助する。長期的には近く、米の需要量を人口増、新技術、土地利用と合わせ検討する。

3. L-L協定の再交渉および対米経済関係一般

私は、1974年以前に同協定を一方向的に破棄することに反対すると公言する。1966年末か1967年はじめまでに再交渉その他の問題で調査会の報告を受けることになっている。対米経済の基本原則は、両国とも現在受けているあらゆる実質的利点が維持さるべきだということである。われわれは輸出と市場の多角化を意図するものであるが、米国が予見しうる将来において第一の市場としてとどまることを期待する。

▼密輸の汚職について措置——マルコス大統領は初閣議で、①密輸取締委員会（委員長ユーロー法相）を設置する大統領命令第1号、②大統領夫妻の親族と商業上・人事上の取引をすることを禁じた行政命令第1号を発した。

31日 ▼マルコス・ハンフリー会談——訪比中のハンフリー米副大統領はマルコス大統領を訪問して会談した。発表された会談内容は「東南アジアの一般問題および同地域における自由世界の共同の努力にフィリピン政府が即時より緊密に参加する可能性」であり、Aspiras情報相は「大統領は南ベトナムに戦闘員を送りたいという態度を変えていないがその前に党および議会と協議する考えである」とのべた。

▼マルコス、軍の刷新を表明——マルコス大統領・軍最高司令官はフォートアギナルドで4軍ならびに軍事大学のパレードを観閲した後、1月3日に彼が正式に国防相に就任し、軍指導部の刷新を行なう、とのべた。

資 料

I 新内閣の閣僚リスト

マルコス新大統領は、12月18日、25日、28日、29日の4回にわたって閣僚を任命した。これにより新しい内閣の構成は次のようになる。

大統領兼国防大臣 Ferdinand Edralin Marcos

副大統領兼農業天然資源大臣 Fernando Lopez (前上院副議長)

外務大臣 Narciso Ramos (前駐国府大使)

大蔵大臣 Eduardo Z. Romualdez (元PNB総裁、現フィリピン信託会社社長)

法務大臣 Jose Yulo (元最高裁判事・下院議長・法相)

文部大臣 Carlos P. Romulo (現フィリピン大学学長、元駐米大使・外相)

商工大臣 Marcelo Balatbat (実業家、元NAMARCO総支配人・PCI会頭)

公共事業運輸通信大臣 Antonio V. Raquiza (下院議員、自由党)

労働大臣 Emilio Espinosa (前下院議員、国民党)

保健大臣 Dr. Paulino Garcia (元保健相・国家科学振興庁長官)

情報大臣 Jose D. Aspiras (元新聞記者、マルコスのスポークスマン)

総務大臣 Vicente G. Duterte (ダバオ州知事)

経済調整庁長官 Constancio Castañeda (前下院議員、国民党事務局長)

国家経済会議議長 Filemon Rodriguez (元NEC議長)

官房長官 Rafael Salas (元官房長官補佐)

農地庁長官 Conrado F. Estrella (元パンガシナン州知事)

国家統合委員長 Mamintal Tamano (弁護士、前副知事)

地域開発大統領補佐官 Ernesto Maceda (元マニラ市会議員)

(備考)

この結果まだ任命されていないポストは、社会厚生長官、予算委員会委員長、計画実施局長官などでこれは就任式後に持越された。このうちにはマルコスの機構改革の対象になるものも予想される。

II 第6国会の構成

上 院 (24名)

フィリピン (12月)

議長 A. M. Tolentino (N), 副議長 L. Sumulong (N)

Alejandro D. Almendras (N, 再)	Gaudencio E. Antonino (I)
Dominador Aytona (N, 新)	Jose W. Diokno (N)
Rodolfo Ganzon (N)	Eva Estrada Kalaw (N, 新)
Maria Kalaw Katigbak (L)	Wenceslao Lagumbay (N, 新)
Juan R. Liwag (L)	Genaro F. Magsaysay (N, 再)
Manuel P. Manahan (PPP)	Raul S. Manglapus (PPP)
Camilo Osias (L)	Sergio Osmeña, Jr. (L, 新)
Ambrosio Padilla (L)	Gil J. Puyat (N)
Francisco "Soc" Rodrigo	Gerard M. Roxas (L)
Jose J. Roy (N)	Jovito S. Salonga (L, 新)
Lorenzo Sumulong (N)	Lorenzo M. Tañada (N, 再)
Arturo M. Tolentino (N)	San Andres Ziga (L)

下 院 (104名)

議長 C. T. Villareal (L), 副議長 S. K. Pendatun (L)

Abra	Carmelo Z. Barbero	(L)
Agusan	Jose C. Aquino	(L)
Aklan	Rafael B. Legaspi	(N)
Albay	第1区 Venancio Ziga	(L) (再)
	第2区 Carlos Imperial	(N)
	第3区 Josefina B. Duran	(L) (再)
Antique	Jose F. Fornier	(L) (再)
Bataan	Pablo Roman	(L)
Batanes	Jorge Aurora Abad	(L) (再)
Batangas	第1区 Federico Serrano	(N)
	第2区 Olegario Cantos	(L)
	第3区 Jose B. Laurel, Jr.	(N) (再)
Bohol	第1区 Natalio P. Castillo	(N) (再)
	第2区 Jose Zafra	(N)
	第3区 Teodoro Galagar	(N)
Bukidnon	Benjamin Tabios	(L)
Bulacan	第1区 Teodulo C. Natividad	(N) (再)

	第2区	Rogaciano M. Mercado	(N)(再)
Cagayan	第1区	Tito M. Dupaya	(L)(再)
	第2区	Benjamin T. Ligot	(L)(再)
Camarines Norte		Fernando V. Pajarillo	(L)
Camarines Sur	第1区	Ramon Felipe, Jr.	(L)
	第2区	Felix A. Fuentebella	(N)(再)
Capiz	第1区	Mariano Acuña	(L)
	第2区	Cornelio T. Villareal	(L)(再)
Catanduanes		Jose M. Alberto	(L)(再)
Cavite		Justiniano Montano	(L)(再)
Cebu	第1区	Ramon M. Durano	(N)(再)
	第2区	Jose L. Briones	(L)(再)
	第3区	Ernesto Bascon	(L)
	第4区	Isidro Kintanar	(N)(再)
	第5区	Antonio Cuenco	(L)(再)
	第6区	Amado B. Arrieta	(L)
	第7区	Tereso Dumon	(L)(再)
Cotabato		Salipada K. Pendatun	(L)(再)
Davao		Lorenzo Sarmiento	(L)
Ilocos Norte	第1区	Antonio V. Raquiza	(L)(再)
	第2区	Simeon Valdez	(N)(再)
Ilocos Sur	第1区	Floro Crisologo	(L)(再)
	第2区	Pablo C. Sanidad	(L)(再)
Iloilo	第1区	Pedro G. Trono	(L)(再)
	第2区	Fermin Caram, Jr.	(N)
	第3区	Gloria Tabiana	(L)(再)
	第4区	Ricardo Y. Ladrido	(L)(再)
	第5区	Jose M. Aldeguer	(N)(再)
Isabela		Melanio Singson	(L)
Laguna	第1区	Manuel Concordia	(L)
	第2区	Magdaleno Palacol	(L)
Lanao del Norte		Mohamad Ali Dimaporo	(L)

フィリピン (12月)

Lanao del Sur		Rasid Lucman	(L) (再)
La Union	第1区	Magnolia Antonino	(I)
	第2区	Epifanio B. Castillejos	(N)
Leyte	第1区	Artemio Mate	(N)
	第2区	Salud V. Parreno	(N)
	第3区	Marcelino Veloso	(N) (再)
	第4区	Dominador Tan	(L) (再)
Manila	第1区	Fidel A. Santiago	(L) (再)
	第2区	Joaquin R. Roces	(N) (再)
	第3区	Sergio Loyola	(L)
	第4区	Pablo V. Ocampo	(N)
Marinduque		Fransisco Lecaroz	(L) (再)
Masbate		Andres Clemente	(N)
Misamis Occidental		William Chiongbian	(L)
Misamis Oriental		Emmanuel Pelaez	(I)
Mountain Province	第1区	Juan Duyan	(L) (再)
	第2区	Andres A. Cosalan	(L)
	第3区	Luis P. Hora	(L) (再)
Negros Occidental	第1区	Armando Gustilo	(N) (再)
	第2区	Felix P. Amante	(L)
	第3区	Felix Feria, Jr.	(L)
Negros Oriental	第1区	Lorenzo G. Teves	(N) (再)
	第2区	Lamberto L. Macias	(N) (再)
Nueva Ecija	第1区	Eugenio Baltao	(N) (再)
	第2区	Angel D. Concepcion	(N)
Nueva Vizcaya		Leonardo Perez	(N) (再)
Occidental Mindoro		Pedro C. Medalla	(N)
Oriental Mindoro		Luciano A. Joson	(L) (再)
Palawan		Ramon V. Mitra	(L)
Pampanga	第1区	Juanita L. Nepomuceno	(L) (再)
	第2区	Angel P. Macapagal	(L)
Pangasinan	第1区	Aguedo Agbayani	(N) (再)

フィリピン (12月)

	第2区	Laureano Jack Soriano	(N)
	第3区	Cipriano B. Primicias, Jr.	(N)(再)
	第4区	Amadeo J. Perez	(L)(再)
	第5区	Jesus Reyes	(L)
Quezon	第1区	Manuel S. Enverga	(N)(再)
	第2区	Eladio Caliwara	(L)(再)
Rizal	第1区	Eddie Ilarde	(L)
	第2区	Frisco S. San Juan	(N)
Romblon		Jose D. Moreno	(N)(再)
Samar	第1区	Eladio Balite	(L)(再)
	第2区	Fernando Veloso	(N)(再)
	第3区	Felipe Abrigo	(L)(再)
Sorsogon	第1区	Vicente Peralta	(N)(再)
	第2区	Salvador R. Encinas	(L)(再)
Southern Leyte		Nicanor Yniguez	(N)(再)
Sulu		Salih Ututalum	(L)(再)
Surigao del Norte		Constantino S. Navarro	(L)
Surigao del Sur		Gregorio P. Murillo	(N)
Tarlac	第1区	Jose Cojuangco, Jr.	(L)(再)
	第2区	Jose V. Yap	(L)
Zambales		Ramon Magsaysay, Jr.	(L)
Zamboanga del Norte		Alberto Q. Ubay	(L)(再)
Zamboanga del Sur		Vincenzo A. Sagun	(L)(再)

(備考)

- この表は、新聞の開票結果中間発表にその後の新聞記事を参照して当選者を確定しながら作製した。また American-Philippine Yearbook, 1964~65. 中の第5議会の構成表を対照した。議長・副議長は1月17~19日の臨時国会で選出された。
- 1月10日、上院のスムロング(N)、アントニーノ(無)、マングラブス、マナハン(PPP)の4人は「改革と進歩のための共同行動」というブロックを結成した。下院でも選挙当時からみて党籍の若干の異動がある。先月号の党派別当選者数との不一致はこのためである。
- N-ナショナリスト、L-リベラルズ、PPP-フィリピン進歩党、I-無所属を示す。

フィリピン (12月)

下院の項で、再は再選、それ以外は新人または元議員。上院では、再は再選、新は新人、それ以外は今回改選されなかった議員。

III フィリピン経済の1965年実績と1966年の展望

商工大臣 Cornelio Balmaceda

Manila Daily Bulletin, 1965. 12. 27~28.

1965年にはフィリピン経済は明暗両様の傾向を示した。だが全体として見れば確かに良好な実績を収めた。

1962年初期に行なわれた自由化(decontrol)は諸種経済領域で所要の構造変化を実現させるに役立つ主なる要因として今日まで引きつづき作用してきた。この構造変化の影響が累積し、所得増と国民生産の水準向上に乗数的効果が生じた。

経済構造を農業を基礎とする構造から農・工業構造に移行させるための政府の努力が進展した。このような経済構造基盤の移行は、民間部門が政府の諸政策に共鳴したことを証明する。

〔国民所得〕

工業化の加速度的な進捗によってフィリピンは経済成長のより高い水準に押し進められた。国民経済計算の数値はまだ利用できないが、各生産要素の純所得である国民所得は1963~64会計年度の増加率6.1% (1960年価格)を超えたことを示している。国民総生産も同一期間の6%水準を超えたことを確実に示している。

1964年に35.3%の急激な増加率を示した国内投資総額は、現在では民間投資と公共投資とが新資本形成に著しく寄与したため、未曾有の水準に達している。総固定資本投資は、1964年には24.2%の増加率を示したが、この増加傾向は耐久施設で最も著しく37.4%の増加率を示した。

1965年に推進された事業計画は、主として食品加工業、化学工業、木工業、金属工業、鉄鋼業などの製造業の諸部門であった。これら事業計画の大多数は高度に資本集約的である。これらの投資やその他工業部門での新規投資ならびに現行の企業収益の再投資を加えて、1965年末には国内総資本形成は未曾有の水準に達する見込である。

米、とうもろこしなどの食用穀物収量は、1964~65収穫年度には、前年度収量をやや上廻った。ただし収量は消費需要を賄うには依然として不足のようである。そのためこれら主食穀物の輸入を政府のイニシアティブで企画する必要がある。コプラ、アバカ、葉煙草、丸太などの輸出品目の生産は、1964~65収穫年度には減少した。こ

れに対して、砂糖と製材とは著しい増産であった。

〔物 価〕

物価は高騰したのもあれば低落したのものもある。主要輸出10品目のうちで8品目の輸出価格が急騰した。これら品目はコプラ、丸太、製材、ココナツ油、乾燥ココナツ、パイナップル、粉末コプラである。これに対して砂糖とアバカの輸出価格は下落した。輸出価格の最も上昇した品目は、コプラ、製材、ココナツ油である。1月～7月の期間に輸出価格は1964年の水準に比し製材は20%増、コプラは約22%増、ココナツ油は約25%増であった。このように一部輸出品目の生産量はかなり低かったものの、世界市場でのこれら品目の価格が高かったため、その輸出収入は増加した。

消費者物価は前年に比し微騰した。例えば消費者物価指数は1月～7月の期間には138.8（1965年=100）で、1964年の水準たる136.9に比し僅か1.9の増加を示したにとどまる。輸入品物価指数は、国産品価格の3倍に近い増加を示した。同じく1～7月の卸売物価指数は、1964年に比し2.2の増加を示したにとどまり、他方で小売物価指数は1964年に比し1.4の増加を示しただけであった。

基本・必需品目の需給関係の極端な変動はさげられ、あるいは最低限度に押えられた。こうして、一部の要因が不利に作用したにもかかわらず、1965年を通じて物価は全体として相対的安定の状態にあった。

〔雇 用 事 情〕

雇用もまた増加した。1965年上半年期には食料、葉煙草、飲料、織物、履物類、金属製品を生産する事業所の雇用者数は増加した。これに対して製紙、家具類、その他木工品と非金属鉱物加工を行なう事業所の雇用者数は減少した。

雇用者の最も増加した生産部門は、製材、飲物および織物の生産であった。これに反して雇用者数の著減した生産部門は、製紙と電気機械生産とであった。

このような傾向は1965年中持続した。

〔貿易バランス〕

1965年は外国貿易と内国貿易との両者があらたに発展したことを特色とする。これら両部門で貿易収支の増加がみとめられた。

貿易総額は、1964年には7億7940万ペソであったが1965年はこの額を超えたものと推定される。一部輸出品目の減産にもかかわらず海外の需要が増加したため、輸出価格が高騰した。1965年上半年期には分蜜糖および精糖は外貨獲得の第1位で、その輸出収入は8540万ドルに達し、これに続き第2位を占める丸太・製材の輸出収入総額は6730万ドルであった。このほか外貨獲得に著しく役立った品目はコプラ（総額6570万

フィリピン (12月)

ドル)とココナツ油(総額3110万ドル)である。

1962年(1965年のあやまりか?)上半期の輸出総額は、3億7380万ドルで、仕向国別内訳は米国54%、日本24%、オランダ6%、西ドイツ2%、その他である。

1965年の輸入は、1962年分に比しやや増加した。しかし輸入の増加率は、輸出増加率に比しはるかに低い。1965年の主要相手国は従来通り米国と日本とである。

全体として貿易バランスと純交易条件(net terms of trade)とはフィリピンにとって有利であった。このことは外貨準備に有利に働き、従来最高であった1964年の1億4000万ドルの保有高に比し優に1億7000万ドルに達した。

〔小売業〕

1965年には多数のフィリピン人が小売業に進出した。フィリピン人の手に小売業を営む権利を与える「小売業国民化法」が1964年6月に発効して以来、小売業に進出したフィリピン人の数は激増し、この進出現象は「サリサリ」、雑貨販売業、小間物織物販売業、一般商品販売業、履物類販売業で特に目立った。フィリピン人小売業者は、従来通り政府から融資を受けて、小売業でひきつづき有利な地歩を占めた。小売業者に融資するため設置されたフィリピン小売業基金の回転資金は、当初は2000万ペソに過ぎなかったが、現在では1億3000万ペソ以上を貸付けている。フィリピン全国協同組合銀行とフィリピン国立銀行とは、この貸付資金を、フィリピン小売業基金法に定める枠内で、多数のフィリピン人小売業者に融通して増殖をはかっている。

商業局は「小売業国民化法」を全国にわたって鋭意施行している。その結果フィリピン人の小売業進出数は増大し、反面この法律の発効した1954年に2万名を超えていた非フィリピン人小売業者は、10年後の1964年には1万名足らずとなり、1965年に更に一層減少した。

以上述べた措置とは別に、フィリピン人の国内取引業進出を奨励するため、全国交易公社が諸種の措置を講じており、とりわけ小売業者に必需消費物資を潤沢に供給する措置に最大の重点を置いている。全国交易公社がかように重要商品ならびにその他の必需消費物資を絶えず供給して、在庫品を常時確保させているため、5万名を超える全国のフィリピン人小売業者は営業上きわめて大きな便宜を受けている。

〔家内工業〕

農村の家内工業は政府の種々の援助があつて国民の注目するところとなった。全国家内工業開発公社は家内工業振興に一層の関心をおこすのに大きな刺激を与えた。同公社に登録済の家内工業生産者は約2万名で、彼等はいずれも同公社から融資または技術援助を直接受けている。製品の内外市場での販売にも援助が与えられている。小

工業生産者に最大限の援助を与えるため、諸種の民間事業所と関係政府機関とは緊密に協力している。

〔工業助成措置〕

基礎工業部門と家内工業とに適用されてきた免税措置は、従前よりも大幅に実施されることとなり、税金として政府に納付すべきであった金が事業主によって経営費として保有されている。

フィリピン開発銀行は社会経済開発5ヵ年計画に定める事業計画の実施を促進するため、優先事業計画に対し融資を行なった。同銀行は1965年上半期には製造工業に対し1億ペソ以上の融資を行ない、融資先は金属工業、化学工業、諸種加工業であった。ただし競合する諸種事業計画にもれなく融資するには、貸付資金が不足したため重点融資方針に基き国産原材料を完成品に仕上げて国内消費と外国市場とに向けの特定企業に優先融資せねばならなかった。更にまた開発銀行は長期増資に国内資金だけでは不足なため、外国からの融資を希望する一部国内企業家の信用保証を行なった。大統領命令によって一部関税率は関税法の「弾力性条項」に基き改訂された。輸入税は国民経済、一般福祉、国防のため必要とあれば、関税法に基き適宜増減されよう。

40品目以上の輸入税が国内工業保護のため引上げられ、これに反して国内生産量では需要を賅い切れない薬品、薬剤、抗生物質などの一部品目の関税率は消費者に適正価格で所要量を供給するため引下げられた。諸種の貿易振興措置が実施された。

〔通商協定〕

1963年にフィリピンとインドネシアとの間に通商協定が成立し、1964年にはフィリピンと西ドイツとの間にも通商その他関連の協定が成立した。また同じく1964年にはフィリピンとインドとの通商協定基本案がマニラで調印され、1965年にはフィリピンとオーストラリアとの間にも通商協定が成立した。このように諸国との間に通商協定がひきつづき成立したことを述べる理由は、事情が許すならば諸国との間に相互に有利な条件に基き通商を行なうことが可能なことを指摘するにある。これらの通商協定が成立したため1965年の貿易量は増加した。

米国を含め以上述べた諸国との間に成立した通商協定の成果についてひきつづき評価が行なわれているが、これはフィリピンがこれら協定を通じて今後確保できる最大限の利益を確定するためである。フィリピンと米国との通商規模は拡大し続けている。

〔ラウレル・ラングリー協定〕

1965年から米国市場に仕向けられるフィリピン有税品は、40%の米国関税を賦課さ

フィリピン (12月)

れはじめた。この関税率は1962～64年には20%、1959～61年には10%、1956～58年には僅か5%であった。砂糖とアバカはラウレル・ラングリー協定に基き米国市場で無条件割当を保証されているが、関税引上げ措置の対象となった。これに反してココナツ油、葉巻煙草、屑煙草、真珠ボタンなど免税割当輸入品目は、従来の割当量が40%減となった。そのため1965年央までにフィリピンは屑煙草とココナツ油の割当量を輸出し尽した。

米国でフィリピン商品に適用される特惠関税の程度が減少したにもかかわらず、米国市場向けフィリピン商品輸出量は増加した。これに反してフィリピン向け米国商品にはフィリピン関税法に基き90%の輸入税が賦課されることとなった。米国商品の関税は1962～64年には現行税率の75%、1959～61年には50%、1956～58年には25%にすぎなかった。

米国が1億ポンドのアバカ備蓄を一挙に放出するとの計画を立てたため、フィリピン政府はこの計画のためフィリピン産アバカが悪影響を受けるおそれがあるので、米国に抗議を申し入れた。米国政府はこの抗議を受入れて方針を変更し、米国備蓄品の市場放出は年間500万ポンドの割合で20年にわたって行なわれることとなった。こうしてアバカ産業に不利な影響を与えない秩序立った備蓄品処分計画の実施を保證された。

貿易相手国としては従来通り日本が米国の次に重要な地位を占め、輸出総額の約25%が日本に向けられており、依然として丸太、製材その他の木製品の最大の市場である。フィリピン産丸太の約84%は日本に仕向けられ、13%が台湾と南鮮とに輸出されている。

ヨーロッパ共同市場もフィリピンの外国貿易で大きな比重を占め、西ドイツ、英国、オランダは米国、日本とともにフィリピン外国貿易の5大相手国である。英国、西ドイツ、オランダには主としてココナツ油、アバカ、コブラが輸出されている。

〔アジア開発銀行〕

フィリピンは、国連アジア極東経済委員会(エカフエ)の支持するアジア開発銀行設置にあたって指導的役割を果たした。この計画は1963年12月マニラで開催の第1回アジア諸国経済協力閣僚会議にはじめて提出され、ひきつづき1965年3月ニュージーランドのウエリントンで開催の第21回エカフエ年次総会で検討された。同会議の決議に基きアジア9ヵ国代表が構成する使節団は、設置案の実現を促進するため世界諸国を歴訪し、その後同使節団は銀行定款の起草、準備会議の開催、第2回閣僚会議の開催全権委員会会議の開催に当たる諮問委員会に改組された。閣僚会議と全権会議は1965年

11月29日～12月4日にマニラで開催された。このマニラ会議ではエカフエ加盟諸国と非加盟諸国とが銀行設置協定書に調印し、銀行本店所在地としてはアジア18ヵ国参加の同会議でフィリピンと決定された。フィリピンに開発銀行が設置されることによりフィリピンは世界諸国の経済協力とエカフエ地域開発の促進とに一層寄与することとなる。

[1965年経済情勢の回顧]

全体として1965年の経済は自由企業の雰囲気の中で旺盛な成長力を発揮した。「社会経済開発5ヵ年計画」に定める国民総生産目標成長率6%は、1964年(6.2%)にひきつづき達成されたものと推定される。国民所得は増大したが、経済成長の促進を目指す真摯な努力がある種の不利な事情のため阻害されたことも否定できない。

[1966年経済の展望]

1966年にはフィリピンは発展途上にある経済に内在するいくつかの問題に直面するであろう。基本的諸問題を解決するためには適切な措置を講じなければならない。かかる基本的問題の主なるものは下記の通りである。

1. 原材料と生産機械の大部分を輸入に依存する国内製造工業の外貨需要を賄うため、外貨を大量蓄積すること。
2. 国内生産とくに米とその他主食料の生産を高度化して物資不足のため蒙る悪影響を排除することの必要。
3. フィリピン商品の外国市場を分散、多様化することの必要。
4. ラウレル・ラングリー協定の改訂を目的とする交渉の適否を検討、決定することならびにこの改訂交渉の行なわれる場合にとるべき方針を決定することの必要。

1966年には製造工業が国民所得に寄与する程度は増加するであろう。最近3年間に製造工業の国民総生産に占める割合は、平均して約18%であった。諸部門において製造施設が増産を達成するならば、輸入品代替度は著しく高まるであろう。ただし多数の製造施設が原材料その他の資本財の輸入費用を支払うために、従来よりも多くの外貨を必要とするであろう。これら製造施設が操業し続けるためには、輸入を賄うに足る十分な外貨を保有せねばならない。従って工業化に不可欠な外貨需要に応じうる程度の外貨を常時保有していなければならない。

国民の米その他主食品の消費量が増加したため、これら生産物を増産することが急務である。米増産計画が完遂されない限り物価水準に悪影響を与える米不足が生ずることは必至である。

アジア諸国の

政治・経済・社会の

動きを適確に

把握するための手引書

アジアの 動向 <月刊>

A5判・200頁/定価 1000円

●内容 アジア各国の政治・経済動向の概観、重要問題の解説/現地紙を素材にした重要事項日誌/現地紙の論説、社説、政府発表、統計、その他資料の紹介

●対象国

韓国、中国、インドシナ3国、フィリピン、タイ、マレーシア、シンガポール、インドネシア、ビルマ、インド、パキスタン、(付)シベリア開発

●予約購買料 昭和四一年度より

年額七、〇〇〇円(送料共)

●発売所

雄松堂書店

東京都新宿区四ツ谷1の17
TEL(353)2636/振替東京71208

●内容見本ご希望の方は左記へお申し込みください

アジアの動向 [フィリピン] 1965

昭和41年1月25日印刷

© 1966年

昭和41年2月1日発行

定価 800円

発行所

アジア経済研究所

東京都新宿区市ケ谷本村町42
電話東京 353局 4231(代表)

印刷所

株式会社 第二印刷所

製本

株式会社 舟清製本所

アジア経済研究所